

令和8年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント（水田活用直接支払交付金版）

制 定 令和7年4月1日付け 6農産第 5363 号
一部改正 令和7年12月1日付け 7農産第 3521 号
一部改正 令和8年4月8日付け 8農産第 33 号
農林水産省農産局農産政策部企画課長通知

経営所得安定対策等実施要綱（令和８年４月８日施行）	具体的な運用のポイント
I 趣旨 経営所得安定対策及び水田活用直接支払交付金（以下「経営所得安定対策等」といいます。）の交付に関する手続については、本実施要綱に定めるところにより行うことにします。	【共通】 - 各手続について時系列で整理すれば、別添１「経営所得安定対策等に係る手続の概要」のとおり。 - 本通知に関する様式については、別添２のとおり。 - 本通知において「地方参事官等」とは、都道府県に駐在する地方参事官及び地方調整官並びに経営所得安定対策等の担当職員（都道府県に駐在する地方参事官又は地方調整官が担当する特定の区域以外の区域においては、地方農政局の生産部、北海道農政事務所の生産経営産業部又は沖縄総合事務局の農林水産部。以下「地方農政局生産部等」という。）をいう。
II 経営所得安定対策等の普及・推進等 １ 経営所得安定対策等の交付事務を円滑に実施するため、都道府県・市町村等地域段階において、農業再生協議会を活用し、行政と農業者団体等が連携した取組を進めることにします。 （注）農業再生協議会の運営方法などの細則については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成２７年４月９日付け２６経営第３５６９号農林水産事務次官依命通知）において定めます。 ２ 都道府県段階では、地方農政局、北海道農政事務所又は沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」といいます。）が、都道府県や都道府県農業再生協議会と連携して、管内市町村、農業協同組合（以下「農協」といいます。）、地域農業再生協議会等の市町村段階の関係機関に対して経営所得安定対策等の趣旨、内容の周知等の活動を行います。 ３ 市町村段階では、地方農政局等が、地域農業再生協議会を構成する市町村、農協等の関係者と連携し、地域の実情に応じて、各種説明会や農協の地区別懇談会等を活用し、経営所得安定対策等の趣旨、内容の周知等の推進活動を行います。 ４ 地方農政局等は、経営所得安定対策等の実務や推進活動が円滑に進められるよう、地域農業再生協議会と相談して、経営所得安定対策等に係る年間スケジュールを作成します。これを基に、地域農業再生協議会は経営所得安定対策等の計画的な取組を進めるとともに、地方農政局等は、年間スケジュールに即した取組を行う地域農業再生協議会に対して、指導・助言を行います。	【共通】 - 都道府県段階では、地方参事官等が、都道府県や都道府県農業再生協議会と連携して、周知等の活動を行う。 - 市町村段階では、地方参事官等が、地域農業再生協議会を構成する市町村、農協等の関係者と連携し、地域の実情に応じて、推進活動を行う。 - 地方参事官等は、地域農業再生協議会と相談して年間スケジュールを作成するとともに、必要に応じて、地域農業再生協議会に対して指導・助言を行う。
III 交付申請手続 １ 交付申請書等の配布 （１）農業者の申請手続が円滑に進むようにするため、地域農業再生協議会は、「経営所得安定対策等交付金交付申請書」（様式第１号。以下「交付申請書」といいます。）及び「水稻生産実施計画書兼営農計画書」（様式第２号。以下「営農計画書」といいます。）を農業者に配布します。	【共通】 - 前年度に経営所得安定対策等に加入していた者に対しては、原則として、地域農業再生協議会が、前年度の加入者データを印字した「交付申請書」（様式第１号Ａ・Ｂ）及び「営農計画書」（様式第２号）等を送付する。 - 申請書類の事前配布の際には、地域農業再生協議会は、必ず以下の書類が行き渡るようにする。 「交付申請の内容（詳細）」（様式第１号） 「経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項」（様式第１号別紙） 「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」（様式第１号の参考） 「個人情報の取扱い」（様式第１号別添１）

(2) 様式第2号で示している営農計画書は参考様式ですので、経営所得安定対策等の運営に必要な情報が把握できるものであれば、水稻共済細目書異動申告票との一体化様式などを使用することができることにします。	「安全な農作業の実施に係る取組事項」(様式第1号別添2) 「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート(各取組項目の解説)」(様式第1号別添3) 「農地の利用計画記入欄の注意事項」(様式第2号別紙) 「水稻生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について」(様式第2号の参考) ・ 「営農計画書」(様式第2号)は、必要な情報が把握できるものであれば、事務の簡素化・効率化のため、これまでに使用していた様式を使用してもよい。ただし、地方参事官等が、交付申請者別の交付対象作物ごとの作付面積の合計を、「営農計画書」(様式第2号)の基礎データにより確認できるようにする必要がある。
2 交付申請書・営農計画書の提出 (1) 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者(以下「交付申請者」といいます。)は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。 ただし、水田活用直接支払交付金の交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の5の(1)の規定に基づき、取組計画書を変更した場合は、変更後の営農計画書を、生産年の8月20日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。 なお、交付申請者は、経営所得安定対策等の交付金の交付申請に当たって、「経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項」(様式第1号別紙)により次の事項に誓約していただきます。 ① 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領(令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知)に基づく経営所得安定対策等立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限りは、それに応じること。 また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じること。 ② 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出すること。 ③ 以下の場合には、交付金が交付されないこと又は交付金を返還することに異存はないこと。 ア 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 イ 正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けしていないことが判明した場合 ウ 営農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等(以下「適切な生産」といいます。)が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他経営所得安定対策等の交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合 エ 必要書類が保管されていないため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、必要書類が保管されていたとしてもその提出を拒む場合 オ 地方農政局等による立入調査に応じない場合や、同調査において、虚偽の回答等を行った場合 ④ 交付申請書等の関係書類について、本要綱で定められた提出期限までに提出をしなかった場合は、原則として、交付金が交付されないことに異存はないこと。	・ 地方参事官等又は地域農業再生協議会は、交付申請者ごとに必要な書類が揃っていることを確認する。 ・ 地方参事官等又は地域農業再生協議会は、「交付申請書」(様式第1号A・B)及び「営農計画書」(様式第2号)に必要な事項が記入されていることを確認し、接受印等により受領年月日を明記する。 ・ ゲタ及びナラシを申請しない場合は、様式第1号Bの提出を省略することができる。 ・ 郵送で提出されるものについては、消印の日付が申請等期限までの日付となっていればよい。 ・ 水田活用直接支払交付金の交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の5の(1)の規定に基づき取組計画書を変更した場合における「営農計画書」(様式第2号)の変更については、地域農業再生協議会は、交付申請者からの変更の申出又は地方農政局長等から取組計画書の写し等の情報提供等があった場合、当該交付申請者の同意を得た上で、既に提出されている「営農計画書」を当該交付申請者に代わって修正することで、変更後の「営農計画書」の提出に代えることができるものとする。 ・ 生産年の6月30日までに交付申請書を提出していない交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の5の(1)の規定に基づき、取組主体が取組計画書を変更したことに伴い新たに水田活用直接支払交付金の対象作物に取り組むこととなった場合は、当該変更に伴い対象となった作物に係る水田活用直接支払交付金について、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の8月20日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出することができる。

(2) 交付申請書には、交付申請者の住所、氏名を記入するほか、交付申請する交付金を選択します。また、営農計画書には、水稻用途別作付面積及び対象作物ごとの作付面積等を記入してください。 なお、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行う場合、基幹作として作付けを行う作物（一つのほ場当たり一つの作物のみ）及び二毛作として作付けを行う作物が分かるように記入してください。ただし、主食用水稻の作付けを行う場合、主食用水稻以外の作物は二毛作として扱います。 (注) 交付申請書等に、住所、氏名など既に国に登録してあるデータが印字されたものが配布されている場合であって、内容に変更等があるときは訂正して提出してください。 (3) 農協、集荷業者、農業法人等の団体（以下「農協等の団体」といいます。）が、農業者の交付申請書及び営農計画書を取りまとめる場合は、取りまとめた交付申請者に係る交付申請者別の畑作物の直接支払交付金の対象畑作物の出荷契約数量が分かる一覧表など（Ⅳの第1の1の(2)の②のアの(i)を参照してください。）を添付の上、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。 一方、農協等の団体に交付申請書及び営農計画書の取りまとめを委託しない交付申請者においては、畑作物の直接支払交付金の対象畑作物に係る需要者との販売契約の写し等を提出することになります。 (4) 交付申請者が、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの場合に記載されている書類を、交付申請書に追加して提出していただきます。 なお、①から③までについて、前年度までに提出された書類の内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。 ① 集落営農については、規約と共同販売経理を確認できる書類 集落営農の規約の写し、構成員名簿の写し、集落営農（代表者）名義の預金通帳の写し、総会資料等 ② ブロックローテーションの維持や産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進等を理由に、その取組の代表農業者等（代理人）に交付金の受領の権限を委任する者においては、「経営所得安定対策等交付金の受領に係る委任状」（様式第3号） また、前年度までに経営所得安定対策等に参加していなかった者及び参加していた者のうち振込口座を変更する必要がある者については、振込口座の通帳表紙の表裏の写し等の口座情報が確認できる書類 ③（経営所得安定対策に係る内容のため省略） ※ 「令和8年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント（経営所得安定対策版）」（平成23年4月1日付け22経営第7134号農林水産省経営局経営政策課長通知）で定める（以下経営所得安定対策に関する規定について同じ。）。 ④（経営所得安定対策に係る内容のため省略）	- 地方参事官等は必要に応じて地域農業再生協議会の協力を得て、交付申請者に対して、「営農計画書」（様式第2号）における必要事項（「水稻用途別作付面積欄」、「農地の利用計画記入欄」など）を周知し、その記入内容について指導する。 - 地方参事官等又は地域農業再生協議会は、は種前契約や出荷契約が締結されていることを確認する。 - 地方参事官等又は地域農業再生協議会は、自家加工で販売する場合や、直売所等で販売する場合は、販売期間、原料農産物使用計画、商品の加工販売計画等の数量が、最近の原料使用量等からみて妥当かどうかを確認する。 - 経営所得安定対策等推進事業実施要綱別紙2の第2に掲げる一括申請の取組を行う生産出荷団体は、事務委託契約の内容が分かる書類（契約書の雛形等）及び事務委託契約を締結した農業者の一覧表を地方参事官等に提出する。 - 地方参事官等は、集落営農については、通帳の写しや総会資料（決算書類など）により、組織としての共同販売経理が行われていることを確認する。 - 交付申請者が前年度までに経営所得安定対策等に参加していた場合、当該交付申請者に係る①の集落営農の規約と共同販売経理を確認できる書類及び③の畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付対象者であることが確認できる書類（以下「追加提出書類等」という。）について、当年度の確認が前年度までの交付申請時に提出された追加提出書類等によって確認することができる場合は、前年度までの交付申請時に提出された追加提出書類等によって確認することができるものとする。 - なお、この場合、地方参事官等は、追加提出書類等の変更がない交付申請者が確認できる一覧表等を作成し、原則として、書類の保存期間（5年）満了時に当該交付申請者に追加提出資料等の提出を求めた上で、一覧表等を更新するものとする。 - 地方参事官等は、「経営所得安定対策等交付金の受領に係る委任状」（様式第3号）の提出があり、交付金の受領に関する一切の権限を代理人に委任している場合、ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進等に取り組んでいる農家やグループの代表者となっていること及び参加する農家の一覧表、対象地域の作付予定図などにより、一定の地域的なまとまりを持った取組であることを確認する。 - 地方参事官等は、取組内容が適当と認められる場合には、「経営所得安定対策等交付金の受領に係る委任状」（様式第3号）等により申請があった代理人の口座情報を交付金算定システムに登録する。 - ネットバンク又は一般の金融機関で通帳を発行せずに、ネットで取引できるサービスを利用する交付申請者は、サービス開始時に当該金融機関から送付されるキャッシュカードに同封された口座番号等の情報が記載された用紙のコピー又はパソコン・携帯電話等の上記情報が表示されている画面の画像等の写しを提出してもらうことでも可とする。（用紙にログインパスワードや個人番号など、個人情報に記載されている場合は、当該部分をマスキングしてもらい、あくまでも「金融機関名、預金種目、口座名義、口座番号、金融機関の支店番号」のみをコピーしてもらうこと）。
---	---

(5) 環境との調和に関する要件 本対策は、農業の生産活動を長期的に持続させることを前提として、担い手等の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、交付対象者は、環境と調和のとれた農業生産の基準を遵守していることが必要です。 具体的には、農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について、本対策に加入申請した者自らが点検を行っていることとします。 また、交付対象者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境と調和のとれた農業生産を実施したかどうかの確認を行うこととします。	・ 環境と調和のとれた農業生産の実施については、令和6年度までは「畑作物の直接支払交付金」、「収入減少影響緩和交付金」、「コメ新市場開拓等促進事業」及び「畑作物産地形成促進事業」を申請する場合に要件としていたが、令和7年度からは「水田活用の直接支払交付金」及び「畑地化促進事業」についても要件となった。 ・ 交付申請者は、「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」（様式第1号の参考。提出は不要。）により自ら点検を行い、「交付申請書」（様式第1号A）の「③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄にチェックする。 ・ 地域農業再生協議会又は地方参事官等は、「交付申請書」（様式第1号A）の「③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄にチェックが付されていることを確認する。 ・ 環境と調和のとれた農業生産を実施したかどうかの確認は、別途、地方農政局等のみどりの食料システム法の担当者が実施する。
3 申請書類の受付 (1) 地域農業再生協議会は、2の(1)により交付申請者から提出された交付申請書及び営農計画書並びに2の(4)により追加で提出された書類を取りまとめ、 ① 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の交付申請者の分については、原則として生産年の6月30日までに ② 水田活用直接支払交付金のみの交付申請者の分については、生産年の7月31日までに以下を地方農政局等に提出します。 ア 交付申請書及びその基礎データ イ 営農計画書の基礎データ ウ 2の(4)により追加で提出された書類 ただし、水田活用直接支払交付金の交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の5の(1)の規定に基づき、取組計画書を変更した場合は、地域農業再生協議会は、変更後のイを、原則として生産年の8月20日までに、地方農政局等に提出します。 【参考】 別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」（抜粋） 2 交付対象水田の範囲 (1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ② 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地として、次のいずれかに該当するもの ア たん水設備（畦畔等）を有しない農地（本地に直ちに均平することが難しい傾斜がある場合を含み、作物の生産性の向上のため一時的に畦畔を撤去している場合を除きます。） イ 所要の用水を供給しうる設備（用水源及び用水源から引水を行う用水路等の設備。以下同じです。）を有しない農地（天水のみで水稻生産が行えることを近隣水田の生産実績等で示すことができる場合を除きま	・ 地域農業再生協議会は、交付申請者から提出された交付申請書及び営農計画書等の内容を確認した上で、地方参事官等から提供された前年度のデータと照合しつつ、申請者情報、交付対象作物ごとの作付面積の合計を、交付金算定システムを補完する経安申請システム（以下「BAMS」（バムス）という。）に登録し、そのデータ（基礎データ）を交付申請書及び追加で提出された書類等とともに地方参事官等に提出する。なお、地方参事官等へのデータの提出は、原則としてBAMSにより行うものとする。 ・ 地域農業再生協議会が、自らが導入する経営所得安定対策等の執行に係るシステム（以下「協議会システム」という。）を利用している場合等であって、地方参事官等に提出する基礎データをBAMSに一括登録する場合は、そのデータは、別途農林水産省穀物課経営安定対策室から提供するインタフェース仕様書に対応したものとする。 ・ なお、各様式の基礎データに対応するインタフェース仕様書のファイル名は次のとおり。 ① 交付申請書：「（共通）申請情報」、「（ナラシ）交付申請者情報」及び「（ナラシ）生産予定面積情報」 ② 営農計画書：「（ゲタ）面積情報」及び「（水活）面積情報」 ・ 地方参事官等は、支払業務が計画的に進められるよう、例えば一定程度の分量を取りまとめて報告するよう指導するなど、地域農業再生協議会に対して主体的に協力する。 ・ 交付申請者が直接、地方参事官等に「交付申請書」（様式第1号A・B）等を提出した場合は、地方参事官等は、交付申請書等を受理した上で、「営農計画書」（様式第2号）の原本と交付申請書等の写しを地域農業再生協議会に送付するなど、連携して対応する。 ・ 交付対象面積の確認に必要な書類は、原則として地域農業再生協議会止まりとする。 ・ 地方参事官等は、地域農業再生協議会から提出があった基礎データを、交付金算定システムに取り込む。 ・ 生産年の6月30日までに交付申請書を提出していない交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の5の(1)の規定に基づき、取組主体が取組計画書を変更したことに伴い新たに水田活用直接支払交付金の対象作物に取り組むこととなった場合は、地域農業再生協議会は、当該変更に伴い対象となった作物に係る水田活用直接支払交付金について、交付申請者のア、イ及びウを、原則として生産年の8月20日までに、地方農政局等に提出する。 （交付対象水田を明確化した水田情報（水田台帳等）の整理） ・ 実施要綱別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」の3に基づく水田情報の整理について、地域農業再生協議会は、農業者ごとの「営農計画書」（様式第2号）、水田台帳、水稻共済細目書を用いて整理を行い、地方参事官等の求めに応じて提出できるようにする。 ・ 調整水田等の不作付地の改善計画の達成予定年を過ぎても不作付地のままとなっている水田及び平成30年度以降、3年間連続して不作付地となり、その翌年度も作付けが行われないことが確実な水田については、実施要綱別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」の2の(1)の③に掲げる場合を除き、交付対象水田から除外することになるが、米の生産数量の基礎となる水田面積として整理しておく必要がある場合は、引き続き水田情報として整理しても構わない。ただし、水田情報の中で交付対象水田とそれ以外の水田を明確に区分する必要がある。 なお、現在の利用形態を当面維持する必要がある場合の考え方は、従来の改善計画の考え方も踏まえ判断することとする（例：ビオトープ、鳥獣害を防止するための緩衝帯、水稻の育苗ハウス等）。イの規定を適用しようとする場合は、地域農業再生協議会、市町村又は農業者が、現在の利用形態を当面維持する必要があることについて生産年の9月30日まで

す。)又は土地改良区内にあっては水稻生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地

ウ 撤去が困難な園芸施設(国又は地方公共団体から交付された補助金等により設置等されたガラスハウス等の建物又は構築物(農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林水産省令第18号)の別表(第5条関係)に定められた施設設備等の分類に基づくものであって、処分制限期間内にあるものに限りま

③ 平成30年度以降、3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア 地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第19条第1項に規定する地域計画をいいます。以下同じです。)の目標地図(基盤強化法第19条第3項に規定する地図をいいます。以下同じです。)において、農業を担う者が位置づけられた農地及び位置付けられることが確実な農地(令和4年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。)

イ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局等の長(以下「地方農政局長等」といいます。)が認めたもの

ウ 農地中間管理権が設定されたもの

④ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア 被災した農地、道路又は所要の用水を供給しうる設備が災害復旧事業(国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。)の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること

イ 農業基盤整備事業等の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること

なお、次のいずれかに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。

ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること

イ 令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組(土壌改良資材・有機物(堆肥、もみ殻等を含む。)の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病虫害抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいいます。)を実施したことが確認できること

⑤ 別紙14「畑地化促進助成について」の1の(1)及び別紙21「畑地化促進事業(畑地化支援及び定着促進支援)の交付対象となる取組等について」の1の(1)に規定する取組の対象となる農地

(2)(1)のほか、水田活用の直接支払交付金の交付に当たって、新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の①から④までのいずれかに該当するもの。ただし、①から③までに該当するもので、⑤のAからCまでのいずれかに該当するものを除きます。

① これまで米の生産数量目標の配分を行っていないこと又は需給調整に

に地方農政局長等に対して「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について(申請)」(水_別紙参考様式第6号・水_別紙参考様式第7号)により承認申請するものとし、農業者が申請する場合は、地域農業再生協議会を経由して申請するものとする。その際、当該農地の直近3年間の利用形態も報告するものとする。また、土地改良事業が行われている水田や自然災害又は気象変動の影響(以下「自然災害等」という。)その他不可抗力の理由により一時的に作物が作付けができない水田については、不作付地とはみなさないこととする。なお、申請を受けた地方農政局等は「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について(承認)」(水_別紙参考様式第8号)により承認するものとする。

・ 実施要綱別紙14「畑地化促進助成について」の1の(1)及び別紙21「畑地化促進事業(畑地化支援及び定着促進支援)の交付対象となる取組等について」の1の(1)に規定する取組の対象となる農地については、7月1日付けで交付対象水田から除外する。

・ 地方参事官等は、立入調査の準備の一環として、年度当初における地域農業再生協議会との打合せの機会等を利用して、農業者の交付対象水田の整理状況を一定程度抽出して把握する。

・ 地域農業再生協議会は、畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地について、実施要綱別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」の3に基づく水田情報の整理と併せて、「畑地化支援による交付対象農地からの除外農地一覧(畑地化促進事業及び畑地化促進助成)」(水_別紙様式第4号)により毎年度整理するものとする。

・ 地域農業再生協議会は、実施要綱別紙1の2の(1)のただし書きに該当したことにより、農地が交付対象水田から除かれた場合は、当該農地の所有者に対しその旨を周知することとする。また、当該農地の所在地の農業委員会にもその旨を情報提供することとする。

・ 地域農業再生協議会は、本交付金は交付対象水田における作付けが対象であることについて、農業者への周知に努めることとする。

(撤去が困難な園芸施設の考え方)

・ 「撤去が困難な園芸施設」については、国又は地方公共団体から交付された補助金等により設置等されたガラスハウス等の建物や構築物(農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)の別表(第5条関係)に定められた施設設備等の分類に基づくものをいう。以下同じ。)のうち、処分制限期間内にあるものをいう。

・ 資材の一部のみが支援されている場合や、果樹棚やホップ棚が設置されている場合であっても、施設設備等の分類上の建物や構築物に該当し、処分制限期間内であれば交付対象水田から除外する。

・ 施設設備等の分類上、建物や構築物に該当しない簡易なパイプハウスが設置されている場合や、自己資金で建てた園芸施設が設置されている場合、補助金の処分制限期間が過ぎた場合については、国又は地方公共団体から交付された補助金等により設置等されたガラスハウス等の建物や構築物のうち、処分制限期間内にあるものに直ちに該当するわけではないが、各地域農業再生協議会において十分に検討した上で、水田活用の直接支払交付金の趣旨に鑑み、実質的に水稻の作付けが困難な農地であると判断した場合は、交付対象水田から除外する。

・ 撤去が困難な園芸施設が設置されている農地として交付対象水田から除外された農地については、処分制限期間を過ぎた後に園芸施設を撤去し水田に戻した場合であっても再度交付対象水田に戻ることはないものとする。

(たん水管理の確認について)

・ 水稻品種を作付けする場合であっても、たん水管理を行わず陸稻のように栽培する場合は「水張り」を行ったものとはしない。

・ 具体的なたん水の水深等の基準はないが、水張りは水稻作付により確認することを基本とすることから、水稻作付の場合と同等のたん水管理をすることを基本とする。

・ 水張りの時期については具体的な時期の指定はないため、水張りの順番や期間は、現場で十分に検討したうえで実施する。

・ たん水管理が十分になされていることを確認するため、水張りの確認は、たん水期間中に1か月以上あけて2回実施し、それぞれの時点でたん水されていることを確認することとする。

・ 水田機能の確認は、地域農業再生協議会において実施することとする。確認の時期については、令和4年度以降の5年間に1回、地域における輪作体系を踏まえ、適切なタイミングで実施する。

・ 合筆等により一筆内に交付対象内／外の土地が混在する場合は、当筆内は原則として一律に交付対象外と整理されるが、水田台帳において、枝番等により筆内を細分化した交付対象水田の管理も可能とする。なお、「合筆」とは登記を伴う行為を指すのに対し、畦畔除去等により複数の区画を統合する行為は「大区画化」といい、合筆を伴わずに大区画化し、引き続き一区画内に複数の筆が存在する場合は、筆単位で交付対象水田の管理を行うことを基本とする。

参加しないこと等により水田情報に掲載されていなかった水田等のうち、前年度において、
ア 水稻の作付けが行われた水田
イ 水稻以外の作物作付けが行われ又は農地として良好な状態で管理されていた水田等に該当するもの

② 前年度から当該年産までに水稻の作付けが可能となった土地であつて、次のいずれかに該当するもの。

ア 水田が公共的事業の用地に供されることとなったことに伴い、その補償の一環として行われた開田
イ 自然災害等により被害を受けた水田の復旧に代えて行われた開田
ウ 耕作放棄地再生利用緊急対策（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農振第 2207 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいいます。）及び荒廃農地等利活用促進交付金（荒廃農地等利活用促進交付金実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2202 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいいます。）等の対象となった水田で、水田機能が復帰・再生されたもののうち、地方農政局長等が認めたもの。

③ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合、農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合等を除きます。）

④ 上記のほか、担い手への集積、低コスト化等、水田の有効活用に資することを条件に交付金の交付が適当と認められる農地であつて、個人単位又は地域農業再生協議会単位で交付対象水田の面積が増加しない範囲で、新たに交付対象水田として整理することについて地方農政局長等が認めたもの

⑤ 交付対象水田に該当しない土地

ア 新規開田地（新規開田地とは、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）附則第 2 条第 1 項に規定する新規開田地等をいいます。）に該当するもの（②、③又は④に該当するものを除きます。）
イ 現況において非農地に転換された土地、転換されることが確実と見込まれる土地その他畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地として 2 の（1）の②に該当するもの
ウ 再生利用交付金の交付対象となった農地
エ 平成 30 年度以降 3 年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地
ただし、次に掲げる場合を除きます。
・ 地域計画の目標地図において、農業を担う者が位置付けられた農地及び位置付けられることが確実な農地（令和 4 年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）
・ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの
・ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管

・ 水張りによる水田機能の確認は、一区画ごとに行うこととし、当該一区画のほ場の一部において部分的なたん水状態であった場合は、「水張り」とは認められない。

（連作障害を回避する取組の確認について）

・ 交付申請者は、「連作障害を回避する取組」を行ったことの根拠資料として、取組を講じたことが分かる書類（農業者が作成する作業日誌、栽培管理記録簿等）や当該作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）を保管し、地方農政局等及び地域農業再生協議会の求めに応じて提出できるようにすること。
・ 様式第 1 号 A「③環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄にチェックがあれば基本的には、令和 7 年度又は 8 年度に求める土づくり等の「連作障害を回避する取組」を行ったものとする。地域農業再生協議会においては、同欄のチェックを確認することにより、連作障害を回避する取組を確認したとみなす。

・ 宅地等への転用や農地の荒廃等によるかい廃に伴い除外される交付対象水田、引き続き主食用米を作付けする交付対象水田及び畑地化促進事業により畑地化した農地を田寄せ・畑寄せの対象農地とする場合等においては、必要に応じて本省と相談の上、水田の有効活用の観点から状況を総合的に勘案し慎重に判断する。

理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合及び農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合を除きます。）

オ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻作付けが行われていない農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

(ア) 被災した農地、道路又は所要の用水を供給しうる設備が災害復旧事業の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること

(イ) 農業基盤整備事業等の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること

なお、次のいずれかに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。

(ア) たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること

(イ) 令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組（土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病虫害抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいいます。）を実施したことが確認できること

カ 平成30年度以降に産地交付金の畑地化の取組の交付対象となった農地、令和2年度以降に水田農業高収益化推進助成の畑地化の取組の交付対象となった農地、又は別紙14「畑地化促進助成について」の1の

（1）若しくは別紙21「畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる取組等について」の1の（1）に規定する取組の対象となった農地

3 報告及び指導

地方農政局等は、地域農業再生協議会における交付対象水田の整理状況等について、作付面積の確認等を通じて把握し、必要な指導・助言を行います。

特に、2の（2）の②のウ、③及び④の対象となる農地の取扱いの判断に当たっては、地域農業再生協議会は地方農政局等に相談してください。

（2）地方農政局等は、（1）の交付申請書等の内容を審査の上、その内容が適当と認められる場合には受理し、交付申請者ごとに「交付申請者管理コード」を付与します。

- ・ 地方参事官等は、「交付申請書」（様式第1号A・B）及び「営農計画書」の基礎データについて、前年度データとの比較を行い、入力誤り等が疑われる内容があった場合は、地域農業再生協議会等に確認する。
- ・ 地方参事官等は、「交付申請書」（様式第1号A・B）の内容確認について、必要に応じて地域農業再生協議会の協力を得て行う。
- ・ 地方参事官等は、交付申請者あての文書を「交付申請書」（様式第1号A・B）に記載された住所以外の住所に送付する必要があるときは、交付申請者等に、「交付申請書」（様式第1号A・B）の欄外又は任意の様式に、確実に配達される（連絡のとれる）住所、電話番号等を記載させる。

（提出書類の補正について）

- ・ 地方参事官等及び地域農業再生協議会は、「経営所得安定対策等交付金受領に係る委任状」（様式第3号）のうち振込口座に関する情報について、印字された内容又は交付申請者が自ら記入した内容を訂正・補正する場合には、訂正・補正後の内容を訂正・補正箇所の周囲の見やすい部分に記載するとともに、交付申請者に対して訂正・補正の裏付けとなる書

(3) 地方農政局等は、交付金振込口座等のシステム登録が終わり次第、交付申請者の登録情報（氏名、住所、交付申請の内容、交付金の振込口座、交付申請者管理コード等）を整理して、交付申請者に送付することとします。交付申請者は、登録内容（交付予定交付金を除きます。）に変更があった場合には、該当箇所及びその内容をあらかじめ地域農業再生協議会等に連絡した上で、訂正を行い、速やかに地方農政局等又は地域農業再生協議会等に提出してください。 (注) 交付申請者管理コードについては、前年度までに設定したコードをそのまま引き継ぐことにしているため、その要素となっている「地域協議会等管理コード（13桁）」は変更しないことを基本としますが、変更する場合には、地域農業再生協議会と地方農政局等との間で調整してください。 (4) （経営所得安定対策に係る内容のため省略）	類を提出させる。 - 交付申請者から提出書類の補正の申出があった場合には、当該交付申請者の同意を得た上で、地方参事官等が当該交付申請者に代わって補正することができる。 その際、 ① 申出者が交付申請者本人であることを確認するため、交付申請者本人でなければ分からない事項(生年月日、交付申請者管理コード等)を照会する。 ② 交付申請者本人の同意を得たことを記録に留め、補正した書類とともに保存することとする。 なお、記録に留める事項は、同意を得た日時、補正の申出内容、本人確認の方法、対応した担当者名等とする。 - 単なる地名の書き間違い(例えば、記載された住所が「群馬県」と書かれている場合)等、明らかに記載事項の間違いが分かる場合は、交付申請者本人の同意を得ずに提出書類を補正することができる。 - 地方参事官等は、提出書類を補正したときは、速やかに、交付金算定システムに反映させるとともに、地域農業再生協議会に補正の内容を連絡する。地域農業再生協議会は、BAMS 及び協議会システムのデータを補正する。 地方参事官等は、「経営所得安定対策等交付金交付申請者登録通知書」（共_別紙様式第1号。以下「登録通知書」という。）を用い、交付金算定システムに登録後速やかに交付申請者へ送付する。 地方参事官等は、引越し、承継等により管轄が異なる地域農業再生協議会での受け付けとなり、地域農業再生協議会コードを変更した場合は、変更された交付申請者管理コードが「登録通知書」（共_別紙様式第1号）に記載されていることを確認する。 (交付申請者情報の登録) - 地方参事官等は、交付申請者情報について新規又は変更の申請があった場合は、当該申請内容を交付金算定システムに登録後、「登録通知書」（共_別紙様式第1号）に記載された内容と交付金算定システムから出力したデータの内容に相違がないことを確認する。 ※ なお、交付金算定システムに登録した交付金申請者情報は、自動的にアダムスへ登録される。
IV 各種交付金の手続き等 第1 経営所得安定対策 (省略) 第2 水田活用直接支払交付金 1 水田活用の直接支払交付金 (1) 趣旨 国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、持続性に優れた生産装置である水田を最大限に有効活用することが重要です。 このため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づく、地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組への支援を行います。 (2) 水田収益力強化ビジョン 水田収益力強化ビジョンは、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物生産の設計図となるものです。全国の需給見通しや自らの産地の販売戦略等を踏まえた地域の水田における作物ごとの取組方針・作付予定面積、高収益作物の導入等による収益力強化に向けた取組方針、産地交付金の活用方法を明らかにし、地域で共有することで、各農業者が主体的に自らの作付計画を判断し、需要に応じた生産を進め、地域の特色ある産地づくりに向けた取組を更に推進することを目的としています。水田収益力強化ビジョンの作成が産地交付金による支援の要件となります。	

具体的な水田収益力強化ビジョンの内容等については、別紙 11 「水田収益力強化ビジョンについて」に定めています。

(3) 交付対象者

交付対象者は、販売農家又は集落営農です。

(注 1) 本交付金における「販売農家」とは、本交付金の対象作物の販売実績がある者です。ただし、別紙 13 の 2 の (3) の①のただし書に規定する地方農政局長等が必要と認めた取組のみを行う場合は、販売農家とみなすこととします。

(注 2) 本交付金における「集落営農」とは、複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、本交付金の対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているもののことです。

(4) 交付申請手続等

① 交付申請手続

水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に~~✓~~を付け、「水田活用の直接支払交付金」に~~✓~~を付けた上で、営農計画書とともに、生産年の 6 月 30 日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会（産地交付金の追加配分に係る取組を行う場合には、地域農業再生協議会）に提出します。

なお、加工用米、飼料用米、米粉用米及び新市場開拓用米に係る取組については、主食用米の不作など需給動向等を踏まえ、農林水産省農産局長（以下「農産局長」といいます。）が必要と判断した場合には、別に定めるところにより 6 月 30 日以降も主食用米への変更を受け付けることができるものとします。

② 出荷・販売の実績報告等

ア 水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、原則として対象作物の生産年の 12 月 20 日までに、「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」（様式第 11－1 号。以下「出荷・販売等実績報告書」といいます。）を作成し、確認書類として、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの 1 つを添付して地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

(注 1) 畑作物の直接支払交付金に交付申請した者であって、同交付金の交付申請手続において、水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する（提出した）者は、当該対象作物に係る出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等については、提出する必要はありません。

(注 2) 対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式 2）を作成して提出してください。

＜戦略作物助成・産地交付金・畑地化促進助成＞

・ 本交付金の交付には、地方参事官等へ対象作物ごと（産地交付金は各単価グループごとに最低 1 つ（なお、複数の使途にまたがる品目がある場合は最低 1 つは提出）、畑地化促進助成は品目ごと（高収益作物定着促進支援のうち加工・業務用の野菜及び果樹に係る取組にあつては、品目及び用途ごと））に販売伝票等を提出（12 月 20 日までに提出できない場合は、交付申請年の翌年の 6 月 30 日まで）する必要がある旨、交付申請者に周知する。なお、高収益作物定着促進支援のうち加工・業務用の野菜及び果樹の取組にあつては、加工・業務用として出荷した数量が契約数量以上あることが確認できる書類等が必要である旨、併せて交付申請者に周知する。

・ 交付申請者は、複数のほ場において重複活用のできない支援（例：戦略作物助成と畑地化促進助成（定着促進支援））の両方を活用していた場合、それぞれ別の販売伝票等を提出する。

・ 販売伝票等は、「出荷・販売等実績報告書」（様式第 11－1 号）と併せて提出することが原則であるが、交付申請者から、申請を行った全ての対象作物の販売伝票等が提出され、これを地方参事官等が全て確認した場合には、同様式の提出を省略することができる。

(注) 「出荷・販売等実績報告書」（様式第 11－1 号）については、本交付金の交付申請者が、申請を行った対象作物の販売伝票等を、将来提出することについて誓約したことを証拠として残すために定めているもの。

・ 地域農業再生協議会は、交付申請者から提出された「出荷・販売等実績報告書」（様式第 11－1 号）について、内容等を確認した上で、BAMS に登録し、そのデータ（基礎データ）と併せて地方参事官等に提出する。なお、地方参事官等へのデータの提出は、原則として BAMS により行うものとする。

・ 地域農業再生協議会が、協議会システムを利用している場合等であって、地方参事官等に提出する基礎データを BAMS に一括登録する場合は、そのデータは、別途農林水産省穀物課経営安定対策室から提供するインタフェース仕様書に対応したのものとする。なお、基礎データに対応するインタフェース仕様書のファイル名は「（水活）出荷販売情報」である。

・ 地方参事官等は、地域農業再生協議会等から報告されたデータについて、前年度データとの比較を行い、入力誤り等が疑われる内容があった場合は、地域農業再生協議会等に確認する。

・ 麦、大豆に係る交付申請を行う者であって、麦芽の原料として使用されるもの（ビール用等）、黒大豆、種子のみを生産する者については、これらの作物が畑作物の直接支払交付金の対象畑作物ではないことから、当該作物に係る販売伝票等の提出が必要であることを周知する。

（注 3）飼料作物について、自らの畜産経営の用に供する場合は、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（飼料作物の自家利用）記録」（参考様式 3）を作成・保管し、地方農政局長等の求めに応じて提出できるようにしてください。

イ 飼料用米、米粉用米の数量払いの交付申請者は、生産年の翌年の 1 月 31 日までに、対象作物の生産数量を記載した「「〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」（様式第 11－2 号。以下「飼料用米等の数量報告書」といいます。）を作成し、確認書類として、農産物検査の結果等の検査証明書（以下「農産物検査結果通知書」といいます。）等の写し又は当該数量を確認できる書類を添付して地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

（注）農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）に基づく農産物検査（以下「農産物検査」といいます。）によらない方法で数量確認を行った交付申請者は、当該数量を確認できる書類として、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 1 の第 2 の 2 の（2）に定める品質基準（以下「適合品位」といいます。）に相当するものと認められるものであることが客観的に確認できる販売伝票の写し等を提出する必要があります。

なお、販売伝票等に記載された適合品位に相当するものと認められる根拠となる書類は、交付申請を行った年度の翌年度から 5 年間保管してください。

- ・ 販売伝票等の確認は、原則として地方参事官等が直接行うこととするが、地域農業再生協議会等の関係機関において、出荷・販売者リストが管理されている場合は、当該リストの提出を受け、これを地方参事官等が確認することも可とする。確認において、計画時の収量と 1 kg 単位で同じ数値となっていたり、収量が前年度と比較して 2 倍以上又は 2 分の 1 未満と大きく異なるなど、実際の収量に基づいているのか疑義がある場合、地域農業再生協議会等への照会、近隣農家の収量との比較、当該農業者に対する聴取等により確認書類に記載されている収量の妥当性を確認する。
- ・ 正当な理由がなく、「出荷・販売等実績報告書」（様式第 11－1 号）のチェックリストにおいてチェックされた項目の期日までに販売伝票等の提出がない対象作物がある場合は、交付対象から除外する。この場合において、既に本交付金の交付を行っているときは、該当する作物の交付金の返還を求める。
- ・ 翌年度の戦略作物等の安定的な生産・供給に繋がる取組を行う場合に、その確認の実施については、「出荷・販売等実績報告書」（様式第 11－1 号）により、当年産の出荷・販売の状況を確認するとともに、翌年度の「出荷・販売等実績報告書」（様式第 11－1 号）を確認する際に、翌年産の販売伝票等を提出させ、計画通りに出荷・販売が行われていることを確認する。なお、販売伝票等の提出がない対象作物がある場合は、交付対象から除外する。この場合において、既に本交付金の交付を行っているときは、該当する作物の交付金の返還を求める。
- ・ 飼料作物や WCS 用稲の収量については、① 1 ロールの重量×ロールの個数、②トラック 1 台分の重量×トラックの台数、③バンカーサイロにつめた容積×容積密度÷原料の作付総面積×申請する作付面積、④その他地域農業再生協議会で定める方法等により確認することとする。
- ・ 水田放牧を行っている場合は、申請ほ場での放牧頭数×放牧日数により収量を確認することとする。

- ・ 飼料用米、米粉用米の数量払いの交付申請者は、「飼料用米等の数量報告書」（様式第 11－2 号）を作成し、必要な書類とともに地方参事官等または地域農業再生協議会へ提出する。
- ・ 地方参事官等は、「飼料用米等の数量報告書」（様式第 11－2 号）について、内容等を確認した上で、加工用米等台帳（交付金算定システムのインタフェース仕様書「（水活）数量情報」）に入力する。
- ・ 報告された数量が、適合品位に相当するもの又は適合品位に相当するものと認められるものであることを、農産物検査結果通知書等の登録検査機関が発行した検査結果の分かる書類又は当該全量分の販売伝票等により確認する。この際、もみによる報告があったものは、報告のあった数字に 0.8 を乗じた数量を交付対象数量とする。
また、農産物検査法第 5 条に基づく検査により売買取引業者等が検査を請求した場合にあっては、各申請者は農産物検査結果通知書等の写しに、各申請者の飼料用米、米粉用米の出荷先、出荷数量が分かる資料及び検査数量の内訳として当該申請者相当分が確認できる書類を添付するものとする。
なお、農産物検査を受けず、かつ、農産物検査によらない方法での数量確認を行わない場合はその旨を記載し、数量の記載は不要とする。
- ・ 農産物検査によらない方法で数量確認を行った場合は、当該全量分の根拠となる書類について、交付申請者が交付申請を行った年度の翌年度から 5 年間保管することとする。
- ・ ふるい上の米の数量については、実施要綱Ⅳの第 2 の 1 の（6）の①のイの（注 2）に準ずる。
- ・ 飼料用米を自らの畜産経営に供する目的で生産する者及び米粉用米を自家加工品（販売目的）の製造原料に供する目的で生産する者が、農産物検査によらない方法で数量確認を行った場合にあっては、「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式 2）と併せて、当該全量分の根拠となる書類も提出するものとする。
- ・ 主食用米として生産する品種と同一の品種を用いて区分管理を行った場合は、生産段階において、主食用米の生産との差異の内容（多収に向けて導入する技術や生産資材等又は省力化栽培を行うときの取組内容等（生産性が低いほ場で取り組む場合を含む。））が取組計画書に記載されていることを確認する。
- ・ 認定方針作成者が取組計画書の取組主体となっている場合にあっては、方針作成者が方針参加農業者の報告を取りまとめて報告できるものとする。

（５）作付面積の確認等

- ① 地域農業再生協議会は、交付申請者の営農計画書に基づき、対象作物に係る作付面積、作付状況、交付対象となる取組の実施状況等を確認します。

この場合は、対象作物ごとの作付面積の確認日については、原則として生産年の７月１日を基準としますが、当該基準日に確認することが難しい作物については、地域農業再生協議会が地方農政局等と協議して確認日を設定することができます。

- ② 対象作物の作付面積等の確認については、農業共済組合又は農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 107 条第 1 項の共済事業を行う市町村（以下「農業共済組合等」といいます。）から農作物共済引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行います。

なお、生産年の 10 月 31 日までに作付面積等の確認ができない対象作物がある場合には、地方農政局等との協議の上、地域農業再生協議会が当該作物を生産する交付申請者の一定程度を抽出し、実際の作物の作付状況を現地調査することで、営農計画書の申請面積を作付面積とすることができることとします。

また、（６）の①に規定する飼料作物のうち牧草に対する戦略作物助成については、地域農業再生協議会は、は種の実施に係る確認として、交付申請者からは種記録（種子購入伝票や作業日誌等）の提出を受けることとします。ただし、は種量やは種面積等を記載した「飼料作物（牧草）に係るは種実施報告書」（参考様式 5）の提出を受けることをもっては種記録の提出に代えることができることとします。

- ③ 地域農業再生協議会は、②の確認が終わり次第、速やかに確認結果を取りまとめ、原則として、「水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」（様式第 7 号）の各項目の基礎データを地方農政局等に報告します。

（注）水田活用の直接支払交付金の交付対象農地については、別紙 1 「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」に定めています。

- ④ 地方農政局等は、交付申請者ごとの出荷・販売等実績報告書の内容等を確認します。

＜戦略作物助成＞

- 対象作物ごとの確認時期について、あらかじめ地域農業再生協議会が地方参事官等と協議して決めておく。
- 農業者から提出のあった営農計画書を基に、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地(交付対象水田)において、対象作物が作付けられていることを確認する。
- 飼料用米において、ソフトグレインサイレージ（ＳＧＳ）等生もみを直接利用する取組の場合は、ＳＧＳの生産状況又は収穫物の保管状況等を確認する。生もみの取組については、あらかじめ取組計画書に生もみで出荷又は利用する旨を記載してあることを確認し、その取組について、地方参事官等と地域農業再生協議会が連携して確認を行う。
- 交付金の算定に当たって、飼料用米、米粉用米の生産数量に疑義が生じ、農業者の出荷・販売の形態やふるい目の実態について確認を行う場合は、地方参事官等と地域農業再生協議会とが連携して確認を行う。
- は種記録の提出を、「飼料作物（牧草）に係るは種実施報告書」（参考様式 5）の提出をもって代える場合は、は種記録等の証拠書類について、交付申請者が交付申請を行った年度の翌年度から 5 年間保管することとする。
- 耕作者が異なる二毛作の場合は、戦略作物助成(二毛作に係る産地交付金)が重複して申請・面積算入されないよう留意する。
- 地域農業再生協議会は、確認結果を取りまとめ、原則として、「水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」（様式第 7 号）の各項目の基礎データを BAMS に登録し、地方参事官等に提出する。
- 地域農業再生協議会が、協議会システムを利用している場合等であって、地方参事官等に提出する基礎データを BAMS に一括登録する場合は、そのデータは、別途農林水産省穀物課経営安定対策室から提供するインタフェース仕様書に対応したものとする。なお、「水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」（様式第 7 号）の基礎データに対応するインタフェース仕様書のファイル名は「（水活）面積情報」である。
- 地方参事官等は、地域農業再生協議会等から報告されたデータについて、前年度データとの比較を行い、入力誤り等が疑われる内容があった場合は、地域農業再生協議会等に確認する。
- 地方参事官等は、地域農業再生協議会から提出された「水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」（様式第 7 号）の基礎データを取りまとめ、地方農政局等を通じて 12 月 20 日までに本省企画課水田農業対策室に提出する。
- 支払業務が計画的に進められるよう、例えば一定程度の分量を取りまとめて報告するよう指導するなど、地方参事官等が地域農業再生協議会に対して主体的に協力する。
- 様式第 7 号の「【参考】二毛作面積」についても、実施要綱Ⅳの第 2 の 1 の（５）の①の確認等の結果、実施要綱Ⅲの 3 の（１）の②で提出した営農計画書の基礎データの報告面積から変動する場合は、その変動を反映した面積を報告する。
- 交付申請に関する誓約事項において、
 - ① 戦略作物助成の対象作物については、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けること
 - ② 交付対象作物全般について、出荷・販売を行い、出荷・販売伝票等の証拠書類を 5 年間保管すること等を誓約しているため、交付要件を確認する書類(戦略作物の契約書や販売伝票等)を提出させる必要はない。
- 要件を満たしていない疑いが生じた場合には、当該農業者に対して必要書類の提出を求めて確認する。
- 地域農業再生協議会は、10 月 31 日までに作付面積等の確認ができないものについて、営農計画書の申告面積を作付面積と確定して支払手続を進めようとする場合には、あらかじめ地方参事官等と協議を行う。
 - ① 抽出調査の対象者は、当該協議会内で抽出調査の対象となり得る者(営農計画書の申告面積で支払うこととした作物を作付けすると申告した者)の 1 割程度(抽出調査の対象となり得る者が 10 名未満の場合は 1 人以上)を無作為に抽出するものとし、確認対象者、確認実施日(時期)、確認体制、確認後報告等について定める。
 - ② 地域農業再生協議会は、協議で定めた確認実施日(時期)に、確認対象者の営農計画書に記載された水田を現地確認し、当該作物が作付けられていることを確認する。
 - ③ 作付確認の結果、対象作物が作付けられていない等、交付金が過払いとなっている者があった場合には、地方参事官等に速やかに連絡し、当該申請者について差額分の返還手続(未交付決定の場合には修正数値で交付決定)を行う。
 - ④ 過払いではないものの、営農計画書での申告と作付けされている作物・面積が異なる者があった場合、該当者に対しては、翌年以降も本制度において交付申請し、提出した営農計画書の申告内容に変更が生じたときには、速やかに地域農業再生協議会に申し出るよう指導する。

＜産地交付金＞

- 基本的に戦略作物助成に準ずる。
- 地域農業再生協議会は、あらかじめ設定した確認手法により、産地交付金による助成ごとの要件(作物作付・取組の実施)を満たす面積を確認する。

- ⑤ なお、対象作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等により、作付けが困難となった農地について、以下アからウまでに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り本交付金の交付対象とすることができることとします。
- ア 作付けが困難となった農地で対象作物の作付準備をしていた交付申請者が、交付申請書及び営農計画書を地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出済みであること
- イ 被災した農地又は道路が災害復旧事業（国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。）の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること
- ウ 当該自然災害等の発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと確認できること

- ⑥ 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農村振興局長通知。以下「高度化要領」といいます。）別表 2 の区分の欄の 4 の(2)の アに掲げる産地形成支援事業及び 4 の(2)のイに掲げる中心経営体農地集積促進事業のうち

- ・ 次年度以降の所得増加に寄与する又は地域における収益力の向上に資するといった観点から地方農政局長等が必要と認めた場合にあつては、所得増加に直接寄与しない作物のみを作付けする農業者を交付対象とすることも可能とする。
- ・ 翌年度の戦略作物等の安定的な生産・供給に繋がる取組を行う場合に、その確認の実施については、「出荷・販売等実績報告書」（様式第 11－１号）により、当年産の出荷・販売の状況を確実に確認するとともに、翌年産の作付については、翌年 6 月 30 日までに提出される翌年度の交付申請内容や、実際の作付状況を確実に確認する。

＜畑地化促進助成＞

- ・ 基本的に戦略作物助成に準ずる。
- ・ 畑地化支援並びに高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援について、実施要綱別紙 14 の 2 の（２）の添付書類の確認を行う。

- 【「自然災害等により作付けが困難となった農地に関する申請書」（水_別紙参考様式第 1 号）の確認】
- ・ 申請者ごとに必要な書類（申請書、別紙及び添付書類等）が揃っていることを確認する。
 - ・ 担当者記入欄の交付申請者管理コードを記入する。
- 【「自然災害等により作付けが困難となった農地に関する申請内容確認結果一覧表」（水_別紙参考様式第 2 号。以下「確認結果一覧表」という。）の取りまとめ】
- ・ 地域農業再生協議会ごとに、確認した申請者の申請内容を「確認結果一覧表」（水_別紙参考様式第 2 号）にリスト化し取りまとめる。
 - ・ 申請者及び農地について、実施要綱Ⅳの第 2 の 1 の（５）の⑤の条件を満たすかについて、確認を行う。具体的には、
- 【確認結果欄のア】
- ① 申請者が交付申請書及び営農計画書を提出済であるかを確認する。ただし、作物の特性上、年度を跨いで生産を行わなければならない合理的な理由がある作物については、実施要綱Ⅳの第 1 の 1 の（２）の②の アの(イ)に定めるは種前契約書等によって確認することができるものとする。また、営農計画書と「自然災害等により作付けが困難となった農地に関する申請書」（水_別紙参考様式第 1 号）の別紙を突合し、申請のあった農地が営農計画書に記載されているかについて確認し、営農計画書に記載されている場合は、対象農地であることが分かるように印を付ける。
- 【確認結果欄のイ】
- ② 当該農地又は道路が災害復旧事業の対象となったかどうかについて、都道府県及び市町村から適宜証拠書類の写しの提供等を受け確認する。または、都道府県及び市町村に「確認結果一覧表」（水_別紙参考様式第 2 号）の確認を依頼する。
- ・ 道路には農業用道路及び林道を含む。
- 【確認結果欄のウ】
- ③ 災害発生前に作付準備を行っていたかどうかについて、作業日誌及び種子購入伝票等の添付書類により確認する。
- ④ ①から③まで確認した結果に基づき、「確認結果一覧表」（水_別紙参考様式第 2 号）の確認結果の アからウの欄に○をつけ、整理する。
- ・ 地域農業再生協議会が「確認結果一覧表」（水_別紙参考様式第 2 号）の確認を行った場合は、整理した「確認結果一覧表」（水_別紙参考様式第 2 号）を地方参事官等に送付し、地方参事官等及び地域農業再生協議会で共有する。
 - ・ 地方参事官等は整理した「確認結果一覧表」（水_別紙参考様式第 2 号）を地方農政局生産部等に送付する。
 - ・ 地方農政局生産部等は、整理した「確認結果一覧表」（水_別紙参考様式第 2 号）により、アからウまでの要件を満たす農業者及び農地について、交付対象とするか否かを確定する。
また、確定した結果については、管内の地方参事官等及び地域農業再生協議会と共有する。
 - ・ 交付対象とすることを確定した後速やかに、申請者に対して交付対象となった農地を通知する。（「自然災害等により作付けが困難となった農地を交付対象とすることについて」（水_別紙参考様式第 3 号））
 - ・ 地域農業再生協議会は、水_別紙参考様式第 2 号の確定結果を基に、現地確認結果に加え、対象農地についても、「水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」（様式第 7 号）の基礎データに含めて整理し、地方参事官等に報告する。
 - ・ なお、申請者の営農計画書における農地の地番等に基づき十分に確認を行い、報告の際に、作付けされた農地と本特例の対象農地が重複して計上されないようにする。

高収益作物転換加算を実施する地区の農地については、同区分の欄の 1 に掲げる農業生産基盤整備事業（以下「基盤整備事業」といいます。）の完了年度の翌年度以降、本交付金の交付対象とはなりません。

また、産地形成支援事業及び中心経営体農地集積促進事業のうち高収益作物転換加算を実施する地区の農地については、基盤整備事業の完了年度の翌年度から高度化要領別紙 2 の第 6 の 4 及び 5 の導入促進整備計画又は高度化要領別紙 2 の第 6 の 6 の(3)のアの農業経営高度化計画に定める目標年度（以下「整備計画目標年度」といいます。）までの間、本要綱（6）の③及び 4 に定める畑地化促進助成及び畑地化促進事業を交付できることとします（ただし、本要綱（6）の③に定める産地推進計画に位置付けられた高収益作物を整備計画目標年度までに導入する場合は、産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から 5 年間にわたって交付が可能です。）。

高度化要領別紙 2 の第 9 の 3 に定める情報提供を受けた地域農業再生協議会にあっては、必要に応じて、該当する農地の収益を目的とする権利を有する農業者が住所を有する区域を所管する地域農業再生協議会に対し、関係する情報を提供してください。

これらの情報提供を受けた地域農業再生協議会にあっては、これを踏まえて対象作物の作付面積等の確認を行います。

(6) 交付単価等

① 戦略作物助成

ア 当年産において、主食用水稻を作付けしない水田に、下表に定める作物（以下「戦略作物」といいます。）を作付けする場合に、作付面積（飼料用米又は米粉用米にあっては、作付面積及び生産数量）に応じて、下表に定める単価の交付金を交付します。具体的な戦略作物助成の扱いについては、別紙 12「戦略作物助成の扱い」に定めています。

作 物	交付単価
麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆及び飼料作物（牧草については、当年産においては種から収穫までを行うものに限ります。）	35,000 円／10a
飼料作物（牧草のうち、当年産においては種を行わず収穫を行うものに限ります。）	10,000 円／10a
WCS 用稲	80,000 円／10a
加工用米	20,000 円／10a
飼料用米及び米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000 円／10a （下記イ参照）

- (注1) 販売のために自家加工品の製造原料に供する目的又は自らの畜産経営の用に供する目的で対象作物を生産する者も対象となります(産地交付金及び畑地化促進助成も同様です)。
- (注2) 戦略作物助成は、基幹作のみを対象とします。
- (注3) 牧草のうち当年産においては種から収穫までを行うものについては、現地確認や種記録の確認により、地域の普及組織等が指導する適正は種量を踏まえたは種が行われたと認められる面積を対象とします。
- (注4) 多年生牧草のうち当年産においては種から収穫までを行うもので、同一ほ場に対して前年産から2年連続しては種する場合は、地域農業再生協議会がは種の妥当性を認めるものに限り、35,000円/10aの交付単価とすることとし、妥当性が認められない場合は、当年産においては種を行わず収穫を行うものとみなし、10,000円/10aの交付単価とします。
- (注5) IVの第2の2又は3において、支援対象となった面積については、麦、大豆、飼料作物(子実用とうもろこし(とうもろこしの子実部分及び子実部分と併せて雌穂の芯及び穂皮を利用するもの(野菜を除きます。))をいいます。以下同じです。))のうち飼料用に限ります。)、加工用米及び米粉用米の戦略作物助成の対象から除きます。
- イ 飼料用米及び米粉用米の交付単価は、その10a当たり交付対象数量(注1)について、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める単価とします。
- (ア) (標準単収値－150)kg以下の場合 55,000円/10a
- (イ) 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める品種(以下「多収品種」といいます。)の飼料用米及び米粉用米は、10a当たり交付対象数量が(標準単収値－150)kg～(標準単収値＋150)kgの場合 80,000円/10a＋25,000円/150kg×(10a当たり交付対象数量－標準単収値)で算定された単価(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める多収品種以外(以下、「一般品種」といいます。)の飼料用米にあっては、65,000円/10a＋10,000円/150kg×(10a当たり交付対象数量－標準単収値)で算定された単価)
- (ウ) (標準単収値＋150)kg以上の場合 105,000円/10a(一般品種の飼料用米にあっては、75,000円/10a)
- ただし、地域農業再生協議会は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の1の(2)に定める一括管理方式による出荷を選択した場合、(ア)から(ウ)までの規定にかかわらず、その交付を行う一般品種の飼料用米の10a当たり交付対象数量の単価を一律65,000円/10a((ア)の規定に該当する場合にあっては、55,000円/10a)に設定することができることとします。なお、当該設定をした地域農業再生協議会は、生産年の6月30日までにその旨を地方農政局等に報告することとします。
- (注1) 10a当たり交付対象数量を算定するに当たっては、適合品位に相当するもの及び適合品位に相当すると認められるもののうち、ふるい上の米を対象とするものとします。
- この場合において、適合品位に相当するものと認められるものについては、以下のいずれかに限るものとします。

- ・ 地域農業再生協議会は、実施要綱IVの第2の2又は3に掲げる事業の支援対象となった面積について「営農計画書」(様式第2号)等を基に確認する。
- ・ 飼料作物のうち牧草(当年産においては種を行うもの)の交付対象面積は、
 - ① 地域の普及組織や種苗会社等が指導する適正は種量に基づきほ場全体には種する場合は、当該ほ場の面積
 - ② ①以外の場合は、実際のは種量(は種記録等により確認されたは種量)を、単位面積あたりの適正は種量(地域の普及組織や種苗会社等が指導する量)で除することにより求められる面積とする。
- ・ なお、既に牧草が作付けられている農地に対して、適正は種量に満たない量のは種が行われた場合は、同一ほ場の中で、当年産においては種が行われたと認められる農地(面積)と、当年産においては種を行わずに収穫のみが行われたと認められる農地(面積)が存在することとなるため、交付申請者が営農計画書を提出する際には、当該ほ場については、行を分けて記載することとする。
- ・ 多年生牧草のうち当年産においては種から収穫までを行うもので、同一ほ場に対して前年産から2年連続しては種する場合は、地域農業再生協議会において2年連続しては種を行うことの妥当性を確認することとする。なお、地域農業再生協議会においては、2年連続しては種を行うことの妥当性を確認する方法を定め、農業者に周知するとともに、地方農政局等からの求めに応じて、妥当性の確認方法等を示すことができるようにする。

<一般品種の飼料用米の交付単価の申請>

- ・ 一括管理方式による一般品種の飼料用米の交付単価について、一律65,000円/10aに設定する場合は、事務負担軽減の観点から地域農業再生協議会単位で一律単価とする場合に限り、設定することができることとする。
- ・ 実施要綱IVの第2の1の(6)の①のイのただし書きのとおり、一括管理方式における一般品種の飼料用米の10a当たり交付対象数量の単価について、一律65,000円/10aを希望する場合にあっては、「一般品種の飼料用米を一括管理方式により出荷する場合の戦略作物助成の交付単価に関する申出書」(水_別紙参考様式第12号)を地方参事官等を経由して地方農政局等に提出するものとする。
- ・ 一律65,000円/10aの交付単価を希望する場合は、「一般品種の飼料用米を一括管理方式により出荷する場合の戦略作物助成の交付単価に関する同意書」(水_別紙参考様式第11号)により事前に協議会内において一括管理方式に因る一般品種の飼料用米に取り組む全ての農業者の合意を得ることとし、農業者から合意を得ていることについて地方農政局等の求めに応じて提出できるようにすることとする。
- ・ なお、一律65,000円/10aの交付単価を希望した場合は、作柄変動等による販売契約数量の変更の有無にかかわらず、その交付単価に変更は生じないものとする。

ア 農産物検査によらない方法により、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 1 の第 2 の 2 の（2）の要件を満たしていることを確認したもの

イ 飼料用米等の数量報告書を提出した時点において共同乾燥調製施設等において現に調製されているもみであって、当該施設等に配置された農産物検査員（農産物検査法第 17 条第 2 項第 1 号に規定する者をいいます。）による当該ばらもみ又は当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当品位の確認が行われ、適合品位に相当すると認められたもの

なお、イにより適合品位に相当すると認められたものについては、出荷時に別途農産物検査を受けなければならないものとします。

また、もみで数量確認を行った場合は、当該数量に 0.8 を乗じた数量（小数点以下切り捨て）を用いて 10 a 当たり交付対象数量を算定します。

農産物検査を受けず、かつ、農産物検査によらない方法での数量確認を行わない場合の交付単価は 55,000 円／10 a とします。

（注 2）「ふるい上の米」は、実際にふるい目幅 1.70 mm のふるいにかけてのもの又は（注 1）における適合品位に相当するもの若しくは適合品位に相当すると認められるものの数量に、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70 mm ふるい目）を乗じた値（小数点以下切り上げ）とします。

ただし、当年産水稻の収量の公表前であって、交付申請者が飼料用米等の数量報告書を提出する際に、農林水産統計の 10 月 25 日現在の作柄表示地帯別の予想玄米重歩合（1.70 mm ふるい目）が公表されている場合にあっては、（注 1）における適合品位に相当するもの又は適合品位に相当すると認められるものの数量に、当該予想玄米重歩合を乗じた値（小数点以下切り上げ）としても差し支えないものとします。

（注 3）交付単価の算定に用いる標準単収値は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 1 の別添 1 により設定した地域の合理的な単収等に、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別のふるい目 1.70mm 以上の 10 a 当たり収量を乗じ、農林水産統計の作柄表示地帯別のふるい目 1.70mm 以上の 10 a 当たり収量の前年産までの 5 か年中最高値及び最低値を除く 3 か年平均值で除した値（小数点以下切り上げ）とします。

ただし、当年産水稻の収量の公表前であって、交付申請者から交付金支払の申請があり、かつ、農林水産統計の 10 月 25 日現在の予想収量が公表されている場合にあっては、地域の合理的な単収等に、当該予想収量を乗じ、農林水産統計の作柄表示地帯別のふるい目 1.70mm 以上の 10 a 当たり収量の前年産までの 5 か年中最高値及び最低値を除く 3 か年平均值で除した値（小数点以下切り上げ）としても差し支えないものとします。

（注 4）交付金額は、1 円未満を切り捨てとします。

- 実施要綱Ⅳの第 2 の 1 の（6）の①のイ（注 1）のイの場合にあっては、出荷時に農産物検査を受けた検査結果を速やかに「令和〇年産水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の検査結果一覧表」（水_別紙参考様式第 5 号）により報告を行うものとする。なお、共同乾燥調製施設等において、農産物検査までに時間を要する場合は、生産者からの受入数量を報告させた上で、農産物検査終了後に改めて検査結果を報告するものとする。

- ＜ふるい上の数量の算出＞
- 作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70mm ふるい目）が公表されない場合は、当該作柄表示地帯が属する都道府県全体の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70mm ふるい目）を使用する。
 - 作柄表示地帯において、作期別の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70mm ふるい目）が公表されている場合は、飼料用米を作付けした作期の当該割合を「ふるい上の米」の数量の算出に使用する。
ただし、作期別の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70mm ふるい目）が公表されない場合は、当該地帯全体の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70mm ふるい目）を使用する。
 - 実施要綱Ⅳの第 2 の 1 の（6）の①のイの（注 2）のただし書きについては、例年 12 月に公表される当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70 mm ふるい目）の公表日の前日までに「飼料用米等の数量報告書」（様式第 11－2 号）を地方農政局長等に提出した交付申請者について適用する。
 - 多収品種及び一般品種の両方で飼料用米に取り組む場合については、それぞれの品種ごとにふるい上の米の数量を算出する。
 - 一括管理方式におけるふるい下米の取扱いとは以下によるものとする。
（1）ふるい目幅 1.70mm 以上のふるいで調製し、ふるい下米を含めずに飼料用米の出荷契約数量とする場合は、ふるい下米は「0kg」とする。
（2）ふるい目幅 1.70mm 以上のふるいでの調製後に認定面積で生じる量の範囲内でふるい下米を含めて飼料用米の出荷契約数量とする場合は、当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70 mm ふるい目）等を用いてふるい下米の数量を適切に算出する（小数点以下切り上げ）。

- ＜標準単収値の作柄調整＞
- 作柄表示地帯別のふるい目 1.70mm 以上の 10 a 当たり収量が公表されない場合は、当該作柄表示地帯が属する都道府県全体のふるい目 1.70mm 以上の 10 a 当たり収量の前年産までの 5 か年中最高値及び最低値を除く 3 か年平均值を使用する。
 - 作柄表示地帯において、作期別のふるい目 1.70mm 以上の 10 a 当たり収量及びその 10 a 当たり収量の前年産までの 5 か年中最高値及び最低値を除く 3 か年平均值が公表されている場合は、飼料用米等を作付けした作期の当該数量を標準単収値の調整に使用する。
ただし、作期別のふるい目 1.70mm 以上の 10 a 当たり収量が公表されない場合は、当該地帯全体のふるい目 1.70mm 以上の 10 a 当たり収量を使用する。
 - 実施要綱Ⅳの第 2 の 1 の（6）の①のイの（注 3）のただし書きについては、例年 12 月に公表される当年産水稻の収量の公表日の前日までに「飼料用米等の数量報告書」（様式第 11－2 号）を地方農政局長等に提出した交付申請者について適用する。

(注 5) 飼料用米を生もみで出荷又は利用する旨をあらかじめ記載し提出を行った加工用米等取組計画書(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 1 の第 5 の 1)に基づいて、生もみを直接利用する場合において、その取組について、地方農政局等と地域農業再生協議会が連携して確認を行ったときには、交付単価は 80,000 円/10a とし、一般品種の飼料用米にあっては、交付単価は 65,000 円/10a とします。

(注 6) 自然災害等その他不可抗力の要因により、10a 当たり交付対象数量が標準単収値を下回る場合であって、以下の①から③までに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、当該自然災害等その他不可抗力の要因が発生した年産に限り、飼料用米及び米粉用米の交付単価は 80,000 円/10a とし、一般品種の飼料用米にあっては、交付単価は 65,000 円/10a とすることができることとします。

① 自然災害等その他不可抗力の要因であることが客観的に確認できること(自然災害等の影響が要因である場合には、地域農業再生協議会長等による証明書類等)

② 当該自然災害等その他不可抗力の要因の発生以前においては、適切な生産が行われていたことが確認できること(作業日誌、種子や肥料の購入伝票で確認できる場合等)

③ 交付申請者の各年における収量実績から標準単収値を控除した値の原則過去 3 年平均が 0 以上であること

ウ 交付金の算定に当たって、飼料用米又は米粉用米の生産数量に疑義が生じた場合、地方農政局等と地域農業再生協議会とが連携して主食用米等のふりい下の米の出荷・販売契約数量を確認できる書類(販売伝票の写し等)の提出を求める等の手法により、農業者の出荷・販売の形態やふりい目の実態について確認を行うことがあります。

② 産地交付金

水田収益力強化ビジョンに基づく、①戦略作物の生産性向上等の取組、②地域振興作物の生産、③二毛作(生産及び販売を伴うものに限ります。)や耕畜連携の推進に対して支援を行います。対象作物・交付単価等については、都道府県において定めるものとします。具体的な産地交付金の考え方及び設定手続については、別紙 13「産地交付金の考え方及び設定手続」に定めています。

- 実施要綱Ⅳの第 2 の 1 の(6)の①のイの(注 6)の要件に該当し得る交付申請者は、「飼料用米等の数量報告書」(様式第 11-2 号)の提出に併せて、①及び②の要件を確認できる書類を地域農業再生協議会へ提出する。
その際、複数の農業者が同一の自然災害等であると見込まれる場合には、①の要件を確認できる書類について、地域農業再生協議会が書類を整理することで、個別の農業者の提出に代えることができるものとする。また、②の要件を確認できる書類については、実施要綱Ⅳの第 2 の 1 の(5)の③に規定する「水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」(様式第 7 号)の基礎データ等による地域農業再生協議会からの報告をもって個別の農業者の提出に代えることができるものとする。
- 地域農業再生協議会は、「飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等その他不可抗力の要因時の特例措置に係る交付申請者の過去 3 年の実績一覧」(水_別紙参考様式第 9 号別紙 2)を作成し、交付申請者から提出のあった書類等と併せて、①から③までの全ての要件を満たすことを確認し、当該要件を全て満たす場合には、「飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等その他不可抗力の要因時の特例措置申請者一覧」(水_別紙参考様式第 9 号別紙 1)を記載し、「飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等その他不可抗力の要因時の特例措置について(申請)」(水_別紙参考様式第 9 号)及び必要書類を地方参事官等に提出する。
その際、過去 3 年間に自然災害等その他不可抗力の要因で収量実績が低くなり、異常年に該当し得る交付申請者がいる場合であって、当該年度について①の要件の確認方法と同様に自然災害等その他不可抗力の要因であることが客観的に確認できる場合には、地域農業再生協議会は当該年度を異常年として「飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等その他不可抗力の要因時の特例措置申請者一覧」(水_別紙参考様式第 9 号別紙 1)に記載する。
なお、過去 3 年間に飼料用米・米粉用米の収量実績がない場合(異常年を除いた場合も含む。)には、過去 3 年間及び当年産の水稲全体の収量実績等が確認できる書類を添付することとする。
- 地域農業再生協議会長等による証明書類とは、地域農業再生協議会長、都道府県普及組織の長、市町村長又は農業共済組合長のいずれか(以下「地域農業再生協議会長等」という。)によるものであって、農業協同組合長は含まない(地域農業再生協議会長を兼ねる場合を除く)ものとする。
- 地方参事官等は、地域農業再生協議会から提出のあった書類を基に、①から③までの全ての要件を満たすこと(異常年として報告のあった内容が妥当かどうかを含む。)を確認し、「飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等その他不可抗力の要因時の特例措置について(承認)」(水_別紙参考様式第 10 号)により通知するとともに、当該要件を全て満たす場合には交付金算定システムの特例措置のチェック欄に入力して交付金額を算定し、要件を満たさない場合には「飼料用米等の数量報告書」(様式第 11-2 号)を基に入力された加工用米等台帳(交付金算定システムのインタフェース仕様書「(水活)数量情報」)のデータにより交付金額を算定する。
その際、異常年として報告のあった内容が妥当であれば、当該年度は③の要件の確認対象から除くことができるものとし、異常年を除いた結果、3 年未満となってもよいものとする。

【参考】

別紙 13 産地交付金の考え方及び設定手続（抜粋）

2 産地交付金による助成内容の設定

（１）国から各都道府県に対して、それぞれの交付金枠を配分します。

配分には、年度当初に行う配分（以下「当初配分」といいます。）のほか、10 月中～下旬を目途に行う配分（以下「追加配分」といいます。）があります。

追加配分には地域の取組に応じた配分（下表参照）を含みます。

取組内容	追加配分単価
新市場開拓用米の複数年契約 ※ 令和 8 年産から新たに結んだ 3 年以上の契約	10,000 円／10 a
そば・なたねの作付け ※ 基幹作のみ。	20,000 円／10 a
新市場開拓用米の作付け※ 基幹作のみ。	20,000 円／10 a
地力増進作物の作付け ※ 基幹作のみ。	20,000 円／10 a

（２）都道府県は、国から配分される交付金枠の範囲内で助成内容（交付対象作物、目標、具体的要件及び単価等）を設定します。都道府県の判断によっては、国から配分される交付金枠を更に地域農業再生協議会に配分し、地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定することもできますが、その場合においても、少なくとも当初配分の 2 割以上は、地域農業再生協議会に配分せず、都道府県が助成内容を設定しなければならないものとしします。

（３）助成内容の設定に当たっては、以下の点に即したものとすることが必要です。

① 地域における水田農業経営の課題に対応し、取組を行う者の収益力向上に資する取組に対する助成とし、所得増加に直接寄与しない作物を生産する取組（ただし、次年度以降の所得増加に寄与する計画的な地力増進作物の作付けによる土づくりの取組や、地域における収益力の向上に資するといった観点から地方農政局長等が必要と認めた取組を除きます。）への助成は行わないこと

その際、以下それぞれについて対応した助成とすること

ア 高収益作物に係る助成内容の設定に当たっては、当該作物の導入に当たっての課題

イ 加工用米又は新規需要米の直播栽培に係る助成内容の設定に当たっては、生産コスト削減効果を発揮するための課題

ウ 飼料用米に係る助成内容の設定に当たっては、生産性向上のための課題

エ 地力増進作物に係る助成内容の設定に当たっては、水田収益力強化ビジョンに位置づけた地力増進作物の活用目的の実現に向けた課題

② 経営所得安定対策等における趣旨を損なうような助成としないこと

③ 主食用米、備蓄米及び調整水田等の不作付地に対する助成は行わないこと

（５）都道府県は、都道府県段階で設定した取組方針等及び地域農業再生協議会ごとに設定した取組方針等を取りまとめて水田収益力強化ビジョン（様

（実施要綱別紙 13 関係）

＜助成単価の設定＞

- 都道府県及び地域農業再生協議会が作成するビジョンにおける助成内容の取扱いとは以下によるものとする。
 - （１）国から県への当初配分後に認定されたビジョンについては、その後の単価の変更は原則として行わないこと。
 - （２）国から県への追加配分に伴い必要となるビジョンの変更については、追加配分後速やかにビジョンの変更を行い、その後の単価の変更は原則として行わないこと。
- 転換面積の減少や畑地化等によって産地交付金の対象面積の減少が見込まれる場合、国は、当該減少分について追加配分の際に調整等を行うこととする。
- 年度末の円滑な支払手続の実施を図るため、地域農業再生協議会は原則として 2 月末までに支払額を確定すること。この時点以降に支払額が増加した場合は、過年度払いになる可能性がある。また、最終的に不用額が発生した場合には、翌年度の追加配分の際に調整等を行う場合がある。
- 事務手続の効率化及び早期支払のために、10a あたりの支援単価は原則として千円単位とすること。
- 特定の品目に対する極端な高単価設定や長期間にわたり同じ内容の支援の継続を行わないようにするとともに、支援年限の設定や転換初年度の単価を高くし 2 年目以降の単価は引き下げて設定するなど、作付転換の推進に効果的な支援となるよう、適宜見直しを行うこと。

＜水田収益力強化ビジョンに係る都道府県との協議＞

- 都道府県は、水田収益力強化ビジョンを作成し、地方農政局等に生産年の 5 月 31 日までに提出する。
- 地方農政局等は、水田収益力強化ビジョンの内容が水田収益力強化ビジョンについてに係る留意事項（実施要綱別紙 11 の 2）及び産地交付金の考え方及び設定手続に係る留意事項（実施要綱別紙 13 の 2 の（２）及び（３））に即したものであることを確認し、その結果を都道府県に回答する（事前協議で調整を了しているものであれば、改めて細部を確認する必要はない。）。その際、実施要綱別紙 13 の 2 の（３）の①については、以下の全てに該当するかどうかを判断する。
 - ① 高収益作物以外を対象とする場合、基本的には当該作物を作付けすることに加え、収益力向上に資する要件が設定さ

式第 11－ 5 号) を作成し、地方農政局等に生産年の 5 月 31 日までに提出するものとします。

また、追加配分等が行われた際や追加配分に係る取組の進展に伴い、水田収益力強化ビジョンの変更を行う必要がある場合、又は計画と実績が大きく乖離することが明らかになり、水田収益力強化ビジョンの各取組ごとの面積及び所要額の変更を行う必要がある場合は、速やかに変更後の水田収益力強化ビジョンを地方農政局等に提出するものとします。

3 追加配分のうち地域の取組に応じた配分等について

(1) 地域の取組に応じた配分の対象となる取組

① 新市場開拓用米の複数年契約

新市場開拓用米の作付けに当たって、次の要件を全て満たす 3 年以上の複数年契約（令和 8 年産から新たに結んだ令和 8 年産から令和 10 年産までの 3 年分の契約を含むもの）の販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

追加配分は、コメ新市場開拓等促進事業で採択された新市場開拓用米の取組面積のうち複数年契約をしている面積が対象です。

ア 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側の契約であること

イ 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む。）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項（作柄等の影響により生産量の変動した場合の対応を含む。）があること

ウ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること

② そば・なたねの作付け

そば又はなたね（油糧用）の水田における作付けに当たって農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

(注) 自家加工については、様式第 9－ 2 号「経営所得安定対策等の交付金に係る 自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」を 作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結 するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

③ 新市場開拓用米の作付け

加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 1 の第 5 の 1）を農産局長又は地方農政局長等に提出し、当該計画書が受理されている取組について、追加配分を行うものとします。

(注) IV の第 2 の 2 の支援対象となった面積については、追加配分の対象から除きます。

④ 地力増進作物の作付け

水田収益力強化ビジョンに地力増進作物の取組方針等を位置づけた地域農業再生協議会における、以下のア及びイの合計面積について、追加

れていること。

② 地域における普及率や全国平均からの乖離の状況など、定着度を踏まえて適切に設定されていること。

③ 所得増加に直接寄与しない作物を対象とする場合、次年度以降の所得増加に寄与する計画的な地力増進作物の作付けによる土づくりの取組や、地域における収益力の向上に資するといった観点から必要と認められるものであり、産地交付金の活用方法の明細において、作付け・栽培状況の確認、すき込み作業の確認等、助成内容に応じた要件確認方法が記載されていること。

・ 水田収益力強化ビジョンにおける「6 課題解決に向けた取組及び目標」の設定が、「4 作物ごとの取組方針等」の内容や使途と整合しているかを確認する。

・ 地方農政局等は、上記の水田収益力強化ビジョンの内容の確認に当たっては、必要に応じて地方参事官等と連携して対応するとともに、水田収益力強化ビジョンの内容について地方参事官等と情報共有する。

＜水田収益力強化ビジョンの変更＞

・ 都道府県は、水田収益力強化ビジョンの変更を行う必要がある場合は、「水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンの承認申請について」（様式第 11-5 号）により、変更後の水田収益力強化ビジョンを地方農政局等に提出する。

・ 都道府県は、変更後の水田収益力強化ビジョンの提出に当たっては、変更部分を明確（いわゆる赤字見え消し）にした上で提出する（地域農業再生協議会ごとに作成した水田収益力強化ビジョンの変更を行う場合も同様）。

・ 地方農政局等は、変更の必要性を含め変更後の内容を審査する。

・ 水田収益力強化ビジョンの内容が産地交付金の考え方及び設定手続に係る留意事項（実施要綱別紙 13 の 2 の（2）及び（3））に即したものとなっていることを確認する。

・ 地方農政局等は、必要に応じ、変更後の水田収益力強化ビジョンを承認することができる。

・ 地方農政局等は、上記の水田収益力強化ビジョンの変更後の内容の確認に当たっては、必要に応じて地方参事官等と連携して対応するとともに、変更後の水田収益力強化ビジョンの内容について地方参事官等と情報共有する。

＜地力増進作物への支援について＞

・ 地力増進作物は、原則として、すき込み等を行う年度の作物として支援することとする。ただし、すき込み等が、地力増進作物のは種を実施する年度の翌年度になる場合に限っては、当該地力増進作物について、すき込み等を実施する年度ではなく、は種を実施する年度の作物として整理することを妨げない。その場合、水田収益力強化ビジョンにおいて、は種を実施する年度の作物として整理する地力増進作物を明確に位置づけるとともに、当該地力増進作物が、すき込み等を実施する年度の作物として重複して計上されないよう確実に管理することとする。

＜追加配分等＞

・ 追加配分のうち実施要綱別紙 13 の 2 の（1）の表に示された取組は、それぞれの取組が確認できる書類の提出が必要である旨、交付申請者に周知する。

・ 翌年度の戦略作物等の安定的な生産・供給に繋がる取組を行う場合に、その確認の実施については、「出荷・販売等実績報告書」（様式第 11－ 1 号）により、当年産の出荷・販売の状況を確実に確認するとともに、翌年産の作付状況については、翌年度の交付申請内容や実際の作付状況についても確実に確認する。

・ 新市場開拓用米の複数年契約における契約の内容が、要綱別紙 13 の 3 の（1）の①の要件を満たしていることを 3 の（2）の①の表に定める添付書類で確認する。なお、新市場開拓用米を自家加工品（販売目的）の製造原料に供する目的で生産する者が行う取組については、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」における「加工用米等自家加工等販売計画書」（別紙様式第 3－ 2 号）を要綱別紙 13 の 3 の（2）の①の添付書類の販売契約書の写しとみなし、要綱別紙 13 の 3 の（2）の③から⑤までの確認を受けた場合には、追加配分の対象とする。ただし、添付書類として提出される複数年契約に係る販売契約書の写しについては、内容に変更がなければ次年度以降は提出させる必要はない。

・ 新市場開拓用米の複数年契約の契約主体が生産者（需要者）団体の場合には、各年ごとに提出する取組計画書において当該年の生産者（需要者）ごとの契約数量及び作付面積（需要者の場合は契約数量）を設定すればよいものとする。（生産製造連携事業計画の場合は、各年ごとに提出する「新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧」において設定。）

配分を行うものとします。

ア 支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積（ただし、支援対象年度の作付面積が前年度の産地交付金の追加配分実施面積より小さい場合は、支援対象年度の作付面積とします。）

イ 支援対象年度の作付面積が前年産の作付面積から増加している場合、以下の(ア)又は(イ)のいずれか小さい方の面積

(ア) 水稻（加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除きます。）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積

(イ) 地力増進作物（基幹作に限ります。）の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積

(注) 地力増進作物の作付面積は、水田収益力強化ビジョンの作物ごとの取組方針に位置づけられた作物の作付面積に限ります。

(2) 地域の取組に応じた配分額等の算定手順

③ 地域農業再生協議会は、①及び②に掲げる書類等により地域の取組に応じた配分の対象となる取組であることを確認の上、(1)の①から④までの取組に係る対象面積を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」（様式第11-6号）に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとします。

④ 都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった面積を速やかに確認し、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」（様式第11-7号）に取りまとめ、その関連資料とともに、地方農政局等に、9月30日までに提出するものとします。

5 交付金額の算定・交付

(3) 地域農業再生協議会は、3(1)の①から④までの取組に係る作付面積及び実施状況の確認結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積及び活用実績報告書」（（様式第11-10号）の別紙）に取りまとめ、その関連資料とともに、生産年の翌年3月15日までに都道府県に報告するものとします。都道府県は、地域農業再生協議会から報告のあった確認結果を取りまとめの上、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書」（様式第11-10号）を作成し、生産年の翌年の3月31日までに地方農政局等に提出します。

③ 畑地化促進助成（令和8年度当初予算事業）

ア 畑地化支援

畑地化の取組を行う場合に、その取組面積に応じて、取組年度限りで70,000円/10a（取組後5年以上継続して基幹作で高収益作物を作付けする場合は、以下「高収益作物畑地化支援」と、取組後5年以上継続して基幹作で一般作物又は高収益作物を作付けする場合は、以下「その他畑地化支援」といいます。）の交付金を交付します。

- ・ 新市場開拓用米の複数年契約の追加配分対象面積は、契約数量のうち3年以上継続する予定の契約数量分に対して位置付けられた生産者（複数年契約に係る取組計画書に位置付けられた生産者）ごとの単収（地域の合理的な単収以上であることが必要）で除した値の合計とする。
- ・ 新市場開拓用米の複数年契約については、契約締結時においては、契約期間中の契約数量は維持又は増加することを要件とする。ただし、区分管理方式を選択している場合であって、複数年契約の2年目以降で作柄や生産者の変更等に伴い地域の合理的な単収が変わる場合においては、1年目の取組面積に当該年度の地域の合理的な単収を乗じた数量と契約締結時に設定していた契約数量との間で契約数量を変更することができることとし、必要に応じて、販売契約書にもその旨記載することとする。なお、当該変更後の契約数量を3年以上継続する予定の契約数量分とみなすこととする。

- ・ 地域農業再生協議会は、実施要綱別紙13の3の(2)の③の規定に基づき、追加配分等の取組に係る対象面積を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」（様式第11-6号。以下「産地交付金の追加配分対象面積（地域協議会）」という。）に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告する。都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった対象面積を速やかに確認し、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」（様式第11-7号。以下「産地交付金の追加配分対象面積（都道府県）」という。）に取りまとめ、その関連資料とともに、地方参事官等を経由して地方農政局等に9月30日までに提出する。
- ・ 地域農業再生協議会は、実施要綱別紙13「産地交付金の考え方及び設定手続」の4の(1)の確認を行う際に、追加配分のうち実施要綱別紙13の2の(1)の表に示された取組に係る作付面積や実施状況を併せて確認する。
- ・ 地域農業再生協議会は、追加配分のうち実施要綱別紙13の2の(1)の表に示された取組の実施面積の根拠となる書類として、「「産地交付金の追加配分対象面積（地域協議会）」（様式第11-6号）の根拠となった計画と作付け確認の結果による実績を対比した一覧表」（任意様式）を作成する。
- ・ 地域農業再生協議会は、「産地交付金の追加配分対象面積（地域協議会）」（様式第11-6号）及び「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積及び活用実績報告書」（様式第11-10号の別紙）のうち追加配分実施面積の取りまとめに当たっては、各作物の対象面積を㎡単位の積み上げにより記入し、1a未満の端数が生じた場合は切り捨てにより整理するものとする。
- ・ 追加配分のうち実施要綱別紙13の2の(1)の表に示された取組に係る実績面積が変更となった場合にあっては変更に関する実施要綱別紙13の3の(2)の①の表に示された取組が確認できる添付書類を添付する。
- ・ 都道府県は、以下のアとイのいずれか低い方の金額が、追加配分のうち地域の取組に応じた配分の活用額の合計の上限となるよう調整を行う。また、地方農政局生産部等、地方参事官等は、追加配分のうち地域の取組に応じた配分の活用額の合計が、以下のアとイのいずれか低い方の金額の範囲内となっているか実績報告時に確認する。

ア 追加配分のうち地域の取組に応じた配分に係る各取組の実施面積に各単価を乗じた額の合計

イ 追加配分のうち地域の取組に応じた配分の合計額

- ・ ただし、追加配分の実施後に、別途、産地交付金の配分額の調整等を実施した場合、ア及びイの「追加配分」は、「当年度における最終的な配分」と読み替えるものとする。

- ・ 実施要綱第Ⅳの第2の4の畑地化促進事業についても、畑地化促進助成と同様の取扱いとする。

イ 定着促進支援

(ア) 高収益作物定着促進支援

当年産から５年以上継続して基幹作で高収益作物を作付けする場合に、作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）に応じて、当年産から５年間にわたって毎年20,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては毎年30,000円/10a）又は当年産に限り５年間分を一括して100,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては150,000円/10a）の交付金を交付します。また、畑地化の取組開始後５年間は、既に交付を受けた交付額と畑地化取組期間に交付を受けることができる金額との差額を一括して交付できるものとします。

(イ) 畑作物定着促進支援

当年産から５年以上継続して基幹作で一般作物又は高収益作物を作付けする場合に、作付面積に応じて、当年産から５年間にわたって毎年20,000円/10a又は当年産に限り５年間分を一括して100,000円/10aの交付金を交付します。また、畑地化の取組開始後５年間は、既に交付を受けた交付額と畑地化取組期間に交付を受けることができる金額との差額を一括して交付できるものとします。

ウ 子実用とうもろこし支援

水田農業高収益化推進計画（水田農業高収益化計画の策定について（令和２年４月１日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知。以下「水田農業高収益化通知」といいます。）に基づく水田農業高収益化推進計画をいいます。以下「都道府県推進計画」といいます。）に位置付けられた産地の交付申請者が、当該産地において、子実用とうもろこしを作付けする場合に、作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）に応じて、10,000円/10aの交付金を交付します。
具体的な内容については、別紙14「畑地化促進助成について」に定めています。

（注１）高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹に該当する作物とします。ただし、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物であることについて地方農政局等の承認を得た場合は、高収益作物として取り扱うものとします。なお、この場合、水田収益力強化ビジョン又は都道府県推進計画の承認手続と併せて、地方農政局等の承認を得ることとします。以下同じです。

（注２）一般作物とは、高収益作物以外の作物（水稻を除きます。）を指します。

（注３）加工・業務用の野菜及び果樹については、生産者と需要者との間で、以下に掲げる内容を満たす出荷・販売契約を交付申請書及び営農計画書の提出期限までに締結しているものに限りま

す。また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにより食品の製造若しくは加工を行うこと、又は対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者としてま

す。また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにより食品の製造若しくは加工を行うこと、又は対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者としてま

す。また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにより食品の製造若しくは加工を行うこと、又は対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者としてま

す。また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにより食品の製造若しくは加工を行うこと、又は対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者としてま

す。また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにより食品の製造若しくは加工を行うこと、又は対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者としてま

す。また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにより食品の製造若しくは加工を行うこと、又は対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者としてま

す。また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにより食品の製造若しくは加工を行うこと、又は対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者としてま

す。また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにより食品の製造若しくは加工を行うこと、又は対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者としてま

て、都道府県推進計画のうち産地推進計画（水田農業高収益化通知に基づく産地推進計画をいいます。以下同じです。）に位置付けられた高収益作物を作付けする場合は、支援期間の最終年度の翌年度までに、畑地化の取組を行えば要件を満たすこととします。

【参考】

別紙 14 畑地化促進助成について

1 交付対象となる取組

本助成の交付対象となる取組は、交付申請者が行う以下の取組とします。

（1）畑地化支援に係る取組

前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付けられ、交付対象水田に該当している農地において、7月1日付けで交付対象水田から外し、生産性の向上や収益力の向上に向け、畑作物の本作化を行う取組に対して、交付を行うものとします。ただし、交付の対象となる取組は、当該取組により交付対象水田から除外される農地が、それ単独で又は前年度から遡って過去4年以上連続して水稲以外の作物が作付けられており、かつ、当年度も水稲以外の作物の作付けが予定されている農地若しくは前年度までに当該取組の対象となった農地と併せて、おおむね団地化された畑地（品目や地域の特性等に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地をいいます。以下同じです。）を形成するものに限ることとします。なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって当該取組の要件を満たさないこととなった場合は、当該要因が発生した年度の前年度までの作付状況を踏まえ、地方農政局長等が当該要件を満たす取組とみなすことができるものとします。

（注1）交付の対象となった農地においては、交付が行われてから5年間は、高収益作物畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはⅣの第2の1の（5）の規定を、作付けの有無の判断についてはⅣの第2の1の（9）の規定を、出荷・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の（4）の②の規定を準用します。

なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって畑地化支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で実施することで、要件を満たす取組とみなすこととします。

る。

- 支援期間の初年度とは、交付申請書及び営農計画書が提出され、出荷・販売が行われ、初めて支援対象となった年度とする。ただし、作物の特性上、作付後1年以内に出荷・販売できない合理的な理由がある果樹などの作物については、作付した年度又は作付けした年度の翌年度（前年度の交付申請書及び営農計画書の提出期限以降に作付けした場合に限る。）に交付申請書及び営農計画書が提出された場合に限り、当該書類が提出され、初めて支援対象となった年度を支援期間の初年度とみなすことができるものとする。
- 実施要綱Ⅳの第2の1の（6）の③の（注4）のただし書きを適用し、高収益作物定着促進支援の交付を受ける場合には、果樹などの永年性作物については、原則として導入初年度（地域の実情に応じて導入2年目でも可）、野菜等その他の高収益作物については、導入6年目までに畑地化支援に係る取組を行うこととする。
- 実施要綱Ⅳの第2の1の（6）の③の（注4）のただし書きを適用する場合、交付申請者ごとにみて、当該年度における産地推進計画に位置付けられた高収益作物の面積が、支援初年度における産地推進計画に位置付けられた高収益作物の面積よりも、原則として小さくならないこととし、輪作を行ったことにより、面積が増加しても当該増加分は支援対象とはならないものとする。なお、面積が増加した場合において、増加分を支援対象とする場合は、実施要綱Ⅳの第2の1の（6）の③の（注4）の規定に基づいて算定した面積を、当該年度において新たに導入した面積として、当該年度から5年間で支援対象とする。

＜畑地化支援に係る取組＞

- 地域農業再生協議会は、畑地化支援により、交付対象水田から除外された農地（過年度分も含む。）について、「畑地化支援による交付対象農地からの除外農地一覧（畑地化促進事業及び畑地化促進助成）」（水_別紙様式第4号）により毎年度整理し、地方参事官等に速やかに情報提供するものとする。
- 畑地化の取組においては、当該農地を交付対象水田から除外することとなるが、地目の変更を求めるものではないことから、農地台帳等における現況地目については、農業委員会において適切に判断すること。
- 畑地化支援を活用した農地においては、交付後5年間水稲以外の販売作物を作付け・販売する必要があることから、途中で耕作者が変更された場合は、残りの期間について、変更後の耕作者が要件を継承して耕作することとする。

＜水田農業高収益化推進助成における高収益作物畑地化支援、高収益作物定着促進支援＞

- 地域農業再生協議会は、令和4年度までの水田農業高収益化推進助成における取組について「高収益作物定着促進支援対象面積一覧」（水_別紙様式第3号）により、対象面積を毎年度整理し、地方参事官等に速やかに情報提供するものとする。
- 高収益作物定着促進支援の交付を受ける場合には、果樹などの永年性作物については、原則として導入初年度（地域の実情に応じて導入2年目でも可）、野菜等その他の高収益作物については、導入6年目までに高収益作物畑地化支援に係る取組を行うこととする。
- 高収益作物定着促進支援に係る取組について、連作障害の回避等のために高収益作物以外の作物との輪作を行う場合であっても、交付申請者ごとにみて、当該年度における産地推進計画に位置付けられた高収益作物の面積が、支援初年度における産地推進計画に位置付けられた高収益作物の面積よりも、原則として小さくならないこととし、輪作を行ったことにより、面積が増加しても当該増加分は支援対象とはならないものとする。なお、面積が増加した場合において、増加分を支援対象とする場合は、実施要綱Ⅳの第2の1の（6）の③の（注4）の規定に基づいて算定した面積を、当該年度において新たに導入した面積として、当該年度から5年間で支援対象とする。

(注2) 畑地化支援の交付の対象となった農地であっても、高収益作物定着促進支援又は畑作物定着促進支援の支援期間は当該支援に係る助成を交付することができることとします。

加えて、都道府県推進計画に位置付けられた産地の交付申請者に対しては、当該産地において、都道府県推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物を作付けする農地については、高収益作物定着促進支援の支援期間は、産地交付金における高収益作物に係る助成を交付することができることとします。

(2) 定着促進支援に係る取組

① 高収益作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

販売を目的とした高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって高収益作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間を支援期間とすることができることとします。

イ 高収益作物定着促進支援の対象作物の申告

高収益作物定着促進支援及びⅣの第2の1の(6)の③のウは基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

(注1) 当年産に限り100,000円/10a(加工・業務用の野菜及び果樹にあつては150,000円/10a)が交付された農地においては、交付が行われてから5年間は、販売を目的とした高収益作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはⅣの第2の1の(5)の規定を、作付けの有無の判断についてはⅣの第2の1の(9)の規定を、出荷・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の(4)の②の規定を準用します。

② 畑作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

販売を目的とした一般作物又は高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

交付対象となる作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。

なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって畑作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間を支援期間とすることができることとします。

(ア) 麦

農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

＜高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援に係る取組＞

- ・ 定着促進支援を活用した農地においては、交付後5年間水稻以外の販売作物を作付け・販売する必要があることから、途中で耕作者が変更された場合は、残りの期間について、変更後の耕作者が要件を継承して耕作することとする。
- ・ 取組開始年から5年間のうちに高収益作物以外の作物を作付ける場合、高収益作物定着促進支援は活用できないが、畑作物定着促進支援の活用は可能である。
- ・ 死亡、病気等の要因により定着促進支援に係る取組が行えない場合であつて、翌年度以降も承継者が不在等の理由により定着促進支援の交付対象農地において作付けが行われなかった場合、作付けが行われなかった年度から当該農地における定着促進支援の交付は行わないこととする。

- (イ) 大豆
農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。
- (ウ) 飼料作物（青刈り稲、わら専用稲等の水稻を除く。）
需要者との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。
自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。
- (エ) そば・なたね
農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。
- (オ) その他の作物
農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

（注）麦、大豆のうち、自家加工については、「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9－2号）を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

イ 畑作物定着促進支援の対象作物の申告

畑作物定着促進支援は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

（注2）当年産に限り 100,000 円/10a が交付された農地においては、交付が行われてから5年間は、販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはⅣの第2の1の（5）の規定を、作付けの有無の判断についてはⅣの第2の1の（9）の規定を、出荷・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の（4）の②の規定を準用します。

（3）子実用とうもろこし支援に係る取組

① 交付要件

都道府県推進計画に位置付けられた産地において、産地推進計画に位置付けられた子実用とうもろこしを作付けする取組に対して、交付を行うものとします。

② 子実用とうもろこし支援の対象作物の申告

子実用とうもろこし支援は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

2 交付金額の算定手順

(1) IVの第2の1の(4)の①の交付申請者は、1の(1)に掲げる取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
畑地化支援に係る取組	・地域農業再生協議会において発行された、1の(1)の要件を満たすことを証する書類 ※交付申請予定者は、5月31日までに、交付対象となる農地がおおむね団地化された畑地を形成し得ることが分かる資料（空中写真又は農地地図等）及びその他参考となる資料を添えて地域農業再生協議会に事前に確認申請を行ってください（参考様式4－1「畑地化支援に係る取組の要件確認申請書」を参照してください。）。 地域農業再生協議会は、提出された資料を踏まえて当該農地が1の(1)の要件を満たすことを確認したときは、そのことを証する書類を交付申請日までに交付申請予定者に対して発行してください（参考様式4－2「畑地化支援に係る取組の要件確認通知書」を参照してください。）。

(2) IVの第2の1の(4)の①の交付申請者は、1の(2)に掲げる取組のうち加工・業務用野菜又は果樹の導入を行う場合には、水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書の地方農政局等又は地域農業再生協議会への提出に際し、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
高収益作物定着促進支援に係る取組	・加工・業務用の野菜及び果樹にあつては、出荷・販売契約書の写し（中間事業者が販売に介在する場合にあつては、当該中間事業者も含めた出荷・販売契約書の写し）及び販売伝票の写し

・ 地域農業再生協議会は、畑地化支援の交付対象となる農地が、1の(1)の要件を満たすことを確認する際に、交付対象水田として実施要綱別紙1の2の(1)を満たしていることを併せて確認することとする。

・ 「おおむね団地化された畑地」については、具体的な一定の面積要件は設けていないため、地域農業再生協議会で、品目や地域の特性等に鑑み、地域における土地利用の観点から効率的な営農が図られているかどうかにより判断すること。

・ 要件確認申請に必要な添付資料について、交付申請予定者からの提出前に地域農業再生協議会で既に保有している添付資料がある場合は、交付申請予定者から改めて提出する必要はない。

・ 要望報告後に土地所有者との同意が得られない等により一部の要望面積が減少した場合に、要望面積全てが取り消しとなることは想定していないものの、5月31日までの要件確認申請時までには要望面積を確定すること。

・ 要望調査時には事業の要件の確認が取れる見込みであったものの、事業の要件を満たせず要件確認通知書を発行できなかった場合については、水田活用の直接支払交付金による支援を受けることが可能。その場合、通常通りに6月30日までに水田活用の直接支払交付金の申請を行うこと。（既に交付申請書及び営農計画書を提出済みの場合、地域農業再生協議会の指示に応じて交付申請書および営農計画書の修正等を行うこと。）

3 交付額の調整に係る対応

(1) 畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地において、当該取組が行われてから5年以内に、高収益作物畑地化支援を受けた場合にあっては販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合にあっては販売を目的とした高収益作物又は一般作物について、作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合には、必要に応じ、過年度分の畑地化支援の交付額の返還又は次年度における産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害等その他不可抗力の要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

(2) 高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援に係る取組に関し、以下の場合には、高収益作物定着促進支援又は畑作物定着促進支援の交付が行われた初年度から当年度までの交付額について、交付額の返還又は次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害等その他不可抗力の要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

- ① 畑地化の取組を行わなかった場合
- ② 高収益作物定着促進支援の支援期間中に、販売を目的とした高収益作物の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合
- ③ 畑作物定着促進支援の支援期間中に、販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合
- ④ 1の(1)の(注2)に基づき、産地交付金の高収益作物に係る助成を交付されている農地において、高収益作物定着促進支援の支援期間中に、交付申請者ごとにみて産地推進計画に位置付けられた高収益作物の作付面積が減少した場合

畑地化促進事業の交付額の調整に係る対応表					
	不可効力の要因	5年以内に作付け又は出荷・販売の実績なし	作付面積の減少	取組内容の変更	
				高収益作物（加工・業務用）から高収益作物（加工・業務用以外）に取組内容の変更	高収益作物（加工・業務用）から畑作物
畑地化支援	有	返還不要			
	無	返還 （全ての交付対象面積分）	返還 （減少した交付対象面積分）	返還不要	令和5年度：差額（3.5万円/10a）を返還 令和6年度以降：返還不要
高収益定着促進支援／畑作物定着促進支援	有	返還不要 （ただし、作付け又は出荷・販売の実績が確認できない年度から交付しない）	返還不要 （ただし、交付対象面積の変更後は変更後の交付対象面積で支援）	返還不要 （ただし、取組内容の変更後は2.0万円/10aで支援）	返還不要 （ただし、取組内容の変更後は2.0万円/10aで支援）
	無	過年度分を含め返還 （全ての交付対象面積分）	過年度分を含め返還 （減少した交付対象面積分）	過年度分を含め差額（1.0万円/10a）を返還 取組内容の変更後は2.0万円/10aで支援	過年度分を含め差額（1.0万円/10a）を返還 取組内容の変更後は2.0万円/10aで支援

④ 都道府県連携型助成

都道府県が事業を措置して転換作物を生産する農業者を支援する場合に、当該支援の対象となった交付申請者に対して、当該支援の対象となった転換作物の前年度からの拡大面積（基幹作に限ります。）に応じて、当該支援の単価と同単価（10a当たり5千円以内）で交付金を交付します。ただし、当該支援における支援対象面積の算定に要件を設けている場合、本助成の交付対象となる拡大面積の算定に当たっても、当該支援の要件を適用します。具体的な内容については、別紙15「都道府県連携型助成について」に定めています。

（注）転換作物とは、戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物、高収益作物及び子実用とうもろこしをいいます。以下同じです。

【参考】 別紙 15 都道府県連携型助成について 1 交付要件となる都道府県事業 本助成の交付要件となる都道府県が措置する事業（メニュー）は以下の全ての条件を満たすものとします。 （１）令和８年産の転換作物を生産する農業者に対して、作付面積に応じて交付されるものであること （２）営農計画書等の提出期限（生産年の６月 30 日）までに農業者に支援内容が提示されるものであること 2 交付対象となる面積 都道府県が１の条件を満たす事業（メニュー）により転換作物を生産する農業者を支援する場合に、当該事業（メニュー）の対象となった交付申請者が作付けを行った、当該支援の対象となった転換作物の前年度からの拡大面積（基幹作に限ります。）を対象とします。ただし、当該事業（メニュー）における支援対象面積の算定に要件を設けている場合、本助成の交付対象となる拡大面積の算定に当たっても、当該事業の要件を適用します。 3 交付金額の算定手順 （１）都道府県は、１を満たし得る事業（メニュー）がある場合には、支援内容、支援対象面積・要件の確認・算定方法等を「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の承認申請について」（様式第 11-11 号）に取りまとめ、地方農政局等に５月 31 日までに提出するものとします。 （２）地方農政局等は、都道府県から提出のあった（１）について、１に照らして適当か、交付金額の算定・交付が可能か等を審査し、その内容が適当と認められる場合は当該事業（メニュー）を本助成の交付対象となる都道府県事業として承認し、６月 30 日までに都道府県に通知するものとします。 （３）都道府県は、承認を受けた都道府県事業に係る支援対象面積等の関連データを地域農業再生協議会と連携し「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の支援実績の報告について」（様式第 11-12 号）に取りまとめ、地方農政局等に提出するものとします。 （注）様式第 11-12 号の根拠となる書類については、都道府県で保存しておくこととします。保存期間は、都道府県連携型助成に係る農業者の交付申請が行われた年度の翌年度から５年間です。 （４）地方農政局等は、交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定し、交付金計算書を作成します。	- 都道府県は、必要に応じて、水田収益力強化ビジョンと同様に事前協議を行うものとする。 - 地方農政局等は、提出のあった「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の承認申請について」（様式第 11-11 号）の内容について、添付資料等を基に、実施要綱別紙 15 の１に照らして適当か、交付金額の算定・交付が可能か、水田活用の直接支払交付金の基本的な要件を満たすことが客観的に確認できるか等を確認し、その結果を都道府県に回答する。「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の支援実績の報告について」（様式第 11-12 号）の報告時期については、原則として 12 月 20 日までとするが、年度内に地方農政局等が都道府県連携型助成に係る交付金額を交付可能な時期となるよう都道府県と地方農政局等とで調整するものとする。 - 都道府県は、予め地方農政局等と調整した期日までに、「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の支援実績の報告について」（様式第 11-12 号）を地方参事官等に提出することとする。なお、根拠となる資料の提出は原則として求めないが、都道府県において、都道府県連携型助成に係る農業者の交付申請が行われた年度の翌年度から５年間保存することとする。
（７）交付対象面積等の算定 ① 戦略作物助成及び畑地化促進助成については地域農業再生協議会、都道府県連携型助成については都道府県から、それぞれ報告されたデータを基に、地方農政局等が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定します。	＜戦略作物助成・畑地化促進助成＞ １a 未満の端数が生じた場合は切り捨てにより整理する。 - 地方参事官等は、地域農業再生協議会から報告されたデータと、交付金算定システムから出力した確認用 CSV ファイルとの整合(内容、行ズレ等)を確認する。特に、交付対象面積については、交付申請時に提出された「営農計画書」（様式第

② 産地交付金については、地域農業再生協議会が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定し、その結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書」（様式第 11－3 号）に取りまとめて、都道府県を経由して地方農政局等に報告します。

（注）面積の単位は、a 単位とし、1 a 未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

2 号）の面積ではなく、「水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」（様式第 7 号）の面積となっていることを確認する。

- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムにより、交付対象面積に交付単価を乗じて交付金額を算定する。
- ・ また、交付金算定システムから出力した交付金計算書の総括表を地域農業再生協議会に送付し確認を求める。
- ・ 地域農業再生協議会は、交付金計算書の総括表を速やかに確認し、確認結果を地方参事官等に報告する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した交付金計算書に誤りがないかを確認し、地方農政局生産部等に報告する。
- ・ 飼料用米（ソフトグレインサイレージ（SGS）等生もみを直接利用する取組を除く。）、米粉用米については、数量報告の提出前であっても、作付確認や別に報告された需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の出荷実績報告等による出荷量により、単収が(標準単収値－150)kg/10a 以上である場合は、確定した交付対象面積に応じ、5.5 万円/10 a を先に交付することができる。

＜飼料用米・米粉用米の数量払い＞

- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムにより、交付対象数量、交付対象面積及び標準単収値から飼料用米、米粉用米の交付金額を算定する。
- ・ 地方参事官等は、交付申請者又は地域農業再生協議会から提出された「飼料用米等の数量報告書」（様式第 11－2 号）又はそのデータに基づいて、交付金額および交付面積を算定し、地方農政局等を通じて 2 月 10 日までに本省企画課水田農業対策室に報告する。

＜産地交付金＞

- ・ 地域農業再生協議会は、交付対象面積について、交付申請者ごとの実績面積を用途ごとに集計し、1 a 未満の端数が生じた場合は切り捨てにより整理する。
- ・ 交付金額が配分枠を超過する場合は、産地交付金の活用方法の明細で定めた調整方法により交付単価を減額調整し、改めて申請者ごとの交付金額を算定する。
- ・ 都道府県一律での設定の場合には、都道府県が、地域農業再生協議会で確定した交付対象面積(交付金額)を取りまとめ、単価調整が必要か否かを算定し、その結果を地域農業再生協議会に伝達する(報告時期等は都道府県と地域農業再生協議会とで協議して定めておくこと。）。
- ・ 地域農業再生協議会は、地方参事官等による内容確認を受けた上で、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書」（様式第 11－3 号。以下「交付額報告書」という。）及び「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書」（様式第 11－10 号の別紙。以下「活用実績報告書」という。）を都道府県に提出する。
- ・ 都道府県設定の用途と地域農業再生協議会設定の用途が両方存在する場合は、あらかじめ都道府県設定の用途の面積データを都道府県で収集し、必要があれば調整した上で確定し、地域農業再生協議会へ通知する。
- ・ 都道府県は、地域農業再生協議会からあった報告について、配分額の範囲内に収まっているか、「交付額報告書」（様式第 11－3 号）と「活用実績報告書」（様式第 11－10 の別紙）の金額が一致しているか、単価調整を行った場合には産地交付金の活用方法の明細で定めた方法により調整されているか等を確認するとともに、都道府県としての「活用実績報告書」（様式第 11－10 の別紙）を作成し、都道府県庁所在地に駐在する地方参事官等に提出する。
- ・ 地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定した場合であって、地域農業再生協議会ごとの配分枠の範囲内に収まっている場合(又はその枠内で調整する場合)は、都道府県における確認を了した地域農業再生協議会の交付額報告書等を順次都道府県庁所在地に駐在する地方参事官等に報告し、交付手続を進めることが可能。その際、都道府県は活用実績報告書も手続きごとに提出する。
- ・ 地域農業再生協議会は、に個人ごと(申請 1 件ごと)の実績面積・交付額等の情報を BAMS に登録し、そのデータ（基礎データ）を地方参事官等に提出する。なお、地方参事官等へのデータの提出は原則として、BAMS により行うものとする。地方参事官等は、そのデータを交付金算定システムに登録する。
- ・ 地域農業再生協議会が、協議会システムを利用している場合等であって、地方参事官等に提出する基礎データを BAMS に一括登録する場合は、そのデータは、別途農林水産省穀物課経営安定対策室から提供するインタフェース仕様書に対応したものとする。なお、基礎データに対応するインタフェース仕様書のファイル名は「（水活）産地交付金情報」である。
- ・ 複数の地方参事官及び地方調整官が駐在する道県においては、「交付額報告書」（様式第 11－3 号）を道県庁所在地に駐在する地方参事官等がまとめて受理し、当該報告書を他の区域に駐在する地方参事官等に送付する。
- ・ 都道府県庁所在地に駐在する地方参事官等は、都道府県から提出のあった交付額報告書及び活用実績報告書を確認する。確認の視点は上記と同様とする。
- ・ 都道府県庁所在地に駐在する地方参事官等は、活用実績報告書を地方農政局生産部等に送付する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムにより、産地交付金による交付申請者ごとの交付金額を登録する。

	・ 地方参事官等は、「交付額報告書」（様式第 11－ 3 号）及び交付金算定システムから出力した確認用 C S V ファイルとの整合(内容、行ズレ等)を確認する。 ・ 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した交付金計算書に誤りが無いことを確認し、地方農政局生産部等に報告する。 ・ 複数の地方参事官及び地方調整官が駐在する道県においては、道県庁所在地に駐在する地方参事官等から道県内の他の区域に駐在する地方参事官等に対して、当該地方参事官等が担当する区域の地域農業再生協議会の交付額報告書を送付する。 また、活用実績報告書についても、道県庁所在地に駐在する地方参事官等から道県内の他の区域に駐在する地方参事官等に対して写しを送付し、①配分額の範囲内であること等全体の確認は道県庁所在地に駐在する地方参事官等が行い、②(地域農業再生協議会ごとの使途を設定している場合)各管轄区の地域農業再生協議会の内容確認は各地方参事官等が行う。 ・ 地域農業再生協議会は、交付申請者から交付金の受領に関する一切の権限を委任されている者（以下「代理受領者」という）から求めがあった場合、当該代理受領者に交付金の受領に関する一切の権限を委任している交付申請者（以下「委任者」という。）の産地交付金の内訳情報を提供するものとする。ただし、地域農業再生協議会は、委任者以外の情報まで提供することがないよう、提供の前に提供しようとする情報の内容を確認するものとする。 ＜都道府県連携型助成＞ ・ 地方参事官等は、都道府県から提出のあった「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の支援実績の報告について」（様式第 11-12 号）の「都道府県事業の支援対象面積のうち、前年度からの拡大面積」及び「支援対象実績単価」を基に、交付申請者ごとの交付金額を算定して都道府県連携型助成用入力支援ツールに入力し、交付金算定システムにより、都道府県連携型助成による交付申請者ごとの交付金額を登録する。なお、 1 a 未満の端数が生じた場合は切り捨てにより整理する。 ・ 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した交付金計算書に誤りが無いかを確認し、地方農政局生産部等に報告する。	
（８）交付決定及び交付金の交付 ① 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。 ② 地方農政局長等は、交付申請者ごとの戦略作物助成、産地交付金、畑地化促進助成及び都道府県連携型助成の交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。 ただし、飼料用米、米粉用米の数量払いに係る交付金計算書については、交付金額の確認作業の進捗状況に応じ、交付単価 55,000 円／10 a 超の部分に係る分をその他の分とは別に作成し、送付することができるものとします。 ③ 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。 （注）交付金の支払時期は、生産年の 8 月から翌年 3 月ごろになります。	＜戦略作物助成・産地交付金・畑地化促進助成・都道府県連携型助成＞ ・ 地方農政局生産部等は、交付金計算書その他の関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、交付金算定システムにより交付決定を行い、「水田活用直接支払交付金の交付決定通知書」（水_別紙様式第 1 号）を交付申請者に送付(必要に応じて、地方参事官等を経由して送付)した上で、交付金を交付する。併せて、地方農政局生産部等は、「水田活用直接支払交付金の交付金計算書」及び「水田活用の直接支払交付金における数量払いの交付金計算書」（水_別紙様式第 2 号の 1 及び 2）の写し（電子ファイル）を地方参事官等及び地域農業再生協議会（必要に応じて、地方参事官等を経由）に送付する。 ・ 地方参事官等又は地域農業再生協議会は、交付申請者より交付金計算の詳細について問い合わせがあった場合は、「水田活用直接支払交付金の交付金計算書」及び「水田活用の直接支払交付金における数量払いの交付金計算書」（水_別紙様式第 2 号の 1 及び 2）を交付申請者に送付する等により対応する。 ・ 交付金額は、 1 円未満を切り捨てとする。 ・ 地方農政局等は、代理受領者から求めがあった場合、委任者に通知される畑作物の直接支払交付金、収入減少影響緩和交付金、水田活用直接支払交付金の交付決定額と交付金計算書の情報を CSV 形式等で提供するものとする。ただし、地方農政局等は、委任者以外の情報まで提供することがないよう、提供の前に提供しようとする情報の内容を確認するものとする。 ＜飼料用米・米粉用米の数量払い＞ ・ 既に適切な生産が行われていることが確認された面積に応じて 5.5 万円／10 a を交付している場合にあっては、算定された交付金額からその額が控除されていることを確認する。また、控除後の金額が 0 円となる場合は、 0 円で交付決定を行う。 <table><tr><td>交付金額 ＝ 数量報告に基づく算定額 － 既交付決定額 ※ 算定において、交付金額が 0 円となる場合は、 0 円で交付決定 （交付金は交付しない）</td></tr></table>	交付金額 ＝ 数量報告に基づく算定額 － 既交付決定額 ※ 算定において、交付金額が 0 円となる場合は、 0 円で交付決定 （交付金は交付しない）
交付金額 ＝ 数量報告に基づく算定額 － 既交付決定額 ※ 算定において、交付金額が 0 円となる場合は、 0 円で交付決定 （交付金は交付しない）		

（９）適切な生産の徹底等

- ① 交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。また、適切な防除等を通じて近隣ほ場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮する必要があります。

そのような栽培方法に即さず、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、②から⑤までの規定により本交付金の交付対象となるかを確認し、本交付金の交付対象と認められる場合のみ、（８）の③の交付決定を行うこととします。また、本交付金の交付後に交付対象とならないことが明らかになった場合は、当該交付対象作物に係る本交付金を返還していただくこととします。

- ② 畑作物の直接支払交付金の対象作物にあつては、同交付金の交付申請の有無にかかわらず、第１の１の（２）の③の力の規定に準じて同交付金の交付対象となり得るものが、本交付金の交付対象となります。

- ③ 新市場開拓用米及び加工用米にあつては、当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の８割に満たない場合、飼料用米（生もみを利用するものを除きます。）及び米粉用米にあつては交付対象数量及び交付対象面積から算出された１０ａ当たりの収量が、標準単収値から１５０kg／１０ａを減じた値に満たない場合、その他の作物（畑作物の直接支払交付金の面積払の対象作物、飼料作物及びWCS用稲を除きます。）にあつては、地域農業再生協議会等が近傍のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断する場合には、収量が相当程度低いものとみなし、本交付金の交付対象とはなりません。

- ④ 飼料作物及びWCS用稲にあつては、各都道府県農業再生協議会等が基準単収や平均単収を定めることとし、それらと比較して収量が２分の１に満たない場合には、収量が相当程度低いものとみなし、本交付金の交付対象とはなりません。

- ⑤ 収量が相当程度低い場合であっても、参考様式１により収量低下が生じたと思われる要因等を記載した地域の基準単収を大きく下回ったことの原因書（参考様式１。以下「原因書」といいます。）及びその添付書類として原因書の根拠となる証拠書類（以下「証拠書類」といいます。）が提出され、提出された原因書及び証拠書類に基づき、合理的な理由があると地方農政局長等が認める場合には、②から④までの規定にかかわらず、本交付金の交付対象とすることができます。

（注１）合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等その他不可抗力の要因によって収量が低くなっている場合（その要因がなければ収量が相当程度低くならないと見込まれることが必要です。）をいいます。このため、以下のア～オのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

ア 収量が相当程度低くなった要因が自然災害等であるときは、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害等による被害がない場合（地域農業再生協議会長等による被害の証明がある場合を除きます。）

イ 適期の作業がなされていない、必要な防除がなされていない等、収量が相当程度低くならないことが明らかに困難な栽培と認められる場合

- ・ 地域農業再生協議会が行う作付けの現地確認の際に、地域の普及組織等が指導する栽培指針等に照らし、適切な生産が行われていない疑いがある農地（著しく疎植、雑草繁茂等）を把握した場合は、地方参事官等に報告する。

- ・ 報告を受けた地方参事官等においては、当該協議会や市町村、都道府県、地域の普及組織、その他関係機関と連携し、当該水田の状況の再確認や、必要に応じて改善指導を行う（適切な生産が行われていないことが明らかな場合、当該作付面積は交付対象面積に含まれない。）。

- ・ 地方参事官等は、交付申請者が交付申請を行った作物に係る農地のうち、通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあることを理由に共済関係の除外指定等が行われたものについて、農業共済組合等から情報提供を受け、地域農業再生協議会の協力の下、その状況の確認を行う。確認の結果、十分な収量が得られないと判断される農地については、交付対象面積から除外する。なお、共済関係の除外指定等が行われたものについて、農業共済組合等から情報提供を受けられるよう、あらかじめ、同組合等と以下のとおり調整することとする。

- ① 農作物共済において除外指定を受けた農地の情報（指定理由、指定を受けた農地の地番等）については、地方参事官等に対して、原則として全ての農地の情報提供を行っていただけるよう調整

- ② 畑作物共済の引受が行われなかった農地の情報については、各地域ごとに、同組合等が地方参事官等に対して情報提供を行うことのできる作物の種類や農地の情報を調整

《畑作物の直接支払交付金の交付対象作物で、同交付金の交付申請を行っていない場合の収量確認について》

- ・ 畑作物の直接支払交付金の交付申請を行っていない場合であっても、農産物検査の受検又は品位等確認主体による確認のいずれかの結果に基づいて収量確認を行うことを基本とする。ただし、農産物検査の受検や品位等確認主体による確認が困難である場合は、当該作物の全収穫量を作付面積で除した単収により確認することも可能とする。

《農家への周知》

- ・ 地方参事官等は地域農業再生協議会と連携し、当年産の新市場開拓用米及び加工用米の出荷数量が当初契約数量の８割未満となった場合、飼料用米（生もみを利用するものを除く。）及び米粉用米にあつては交付対象数量及び交付対象面積から算出された１０ａ当たりの収量が標準単収値から１５０kg／１０aを減じた値に満たない場合、その他の作物（畑作物の直接支払交付金の面積払の対象作物を除きます。）にあつては、地域農業再生協議会等が近傍のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断する場合又は飼料作物及びWCS用稲にあつては各都道府県農業再生協議会等が定めた基準単収や平均単収と比較して収量が２分の１に満たないと判断する場合には、交付金を交付しない仕組みであることを農業者に十分周知し、適切な栽培を促す。

- ・ また、「基準単収を大きく下回ったこと（収量が相当程度低くなったこと）の理由書」（参考様式１）に記載された内容と作業日誌での記録が矛盾する場合、適切な肥培管理を行ったとは判断できないことから、作業日誌をしっかりと整備するよう農業者に十分周知を図る。

- ・ 地域農業再生協議会が行う現地確認の際に、「その他の作物」のほ場については、植栽密度、生育状況、雑草の混入度合等をチェックし、問題がある場合は疑義案件として、地方参事官等に報告する。

《確認ポイント》

植 栽 密 度：近傍のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物と比較し、明らかに植栽密度が低い場合。

雑草の繁茂：近傍のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物と比較し、明らかに多くの雑草が繁茂し、収量に影響を及ぼすと考えられる場合。

生 育 状 況：近傍のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物と比較し、草丈・茎数・葉色等から判断し、生育状況が明らかに悪いと認められる場合。

《飼料作物・WCS用稲の基準単収等の設定》

- ・ 各都道府県農業再生協議会等において、農林水産統計等により収量が把握可能なものについては、７年中庸５年平均を用いて基準単収を設定することを基本としつつ、同統計等によるデータの収集が困難な場合には、近隣の都道府県農業再生協議会等における基準単収や平均単収の準用や各都道府県農業再生協議会等の管内において得られた収量の３年平均を用いた平均単収の設定等により、基準単収や平均単収を定めることとする。

- ・ 飼料作物やWCS用稲の収量については、農林水産統計の単収重量である刈取り後の生草（茎）重量（刈取りが数回にわたる場合は、各回の重量の総量）を用いることが望ましく、水分含量が変化した場合には、可能な範囲で刈取り時の重量を推計した上で基準単収や平均単収を設定すること。ただし、刈取り時の重量の推計が難しい場合には、各都道府県農業再生協議会等の判断により、サイレージ又は乾草などの容態に応じて、現物重量で基準単収や平均単収を設定するなど、柔軟に対応すること。

ウ ほ場条件の制約があるときは、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても収量が相当程度低くならないことが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合

エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合

オ 管理不十分のために収穫物を毀損させる等農業者が当然に払うべき注意を怠っている場合

(注2) 証拠書類については、合理的な理由の有無を確認するため、以下のア～エの全てを提出することが必要です。また、これら以外にも地方農政局長等が追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が別に定める期限までに提出することが必要です。

ア 収量が相当程度低くなった要因を客観的に裏付ける第三者による証明等を基本とする書類（自然災害等が要因である場合には、地域農業再生協議会長等による証明書類等）

イ 適切な生産が行われていたことが分かる書類（作業日誌、種子や肥料の購入伝票等）

ウ ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類（対策を施したことが分かる写真等）

エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施された改善措置が分かる書類（改善措置を施したことが分かる写真等）

(注3) 自然災害等その他不可抗力の要因により、複数の農業者の収量が相当程度低くなると見込まれる場合であって、地方農政局長等が認める場合には、地域農業再生協議会長等が自然災害等その他不可抗力の要因との関連を説明する書類を提出することで、個別の農業者の理由書の提出に代えることができるものとします。

- ・ 基準単収や平均単収については単位面積当たりの重量により定めることが基本であるが、単位面積当たりの重量による基準単収や平均単収を定めた上で、ロールの直径や刈取り時期等の前提が整理されている場合は、基準単収や平均単収を単位面積当たりの体積に置き換えた場合の目安を示すことも可能とする。（（例：ロールサイズ直径○cm×△cm、○期刈り取り）の場合、10a 当たり○ロール など）
- ・ 飼料作物については、異なる草種を混播して収穫しているケースもあることから、各都道府県農業再生協議会等の判断により、チモシーやイタリアングラスなどの草種ごとではなく、「牧草」として又は「WCS 用稲」としてなどと必要に応じ品種をまとめて基準単収を設定することも可能とする。
- ・ 3年平均を用いて平均単収を設定することを想定している場合で、現状データが存在していない場合にあっては、近隣の都道府県農業再生協議会等における収量や基準単収を準用するなどにより、基準単収又は平均単収を設定すること。

《事務処理》

- ・ 地方参事官等において、加工用米等生産出荷数量一覧表等を基に新市場開拓用米及び加工用米にあつては当年産の出荷数量が当初契約数量の8割を下回った農業者、飼料用米（生もみを利用するものを除きます。）及び米粉用米にあつては10a 当たりの収量が標準単収値から150kg/10a を減じた値に満たない農業者、飼料作物及びWCS 用稲にあつては10a 当たりの収量が各都道府県農業再生協議会等が定めた基準単収や平均単収と比較して収量が2分の1に満たないと判断される農業者及びその他作物にあつては明らかに収量が低いと考えられる農業者を特定し、地方農政局長等（地方参事官等を含む）は、当年産の収量が相当程度低くなったことの理由（栽培方法や肥培管理の状況等を具体的に記入）を記載した「基準単収を大きく下回ったこと（収量が相当程度低くなったこと）の理由書」（参考様式1）及びその証拠書類の提出について、文書による通知や地域農業再生協議会と連携した周知等任意の方法により指示を行う。ただし、地方農政局長等（地方参事官等を含む）が当該指示を行う以前に、当該農業者から自主的な提出があつた場合には、当該指示を省略することができるものとする。
- ・ 「基準単収を大きく下回ったこと（収量が相当程度低くなったこと）の理由書」（参考様式1）を提出しない農業者に対しては、当該理由書（参考様式1）を提出しなければ交付対象外（交付済みの場合は交付金返還）となる旨を通告して提出を求める。
- ・ 農業者から提出のあつた「基準単収を大きく下回ったこと（収量が相当程度低くなったこと）の理由書」（参考様式1）について、記載されている全ての要因が実施要綱Ⅳの第2の1の（9）の⑤（注1）のアからオに該当しないことを、それぞれの証拠書類等に照らして疑義がないかを十分に精査し、改善の余地があつたにもかかわらず、改善が行われなかったり、適切な生産が行われなかったこと（定植苗数を半分にした、施肥を行わなかった、雑草防除を行わなかった等）が判明した場合には、当該作物に係る交付金の一部又は全部を交付しない（支払い後においては、当該作物に係る交付金の返還手続を行う。）。交付金の一部を支払う場合には、支払い対象とするほ場において、適切な生産が行われていたことが確認できていること。
- ・ 当該作物に係る交付金の交付をしないこととなつた交付申請者に対しては、その旨を地方農政局生産部等から通知する。
- ・ 疑義案件については、地域農業再生協議会、市町村、都道府県、地域の普及組織等関係機関に十分に聞き取りを行い、事実関係を確認する。
- ・ 「基準単収を大きく下回ったこと（収量が相当程度低くなったこと）の理由書」（参考様式1）の内容に疑義がある（生じたとは考え難い自然災害等を理由にしている、適期作業ができていないことなどが要因にもかかわらず自然災害等を理由にしている、条件不利性があるとは考え難い地域において条件不利性を理由にしている等）場合は、地域農業再生協議会等への照会、近隣農家の収量との比較、当該農業者に対する聴取等により確認する。
- ・ 「基準単収を大きく下回ったこと（収量が相当程度低くなったこと）の理由書」（参考様式1）の提出対象となつた農業者（自然災害等によるものは除く。）については、翌年産において同種の作物に取り組む場合は、当年産の結果を踏まえて改善策を講ずるよう指導するとともに、翌年産における重点確認者と位置づけ、地域農業再生協議会と地方参事官等が連携して肥培管理状況等を確認する。
- ・ また、地方参事官等は、特に必要のある場合には、翌年産以降の生産の改善に向けた指導を「令和○年産の水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業について（改善指導）」（参考様式7）により文書で行う（改善事項の例：作業時期、防除、ほ場の制約要因に対する対策等）。なお、文書発出に当たっては、本省企画課水田農業対策室に事前に対象者に関する情報共有を行った上で、対象農業者が作付前の準備を十分にできる時期に発出（地域農業再生協議会等経由も可）するよう考慮するとともに、可能な限り対面若しくは電話等で説明する。
- ・ 「基準単収を大きく下回ったこと（収量が相当程度低くなったこと）の理由書」（参考様式1）については、流通監視チ

- ⑥ ⑤において、合理的な理由があることが認められた場合であっても、翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがある場合には、地方農政局長等は、当該交付申請者に対して翌年産以降の生産に向けて改善指導（参考様式7）を行うこととします。
- なお、同一の交付申請者において、2年以上連続して同一品目において理由書（自然災害等によるものは除く。）が提出された場合には、原則として改善指導を行う対象とします。
- また、改善指導を受けた交付申請者において、次年度以降収量低下理由書が提出された際、改善指導を受けた内容が実行されていなかった場合にあっては、本交付金の交付対象とはなりません。
- ⑦ なお、本交付金の交付申請者が、自然災害等その他不可抗力の要因によって、交付対象作物の収穫、出荷・販売を行うことができず、出荷・販売状況が分かる書類を提出できなかった場合については、
- ア その原因が自然災害等その他不可抗力の要因によるものであることが交付申請者の提出書類（自然災害等その他不可抗力の要因ごとに、地方農政局長等が本交付金の交付対象となるかどうかを確認するため、提出を求める書類）で確認できること
- イ 当該自然災害等その他不可抗力の要因の発生以前においては、適切な生産が行われていたことが確認できること
- を条件として、当該自然災害等その他不可抗力の要因が発生した年産に限り、本交付金の交付対象とすることができることとします。
- ⑧ 新規需要米及び加工用米の主食用への出荷・販売を防止するため、飼料用米（生もみを利用するものを除きます。）、米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米については、地方農政局長等が、加工用米等取組計画書の受理等に際して、需要者等との間で締結した出荷・販売契約数量を、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の別添1により設定した地域の合理的な単収を用いて面積換算することにより、これらの米穀の作付面積が適切に設定されていることを確認し、さらに、出荷段階において、当年産米の需要者等への出荷数量を確認します。
- また、生もみを利用する飼料用米及びWC S用稲については、地域農業再生協議会は、作付面積等の現地確認の際に栽培が適切に行われているかを確認することとし、不適切な事例を発見した場合には、地方農政局等に報告し、地方農政局等が改めて確認します。

ームから情報提供の依頼があった場合は適宜対応する。

- ・ 地方参事官等は、次年度の改善指導等に利用するため、「基準単収を大きく下回ったこと（収量が相当程度低くなったこと）の理由書」（参考様式1）の提出者について、連絡先やその理由が改善可能なものかどうか等について整理（理由書の提出者リストの作成）をする。
 - ・ 地域農業再生協議会等は、自然災害等その他不可抗力の要因により、複数の農業者の収量が相当程度低くなると見込まれる場合であって、地方農政局長等が認める場合には、「自然災害等その他不可抗力の要因との関連を説明する書類」（共_別紙参考様式第2号）を提出することができるものとする。その際の証拠書類のイについては、実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の③に規定する「水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」（様式第7号）の基礎データ等の報告をもってこれに代えることができるものとする。
- ・ 2年以上連続して同一品目において理由書が提出された場合は、作付ほ場や収量低下要因が年によって異なる場合も改善指導の対象とする。
- ・ 交付申請者から提出された理由書に、収量低下の要因として自然災害等によるもの以外の要因が少しでも含まれていれば「2年以上連続して」のカウントの対象となる。
- ・ 改正要綱の施行日以降、2年以上連続して同一品目において理由書が提出された場合、改善指導を行う対象となることから、令和7年度に理由書が提出されている交付申請者について、令和8年度においても同一品目において理由書の提出があった場合は改善指導の対象となる。
- ・ なお、畑作物の直接支払交付金及び水田活用直接支払交付金において、同一の交付申請者に対し、同一の品目における改善指導が該当した場合は、地方参事官等において改善指導文書の重複を避けるよう調整の上、発出すること。
- ・ 地域農業再生協議会は、申請者に対して、自然災害等その他不可抗力の要因により収穫や出荷・販売が不能となった場合には、速やかに申し出るよう周知を図る。
- ・ 自然災害等その他不可抗力の要因により収穫、出荷・販売が不能となる事案が生じた場合には、地域農業再生協議会は地方参事官等に報告し、実施要綱に定める条件を満たすことの確認書類や書類保管等について協議する。
- ・ 自然災害等その他不可抗力の要因の扱いで交付対象とする場合には、実施要綱に定める条件を満たすことについて、何によって、いつ確認したのか等の判断過程を明確にしておくことに留意する。
- ・ 確認書類については以下のものが想定されるが、これに限定するものではなく、自然災害等その他不可抗力の要因が発生しその影響を受けたこと、適切な生産が行われていたことが確認・証明できるもので対応できる。
- 【原因が自然災害等その他不可抗力の要因によるものであること】
- ・ 農業災害補償法に基づく農業共済の損害被害野帳
 - ・ 農林水産業被害報告とりまとめ要領に基づく被害報告
 - ・ 農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱に基づく被害報告書
 - ・ 作物統計調査規則に基づく被害応急調査の報告
 - ・ 都道府県や市町村の被害状況報告に係る報道資料 等
- 【適切な生産が行われていたことの確認】
- ・ 作業日誌、聴取調査(確認者・確認日等を明らかにし、地域農業再生協議会等が適当と判断したことが分かる書類として残しておくこと)等
- ・ 地方農政局長等及び地域農業再生協議会は、需要者との間で締結した出荷・販売契約数量を地域の合理的な単収を用いて面積換算する等により、当該米穀の作付面積が適切に設定されていることを確認する。

2 コメ新市場開拓等促進事業

(1) 趣旨

国内外の新たな需要に対応するためには、産地と実需者の結びつきを強化するとともに、これら両者の強い連携に基づく、実需者ニーズに応じた作物の生産を推進していくことが重要です。

水田農業を需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するべく、実需者ニーズに応じるための低コスト生産等の取組を支援します。

(2) 事業内容

コメ新市場開拓等促進事業は、(3)の①で定める産地・実需協働プランに基づき、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む農業者に対して取組面積に応じて交付金を交付する事業です。

(3) 用語の定義

「2 コメ新市場開拓等促進事業」において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、下記のとおりとします。

① 産地・実需協働プラン

地域農業再生協議会が、水田農業を新たな需要拡大が期待される作物の生産等を行う農業へと刷新することを目的として、(4)の定めにより作成する計画であって、農業者と実需者の連携に基づき、実需者ニーズに応えるために農業者が行う低コスト生産等の取組等を位置付けたものをいいます。

② 実需者

食品製造業者、外食業者、中食業者等、加工等によって付加価値を与え、実際の需要を生み出す者をいいます。輸出代行業者が輸出を代行する場合にあっては、当該輸出代行業者を実需者に含むものとします。

③ 新市場開拓用米

新市場開拓用として生産することとして、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1に定める加工用米等取組計画書を農産局長又は地方農政局長等に提出し、受理されたものをいいます。

④ 加工用米

加工用米として生産することとして、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1に定める加工用米等取組計画書を農産局長又は地方農政局長等に提出し、受理されたものをいいます。

⑤ 米粉用米

米粉用として生産することとして、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1に定める加工用米等取組計画書を農産局長又は地方農政局長等に提出し、受理されたものをいいます。

⑥ 酒造好適米

農産物規格規程第1の2(2)ハに規定する醸造用玄米のうち、産地品種銘柄に因らずにこれに該当するものをいいます。ただし、③に該当するものを除きます。

(4) 産地・実需協働プランの作成

地域農業再生協議会の長は、本事業に基づく助成を申請しようとするときは、様式第13-1号により産地・実需協働プラン(以下「プラン」といいます。)を作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出の上、その承認を受けるものとします。

(5) 書類の保管

都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会及び(8)の①に定める交付対象者は、

・ 水田農業を需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換する地域農業再生協議会を支援する趣旨であることから、地方農政局等は都道府県に対して、また都道府県は本事業に申請する地域農業再生協議会に対して、その趣旨を十分に説明すること。

・ 農業者が自家加工を行う場合は、農業者が実需者を兼ねることとなる。
・ 酒造組合は、実需者である酒蔵によって構成されることから、実需者と整理される。

・ 申請されている品目の用途等を確認し作物の分類が適当かどうか確認すること。

・ 輸出用や輸出用日本酒の原料用に供する場合は、酒造好適米を新市場開拓用米として取り扱うことも可能だが、本事業や水田活用の直接支払交付金において、新市場開拓用米と酒造好適米の重複受給はできない。

本事業に係る交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する書類を事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。

(6) 都道府県取組計画書の作成及び承認手続

- ① 都道府県農業再生協議会の長は、本事業を実施しようとするときは、様式第13ー2号により都道府県取組計画書を作成し、管轄する地域農業再生協議会が作成したプランを添付の上、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとします。なお、当該計画書の変更に係る手続は、これに準じて行うものとします。
- ② ①の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、都道府県農業再生協議会の長に通知するものとします。
- ③ 地方農政局長等は、①の承認を行うに際し、必要があると判断した場合は、関係する書類の提出を要求できるものとします。

(7) 予算額の配分等

- ① 地方農政局長等は、(6)の①により提出された都道府県取組計画書の内容及び当該取組計画書に含まれている各地域農業再生協議会の取組内容について審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとします。
- ② 農産局長は、①により報告のあった都道府県取組計画書について、別紙17の採択・配分基準に基づき、予算の範囲内で配分対象となる都道府県取組計画書及び当該都道府県農業再生協議会の予算額を決定し、これらを様式第13ー3号により地方農政局長等に通知するものとします。
- ③ 地方農政局長等は、②の通知に基づき、配分対象となった都道府県取組計画書及び当該都道府県の予算額を都道府県農業再生協議会の長に通知するものとします。
- ④ 都道府県農業再生協議会の長は、③の通知に基づき、該当する地域農業再生協議会のプランを承認し、採択結果について通知するものとします。

(8) 事業の実施

① 交付対象者

交付対象者は、水田（別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田をいう。以下同じ。）において、②に定める対象作物を生産する販売農家及び集落営農であって、プランに参画する者としてします。

② 対象作物

対象とする作物は、水田において主食用水稻を作付けせずに、基幹作として作付される新市場開拓用米、加工用米、米粉用米又は酒造好適米とします。

③ 交付対象とする取組、交付対象面積等

ア 交付対象とする低コスト生産等の取組は、別表1に掲げる取組とします。ただし、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けた場合には、都道府県農業再生協議会の長は交付対象とする取組を追加できるものとし、その承認に係る手続は、別紙18によるものとします。

イ 別表1の取組については、交付を申請する品目ごとに、3つ以上行うこととし、交付対象面積は、当該取組を行う水田の合計面積とします。また、交付対象面積の単位はa単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てることとします。

ただし、新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米であって、④で定める多収品種加算の交付を受ける場合には、別表1の「⑬多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の導入」の取組に加え、3つ以上の取組を行うこととします。

- ・ 本省における内容確認や各種問合せ等への対応のため、地方農政局等は、要望調査提出時に各都道府県の都道府県取組計画書及び産地・実需協働プランを本省企画課水田農業対策室に提出する。
- ・ 産地・実需協働プラン及び都道府県取組計画書は申請内容や数値の根拠情報となることから、地方参事官等及び地方農政局等は、入力内容、単位、転記及び配点の誤り等がないか十分に内容を確認すること。

- ・ 交付対象とする取組は本事業の要望調査の開始日（令和8年1月7日）以降に実施する令和8年産（基幹作）に係る取組とする。
- ・ 令和5年度以降に地方農政局長等の承認を受けた取組（地域特認メニュー）については、再度の承認手続は不要とする。

- ・ 自然災害等その他不可抗力の事態により取組が実施できなくなる場合に備えて、可能な限り多くの取組を選択して申請しておくことが望ましい。
- ・ 取組の実施に係る根拠書類について、農業者が示す根拠書類としては、取組を講じたことが分かる書類（農業者が作成する作業日誌、栽培管理記録簿等）及び当該作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）とする。地域農業再生協議会が現場において取組の実施状況を確認する場合に作成する根拠書類としては、地域農業再生協議会が作成する現地確認記録簿等とする。
- ・ また、地域農業再生協議会においては、当該根拠書類により、取組を実施した日付、農地、取組面積、取組内容、取組に用いた資材名・使用量等を確認して特定することとする。

ウ 交付対象とする取組の実施に当たっては、以下のいずれかを満たしているものとします。なお、交付対象者、実需者及び集荷業者等は、以下のいずれの場合においても同種又は類似の内容の契約に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を定めることのないよう十分注意願います。

- (ア) 交付対象者が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。
- (イ) 交付対象者が集出荷業者等との間で出荷契約の締結又は締結を計画しており、かつ、集出荷業者等が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。ただし、酒造好適米にあつては、上記に加え、一定のまとまりを持ったほ場において生産されること又は安定的な生産に向けた体制が整っていること。

エ ウの実需者及び集出荷業者等は、プランに参画する者としてします。

オ 新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米にあつては、イの交付対象面積は、ウの販売契約又は販売契約を締結する計画に基づく出荷予定数量相当を生産する面積（地域の合理的な単収等を用いて算定した面積）と同じ又はその範囲内であることとします。

酒造好適米にあつては、出荷予定数量とイの当該取組を行う水田の合計面積から算定された単収が、過去の実績や近傍のほ場と比較して合理的な範囲内であることとします。

カ 本事業と目的や支援対象が同じ国の他の補助事業の支援を受けた、又は受ける予定の取組は、原則として本事業による交付対象としないものとします。

④ 交付単価

低コスト生産等の取組への交付は、③のイの交付対象面積に応じて、下表のとおりとします。なお、新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米であつて、③に規定する交付対象とする取組を行い、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に規定する多収品種又は地域の単収よりも概ね1割以上収量が高く、都道府県が多収品種と判断する品種を作付けする場合、5,000円/10aを加算します（多収品種加算）。

作物	交付単価
新市場開拓用米	40,000円／10a
加工用米	30,000円／10a
米粉用米	90,000円／10a
酒造好適米	取組年数に応じて最大30,000円/10a※

※ 酒造好適米の交付単価は、令和8年度から連続する低コスト生産等の取組年数に応じて1年当たり10,000円/10aとし、最大3年分を令和8年度に一括で交付します。なお、3年分の交付を受ける場合には、交付対象者又は集出荷業者等と実需者との間で、「価格決定の考え方」を予め設定する必要があります。

- 「一定のまとまりを持ったほ場において生産されること」について、面積や連坦性等の定量的な基準は設けておらず、産地形成やロット確保の観点で、地域単位や生産者単位で一定程度のまとまったほ場で生産されていることについて、地域農業再生協議会において、地域の特性等を踏まえて判断する。
- 「安定的な生産に向けた体制が整っていること」について、酒米産地協議会、酒米生産部会、酒米研究会等が整備されている地域や、集荷業者が実需者からの需要に応じて生産者への面積配分の調整を行っている地域等、安定的な生産に向けた体制が整っていると判断できる地域で生産されることを指し、地域農業再生協議会において、地域の特性等を踏まえて判断する。

- 多収品種加算についても、現行の要綱に準じ、「多収品種の出荷予定数量（多収品種加算相当数量）から地域の合理的な単収を用いて算定した面積」と「実際の作付面積」のうち小さい方が交付対象面積となる。

- 酒造好適米は主食用米に比べ、単収が低い傾向にあり、地域・品種によって差があることから、当事業の対象面積は、地域の合理的な単収を用いて算定した面積ではなく、実際の作付面積とする。
- ただし、出荷予定数量と作付面積から算出された単収が、過去の実績や近傍のほ場等と比較して明らかに低いと判断する場合には、本交付金の交付対象とならないため、地域農業再生協議会においては、交付面積が適切か確認することとする。
- その際、酒造好適米は主食用米による代替が効かないことを踏まえ、凶作に備えて需要量や生産数量よりも契約数量を少なく設定する場合があることに鑑み、需要量に応じて適切な生産が行われている範囲において、これを考慮できることとする。

- 「地域の単収」は、当該都道府県における基幹品種の単収等、当該都道府県における平均的な単収を指す。
- 都道府県が多収品種と判断する品種については、品種ごとに実証データや論文等により、地域の単収よりも概ね1割以上収量が高いことが確認できる品種とし、当該都道府県内の過年度の生産実績や、気候等が同等と見なせる他地域のデータ等、合理的な判断がなされるものとする。

- 複数年の取組を行う場合、各年産の取組面積は、必ずしも一定である必要はなく、年によって変動させることも可能であり、また、必ずしも同一のほ場で作付けする必要はない。
- いずれの場合も、3年間の取組面積は3万円、2年間の取組面積は2万円、1年間の取組面積は1万円（要するに、令和8年度から連続する取組について、3年間の延べ取組面積×1万円/10a）を令和8年度に一括で交付する。
- 「価格決定の考え方」については、農業者側と酒蔵側（直接取引の場合は農業者と酒蔵、集荷業者を挟む場合は、例えば全農県本部と県酒造組合）との契約書において、価格決定の考え方（例：「〇月頃に〇〇を踏まえて〇〇と〇〇が協議して決定」等）を予め設定することが必要。

⑤ 取組計画書の作成

- ア 低コスト生産等の取組を行おうとする①の交付対象者は、地域農業再生協議会の長に対し、低コスト生産等に係る取組計画書（以下「取組計画書」という。）を作成し、当該計画に基づく取組を実施することを誓約するものとします。
- イ 取組計画書は、様式第 13－4 号を参考に作成するものとし、地域農業再生協議会の長に提出するものとします。
- ウ 地域農業再生協議会の長は、様式第 13－1 号により、その管轄する地域におけるプランを作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出して、その承認を受けるものとします。
- エ 都道府県農業再生協議会の長は、ウにより提出されたプランの内容を審査し、当該都道府県における取組として適正であると認めた場合は、これを取りまとめ、様式第 13－2 号により都道府県取組計画書を作成し、（６）の①に基づき、地方農政局長等へ承認申請を行うものとします。
- オ 都道府県取組計画書の変更を行う場合は、（６）の①及び（８）の⑤のＡからエまでに準じた手続を行うものとします。

⑥ 交付申請手続等

ア 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に✓を付け、「コメ新市場開拓等促進事業」に✓を付けた上で、営農計画書とともに、生産年の 6 月 30 日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ 出荷・販売の実績報告等

出荷・販売の実績報告についてはⅣの第 2 の 1 の（４）の②のＡの規定を準用します。この場合において、同規定中「水田活用の直接支払交付金の交付申請者」は「コメ新市場開拓等促進事業による交付金の交付申請者」、「当年産」は「対象作物の生産年」、「水田活用の直接支払交付金の対象作物」は「コメ新市場開拓等促進事業の対象作物」と読み替えるものとします。

ウ 作付面積の確認等

作付状況の確認についてはⅣの第 2 の 1 の（５）の①から⑤までの規定を適用します。

エ 交付対象面積等の算定

地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、地方農政局等が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定します。

オ 交付決定及び交付金の交付

- （ア）国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。
- （イ）地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。
- （ウ）地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

⑦ 適切な生産の徹底等

交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。また、適切な防除等を通じて近隣ほ場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮する必要があります。そのような栽培方法に即さず、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断さ

・ 都道府県農業再生協議会は、都道府県取組計画書の取りまとめの際、入力内容、単位、転記及び配点の誤り等がないか十分に内容を確認すること。

- ・ 地方参事官等又は地域農業再生協議会は、各交付申請者ごとに必要な書類が揃っていることを確認する。
- ・ 地方参事官等又は地域農業再生協議会は、「交付申請書」（様式第 1 号 A・B）及び「営農計画書」（様式第 2 号）に必要事項が記入されていることを確認し、接受印等により受領年月日を明記する。
- ・ 郵送で提出されるものについては、消印の日付が申請等期限までの日付となっていればよい。
- ・ Ⅳの第 2 の 1 の（４）の②のＡの規定を準用するため、具体的な運用のポイントの該当箇所を参照すること。

・ Ⅳの第 2 の 1 の（５）の①から⑤までの規定を準用するため、具体的な運用のポイントの該当箇所を参照すること。

- ・ 1 a 未満の端数が生じた場合は切り捨てにより整理する。
- ・ 地方参事官等は、地域農業再生協議会から報告されたデータと、交付金算定システムから出力した確認用 C S V ファイルとの整合(内容、行ズレ等)を確認する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムにより、交付対象面積に交付単価を乗じて交付金額を算定する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した交付金計算書の総括表を地域農業再生協議会に送付し確認を求める。
- ・ 地域農業再生協議会は、交付金計算書の総括表を速やかに確認し、確認結果を地方参事官等に報告する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した交付金計算書に誤りがないかを確認し、地方農政局生産部等に報告する。

・ Ⅳの第 2 の 1 の（９）の規定を準用するため、具体的な運用のポイントの該当箇所を参照すること。

れる場合には、本交付金の交付対象となるかを確認し、本交付金の交付対象と認められる場合のみ、⑥のオの交付決定を行うこととします。なお、当該確認の方法その他必要な手続については、Ⅳの第2の1の（9）の③及び⑤から⑧までの規定を適用します。ただし、Ⅳの第2の1の（9）中「本交付金」は「コメ新市場開拓等促進事業による交付金」と、読み替えるものとします。

また、本事業による交付金の交付後に交付対象とならないことが明らかになった場合は、当該交付対象作物に係る交付金を返還していただくこととします。

⑧ 取組の実施状況等の報告

- ア 交付対象者は、取組計画書に基づく取組の実施状況及び評価について、様式第13－5号を参考に取組計画実施状況報告書を作成し、地域農業再生協議会の長に報告するものとします。
- イ 地域農業再生協議会の長は、その管轄する地域の交付対象者の取組計画書に基づく取組の実施状況等について、様式第13－6号により実施状況報告書を作成し、都道府県農業再生協議会の長に報告するものとします。
- ウ 都道府県農業再生協議会の長は、イの報告を取りまとめ、様式第13－7号により事業実施状況報告書を作成し、イで報告のあった実施状況報告書を添付し、事業終了年度末までに地方農政局長等に報告するものとします。

⑨ 調査の実施

地方農政局長等は、報告を受けた事業実施状況報告書等について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を要求し、現地調査を実施できるものとします。この際、都道府県農業再生協議会の長及び地域農業再生協議会の長は、地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとします。

⑩ その他

- ア 本事業の支援対象となった水田面積は、当年産における水田活用の直接支払交付金において、交付対象者に対する戦略作物助成（加工用米：10a 当たり 20,000 円、米粉用米：10a 当たり 55,000 円～105,000 円）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：10a 当たり 20,000 円）の対象面積から除外するものとします。
- イ 当該都道府県内に地域農業再生協議会が設立されていない地域がある場合は、当該地域における事業の実施について都道府県農業再生協議会、当該地域を管轄する市町村又は農業者が組織する団体が当該地域において事業を行うことができるものとします。

3 畑作物産地形成促進事業

（1）趣旨

国内外の新たな需要に対応するためには、産地と実需者の結びつきを強化するとともに、これら両者の強い連携に基づく、実需者ニーズに応じた麦・大豆、野菜等の畑作物の生産を推進していくことが重要です。

このため、畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するべく、実需者ニーズに応じるための低コスト生産等の取組を支援します。

（2）事業内容

畑作物産地形成促進事業は、（3）の①で定める産地・実需協働プランに基づき、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む農業者に対して取組面積に応じて交付金を交付する事業です。

（3）用語の定義

・ 取組実績の把握等のため、地方農政局等は各都道府県の実施状況報告書を本省企画課水田農業対策室に提出する。

・ 水田農業を需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換する地域農業再生協議会を支援する趣旨であることから、地方農政局等は都道府県に対して、また都道府県は本事業に申請する地域農業再生協議会に対して、その趣旨を十分に説明すること。

「3 畑作物産地形成促進事業」において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、下記のとおりとします。

① 産地・実需協働プラン

地域農業再生協議会が、水田農業を新たな需要拡大が期待される畑作物の生産等を行う農業へと刷新することを目的として、（4）の定めにより作成する計画であって、農業者と実需者の連携に基づき、実需者ニーズに応えるために農業者が行う低コスト生産等の取組等を位置付けたものをいいます。

② 実需者

食品製造業者、外食業者及び中食業者等、加工等によって付加価値を与え、実際の需要を生み出す者をいいます。輸出代行業者が輸出を代行する場合にあっては、当該輸出代行業者を実需者に含むものとします。

③ 高収益作物

Ⅳの第2の1の（6）の③に定めるものをいいます。

（4）産地・実需協働プランの作成

地域農業再生協議会の長は、本事業に基づく助成を申請しようとするときは、様式第14－1号により産地・実需協働プラン（以下「プラン」といいます。）を作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出の上、その承認を受けるものとします。

（5）書類の保管

都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会及び（8）の①に定める交付対象者は、本事業に係る交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する書類を事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。

（6）都道府県取組計画書の作成及び承認手続

- ① 都道府県農業再生協議会の長は、本事業を実施しようとするときは、様式第14－2号により都道府県取組計画書を作成し、管轄する地域農業再生協議会が作成したプランを添付の上、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとします。なお、当該計画書の変更に係る手続は、これに準じて行うものとします。
- ② ①の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、都道府県農業再生協議会の長に通知するものとします。
- ③ 地方農政局長等は、①の承認を行うに際し、必要があると判断した場合は、関係する書類の提出を要求できるものとします。

（7）予算額の配分等

- ① 地方農政局長等は、（6）の①により提出された都道府県取組計画書の内容及び当該取組計画書に含まれている各地域農業再生協議会の取組内容について審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとします。
- ② 農産局長は、①により報告のあった都道府県取組計画書について、別紙19の採択・配分基準に基づき、予算の範囲内で配分対象となる都道府県取組計画書及び当該都道府県農業再生協議会の予算額を決定し、これらを様式第14－3号により地方農政局長等に通知するものとします。
- ③ 地方農政局長等は、②の通知に基づき、配分対象となった都道府県取組計画書及び当該都道府県の予算額を都道府県農業再生協議会の長に通知するものとします。
- ④ 都道府県農業再生協議会の長は、③の通知に基づき、該当する地域農業再生協議会のプランを承認し、採択結果について通知するものとします。

（8）事業の実施

① 交付対象者

交付対象者は、水田において、②に定める対象作物を生産する販売農家及び集落営農であって、プランに参画する者とします。

② 対象作物

- ・ 農業者が自家加工を行う場合は、農業者が実需者を兼ねることとなる。

- ・ 本省における内容確認や各種問合せ等への対応のため、地方農政局等は、要望調査提出時に各都道府県の都道府県取組計画書及び産地・実需協働プランを本省企画課水田農業対策室に提出する。
- ・ 産地・実需協働プラン及び都道府県取組計画書は申請内容や数値の根拠情報となることから、地方参事官等及び地方農政局等は、入力内容、単位、転記及び配点の誤り等がないか十分に内容を確認すること。

- ア 対象とする作物は、水田において主食用水稻を作付けせずに、基幹作として作付される新市場開拓向け又は加工向けの麦及び大豆、新市場開拓向け又は加工・業務用向けの高収益作物並びに子実用とうもろこしとします。
- イ アの高収益作物については、事業に取り組む年度における水田活用の直接支払交付金の産地交付金において、当該地域農業再生協議会又はその地域農業再生協議会が所在する都道府県が支援対象とする品目に限るものとします。

③ 交付対象とする取組、交付対象面積等

- ア 交付対象とする低コスト生産等の取組は、別表 2 に掲げる取組とします。ただし、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けた場合には、都道府県農業再生協議会の長は交付対象とする取組を追加できるものとし、その承認に係る手続は、別紙 20 によるものとします。
- イ 別表 2 の取組については、交付を申請する品目ごとに、畑作物本作化促進メニュー（同表の取組のうち、排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去）を 1 つ以上含めて 3 つ以上行うこと（以下このイ及びウにおいて「交付要件取組」という。）とします。ただし、麦については、交付要件取組に加えて赤カビの防除も必ず行うこととします。また、大豆、高収益作物及び子実用とうもろこしについては、額縁明渠又は心土破碎に加えて同表の取組のうち 3 つ以上の取組を行うことで交付要件取組の実施に代えることができることとします。

ウ 交付対象面積は、交付要件取組を行う水田の合計面積とします。また、交付対象面積の単位は a 単位とし、1 a 未満の端数があるときには切り捨てることとします。

エ 交付対象とする取組の実施にあたっては、以下のいずれかを満たしているものとします。

- (ア) 交付対象者が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。
- (イ) 交付対象者が集出荷業者等との間で出荷契約の締結又は締結を計画しており、かつ、集出荷業者等が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。

オ エの実需者及び集出荷業者等は、プランに参画する者とします。

カ ウの交付対象面積は、エの販売契約又は販売契約を締結する計画に基づく出荷予定数量相当を生産する面積（地域の合理的な単収等を用いて算定した面積）と同じ又はその範囲内であることとします。

キ 本事業と目的や支援対象が同じ国の他の補助事業の支援を受けた又は受ける予定の取組は、原則として本事業による交付対象としないものとします。

④ 交付単価

低コスト生産等の取組への交付は、③のウの交付対象面積に応じて、下表のとおりとします。

ただし、畑作物の導入・定着を円滑に進める上で特に対応する必要があるとして、農産局長が定める場合においては、以下に定めるもののほか、本事業の推進に必要な範囲において、事業を実施することができるものとします。

作物	交付単価
麦、大豆、 高収益作物、子実用とうもろこし	40,000 円／10a

⑤ 取組計画書の作成

ア 低コスト生産等の取組を行おうとする①の交付対象者は、地域農業再生協議会の長に対し、低コスト生産等に係る取組計画書（以下「取組計画書」という。）を作成し、当該計画に基づく取組を実施することを誓約するものとします。

- 交付対象とする取組は令和 7 年度補正予算の成立日（令和 7 年 12 月 16 日）以降に実施する令和 8 年産（基幹作）に係る取組とする。
- 令和 5 年度以降に地方農政局長等の承認を受けた取組（地域特認メニュー）については、再度の承認手続は不要とする。

- 自然災害等その他不可抗力の事態により取組が実施できなくなる場合に備えて、可能な限り多くの取組を選択して申請しておくことが望ましい。
- 取組の実施に係る根拠書類について、農業者が示す根拠書類としては、取組を講じたことが分かる書類（農業者が作成する作業日誌、栽培管理記録簿等）及び当該作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）とする。地域農業再生協議会が現場において取組の実施状況を確認する場合に作成する根拠書類としては、地域農業再生協議会が作成する現地確認記録簿等とする。
- また、地域農業再生協議会においては、当該根拠書類により、取組を実施した日付、農地、取組面積、取組内容、取組に用いた資材名・使用量等を確認して特定することとする。

イ 取組計画書は、様式第 14－4 号を参考に作成するものとし、地域農業再生協議会の長に提出するものとします。

ウ 地域農業再生協議会の長は、様式第 14－1 号により、その管轄する地域におけるプランを作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出して、その承認を受けるものとします。

エ 都道府県農業再生協議会の長は、ウにより提出されたプランの内容を審査し、当該都道府県における取組として適正であると認めた場合は、これを取りまとめ、様式第 14－2 号により都道府県取組計画書を作成し、（6）の①に基づき、地方農政局長等へ承認申請を行うものとします。

オ 都道府県取組計画書の変更を行う場合は、（6）の①及び（8）の⑤の ア からエまでに準じた手続を行うものとします。

⑥ 交付申請手続等

ア 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に✓を付け、「畑作物産地形成促進事業」に✓を付けた上で、営農計画書とともに、農産局長が別に通知する日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ 出荷・販売の実績報告等

出荷・販売の実績報告についてはⅣの第 2 の 1 の（4）の②の ア の規定を準用します。この場合において、同規定中「水田活用の直接支払交付金の交付申請者」は「畑作物産地形成促進事業による交付金の交付申請者」、「対象作物の生産年の 12 月 20 日」は「農産局長が別に通知する日」、「当年産」は「対象作物の生産年」、「水田活用の直接支払交付金の対象作物」は「畑作物産地形成促進事業の対象作物」と読み替えるものとします。

ウ 作付面積の確認等

作付状況の確認についてはⅣの第 2 の 1 の（5）の①から⑤までの規定を適用します。この場合において、Ⅳの第 2 の 1 の（5）の①中「生産年の 7 月 1 日」とあるのは「農産局長が別に通知する日」、②中「生産年の 10 月 31 日」とあるのは「農産局長が別に通知する日」とします。

エ 交付対象面積等の算定

地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、地方農政局等が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定します。

オ 交付決定及び交付金の交付

(ア) 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。

(イ) 地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。

(ウ) 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

⑦ 適切な生産の徹底等

交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量を得られるように生産することが原則です。また、適切な防除等を通じて近隣ほ場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮する必要があります。

- ・ 都道府県農業再生協議会は、都道府県取組計画書の取りまとめの際、入力内容、単位、転記及び配点の誤り等がないか十分に内容を確認すること。
- ・ 地方参事官等又は地域農業再生協議会は、各交付申請者ごとに必要な書類が揃っていることを確認する。
- ・ 地方参事官等又は地域農業再生協議会は、「交付申請書」（様式第 1 号 A・B）及び「営農計画書」（様式第 2 号）に必要事項が記入されていることを確認し、接受印等により受領年月日を明記する。
- ・ 郵送で提出されるものについては、消印の日付が申請等期限までの日付となっていればよい。
- ・ Ⅳの第 2 の 1 の（4）の②の ア の規定を準用するため、具体的な運用のポイントの該当箇所を参照すること。

- ・ Ⅳの第 2 の 1 の（5）の①から⑤までの規定を準用するため、具体的な運用のポイントの該当箇所を参照すること。

- ・ 1 a 未満の端数が生じた場合は切り捨てにより整理する。
- ・ 地方参事官等は、地域農業再生協議会から報告されたデータと、交付金算定システムから出力した確認用 C S V ファイルとの整合(内容、行ズレ等)を確認する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムにより、交付対象面積に交付単価を乗じて交付金額を算定する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した交付金計算書の総括表を地域農業再生協議会に送付し確認を求める。
- ・ 地域農業再生協議会は、交付金計算書の総括表を速やかに確認し、確認結果を地方参事官等に報告する。
- ・ 地方参事官等は、交付金算定システムから出力した交付金計算書に誤りがないかを確認し、地方農政局生産部等に報告する。

- ・ Ⅳの第 2 の 1 の（9）の規定を準用するため、具体的な運用のポイントの該当箇所を参照すること。

そのような栽培方法に即さず、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、本交付金の交付対象となるかを確認し、本交付金の交付対象と認められる場合のみ、⑥のオの交付決定を行うこととします。なお、当該確認の方法その他必要な手続については、Ⅳの第2の1の（9）の②及び④から⑦までの規定を適用します。ただし、Ⅳの第2の1の（9）中「本交付金」は「畑作物産地形成促進事業による交付金」と、読み替えるものとします。

また、本事業による交付金の交付後に交付対象とならないことが明らかになった場合は、当該交付対象作物に係る交付金を返還していただくこととします。

⑧ 取組の実施状況等の報告

ア 交付対象者は、取組計画書に基づく取組の実施状況及び評価について、様式第14－5号を参考に取組計画実施状況報告書を作成し、地域農業再生協議会の長に報告するものとします。

イ 地域農業再生協議会の長は、その管轄する地域の交付対象者の取組計画書に基づく取組の実施状況等について、様式第14－6号により実施状況報告書を作成し、都道府県農業再生協議会の長に報告するものとします。

ウ 都道府県農業再生協議会の長は、イの報告を取りまとめ、様式第14－7号により事業実施状況報告書を作成し、イで報告のあった実施状況報告書を添付し、事業終了年度末までに地方農政局長等に報告するものとします。

⑨ 調査の実施

地方農政局長等は、報告を受けた事業実施状況報告書等について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を要求し、現地調査を実施できるものとします。この際、都道府県農業再生協議会の長及び地域農業再生協議会の長は、地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとします。

⑩ その他

ア 本事業の支援対象となった水田面積は、当年産における水田活用の直接支払交付金において、交付対象者に対する戦略作物助成（麦・大豆：10a 当たり 35,000 円、飼料作物（子実用とうもろこし）：10a 当たり 35,000 円）の対象面積から除外するものとします。

イ 当該都道府県内に地域農業再生協議会が設立されていない地域がある場合は、当該地域における事業の実施について都道府県農業再生協議会、当該地域を管轄する市町村又は農業者が組織する団体が当該地域において事業を行うことができるものとします。

4 畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）（令和7年度補正予算事業）

（1）趣旨

輸入依存度の高い麦・大豆や野菜等の畑作物について、需要に応じた生産や安定した供給を推進するため、水田を畑地化し、畑作物の定着等を図る取組を支援します。

（2）交付対象者

交付対象者は、販売農家又は集落営農です。

（注1）本事業における「販売農家」とは、本事業の対象作物の販売実績がある者です。ただし、別紙13の2の（3）の①のただし書に規定する地方農政局長等が必要と認めた取組のみを行う場合は、販売農家とみなすこととします。

（注2）本事業における「集落営農」とは、複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、本事業の対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているもののことです。

・ 取組実績の把握等のため、地方農政局等は各都道府県の実施状況報告書を本省企画課水田農業対策室に提出する。

(3) 交付申請手続等

① 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に✓を付け、「畑地化促進事業」に✓を付けた上で、営農計画書とともに、農産局長が別に通知する日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

② 出荷・販売の実績報告等

出荷・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の(4)の②のアの規定を準用します。この場合において、同規定中「水田活用の直接支払交付金の交付申請者」は「畑地化促進事業による交付金の交付申請者」、「対象作物の生産年の12月20日」は「農産局長が別に通知する日」、「当年産」は「対象作物の生産年」、「水田活用の直接支払交付金の対象作物」は「畑地化促進事業の対象作物」と読み替えるものとします。

(4) 作付面積の確認等

作付状況の確認についてはⅣの第2の1の(5)の①から⑤までの規定を適用します。この場合において、Ⅳの第2の1の(5)の①中「生産年の7月1日」とあるのは「農産局長が別に通知する日」、②中「生産年の10月31日」とあるのは「農産局長が別に通知する日」と読み替えるものとします。

(5) 交付単価等

当年産における取組内容に応じて以下の支援を行います。

ただし、水田の畑地化を通じた畑作物の定着を円滑に進める上で特に対応する必要があるものとして、農産局長が定める場合においては、以下に定めるもののほか、本事業の推進に必要な範囲において、事業を実施することができるものとします。

① 畑地化支援

畑地化の取組を行う場合に、その取組面積に応じて、取組年度限りで70,000円/10aの交付金を交付します。

② 定着促進支援

ア 高収益作物定着促進支援

当年産から5年以上継続して基幹作で高収益作物を作付けする場合に、作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）に応じて、当年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては毎年30,000円/10a）又は当年産に限り5年間分を一括して100,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては150,000円/10a）の交付金を交付します。また、畑地化の取組開始後5年間は、既に交付を受けた交付額と畑地化取組期間に交付を受けることができる金額との差額を一括して交付できるものとします。

イ 畑作物定着促進支援

当年産から5年以上継続して基幹作で一般作物又は高収益作物を作付けする場合に、作付面積に応じて、当年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a又は当年産に限り5年間分を一括して100,000円/10aの交付金を交付します。また、畑地化の取組開始後5年間は、既に交付を受けた交付額と畑地化取組期間に交付を受けることができる金額との差額を一括して交付できるものとします。

(注1) 具体的な内容については、別紙21「畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる取組等について」に定めています。

- ・ 当年度以前に水田農業高収益化推進助成又は畑地化促進事業（畑地化促進助成）に採択され、当年度に定着促進支援を受ける場合の交付申請手続について、以下の点に留意すること。

《交付申請書》

ア 水田農業高収益化推進助成の場合

- ・ 「水田活用直接支払交付金の申請」の「する」欄に✓を付け、「水田活用の直接支払交付金」に✓を付ける。

イ 畑地化促進事業（畑地化促進助成）の場合

- ・ 「水田活用直接支払交付金の申請」の「する」欄に✓を付け、「畑地化促進事業」に✓を付ける。

《営農計画書》

ア 水田農業高収益化推進助成の場合

- ・ 「水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成関係」欄に開始年ごとの面積を記載する。
- ・ 「農地の利用計画記入欄」に該当品目の取組を記載する。その際、「水田農業高収益化推進計画該当」欄に○を付けること。また、「高収益作物定着促進支援開始年」欄に取組開始年を記載すること。併せて、当年度に畑地化を行う場合は「畑地化」欄に○を付けること。

イ 畑地化促進事業（畑地化促進助成）の場合

- ・ 「畑地化促進事業のうち定着促進支援関係」欄に開始年毎の「高収益作物定着促進支援」及び「畑作物定着促進支援」の合計面積を記載する。
- ・ 「農地の利用計画記入欄」に該当品目の取組を記載する。
「高収益作物定着促進支援」に取り組んでいる場合は「高収益作物定着促進支援開始年」欄に取組開始年を記載すること。また、都道府県推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物を作付し、取組年度当初に畑地化を行わず当年度に畑地化を行う場合は、「畑地化」欄に○を付けるとともに、「水田農業高収益化推進計画該当」欄に○を付けること。

「畑作物定着促進支援」に取り組んでいる場合は「畑作物定着促進支援開始年」欄に取組開始年を記載すること。

- ・ なお、耕作者が変更となり変更後の耕作者が要件を引き継いで定着促進支援を受ける場合の申請方法についても上記に準じることとする。併せて、申請者は耕作を引き継いだことが確認できる書類等を地方農政局等の求めに応じて提出できるようにすること。
- ・ 当年度以前に畑地化促進事業（畑地化促進助成）に採択され「高収益作物定着促進支援」または「畑作物定着促進支援」を一括して交付された者は、「高収益作物定着促進支援」または「畑作物定着促進支援」の支援対象期間中において、毎年度「営農計画書」（様式第2号）および出荷・販売伝票等の写しを地域農業再生協議会に提出すること。

- (注2) 加工・業務用の野菜及び果樹については、生産者と需要者との間で、以下に掲げる内容を満たす出荷・販売契約を交付申請書及び営農計画書の提出期限までに締結しているものに限りま。また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにしより食品の製造若しくは加工を行うこと、又は対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者としま。す。
- (ア) 生産者と需要者の間で締結された契約（中間事業者（対象作物を生産者から買い受け、又は委託を受けて需要者に販売する者をいいます。以下同じです。）が販売に介在する場合にあっては当該中間事業者も含めた契約）であること
- (イ) 出荷・販売契約書に当該対象作物の供給期間(契約期間)及び契約数量又は契約面積が記載されていること
- (注3) ア又はイの支援を受ける場合には、支援期間の初年度に、畑地化の取組を行う必要があります。
- ただし、都道府県推進計画に位置付けられた産地の交付申請者が、当該産地において、都道府県推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物を作付けする場合は、支援期間の最終年度の翌年度までに、畑地化の取組を行えば要件を満たすこととします。
- (注4) ②のア又はイの支援のうち、5年間分を一括して交付金を交付する方式又は既に交付を受けた交付額と畑地化取組期間に交付を受けることができる金額との差額を一括して交付を行う場合については、畑地化の取組を開始した年産から5年にわたって毎年交付される方式により配分を実施し、更に残余がある場合、予算の残余額の範囲において、要望者ごとの定着促進支援の交付方式の希望状況を踏まえつつ、交付することとします。

【参考】

別紙 21 畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる取組等について

1 交付対象となる取組

本事業の交付対象となる取組は、交付申請者が行う以下の取組とします。

(1) 畑地化支援に係る取組

前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付けられ、交付対象水田に該当している農地において、7月1日付けで交付対象水田から外し、生産性の向上や収益力の向上に向け、畑作物の本作化を行う取組に対して、交付を行うものとします。ただし、交付の対象となる取組は、当該取組により交付対象水田から除外される農地が、それ単独で又は前年度から遡って過去4年以上連続して水稲以外の作物が作付けられており、かつ、当年度も水稲以外の作物の作付けが予定されている農地若しくは前年度までに当該取組の対象となった農地と併せて、おおむね団地化された畑地（品目や地域の特性等に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地をいいます。以下同じです。）を形成するものに限ることとします。なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって当該取組の要件を満たさないこととなった場合は、当該要因が発生した年度の前年度までの作付状況を踏まえ、地方農政局長等が当該要件を満たす取組とみなすことができるものとします。

(注1) 交付の対象となった農地においては、交付が行われてから5年間は、高収益作物畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物、

- ・ 地域農業再生協議会は、「出荷・販売等実績報告書」（様式第11－1号）と併せて交付申請者から提出のあった出荷・販売契約書及び販売伝票により実施要綱第Ⅳの第2の4の（5）の②の（注2）の要件を満たすことを確認する。
- ・ 正当な理由がなく、「出荷・販売等実績報告書」（様式第11－1号）のチェックリストにおいてチェックされた項目の期日までに販売伝票の提出がない場合は、交付対象から除外する。この場合において、既に本交付金の交付を行っているときは、該当する作物の交付金の返還を求める。
- ・ 中間事業者が販売に介在する場合の出荷・販売契約書は、必ずしも三者契約である必要はない。
- ・ 中間事業者が販売に介在する場合に交付申請者が提出する販売伝票は、需要者との契約に基づく中間事業者への出荷が確認できるものであればよいものとする。

- ・ 支援期間の初年度とは、交付申請書及び営農計画書が提出され、出荷・販売が行われ、初めて支援対象となった年度とする。ただし、作物の特性上、作付後1年以内に出荷・販売できない合理的な理由がある果樹などの作物については、作付した年度又は作付けした年度の翌年度（前年度の交付申請書及び営農計画書の提出期限以降に作付けした場合に限る。）に交付申請書及び営農計画書が提出された場合に限り、当該書類が提出され、初めて支援対象となった年度を支援期間の初年度とみなすことができるものとする。

<畑地化支援に係る取組>

- ・ 地域農業再生協議会は、畑地化支援により、交付対象水田から除外された農地（過年度分も含む。）について、「畑地化支援による交付対象農地からの除外農地一覧（畑地化促進事業及び畑地化促進助成）」（水_別紙様式第4号）により毎年度整理し、地方参事官等に速やかに情報提供するものとする。
- ・ 畑地化の取組においては、当該農地を交付対象水田から除外することとなるが、地目の変更を求めるものではないことから、農地台帳等における現況地目については、農業委員会において適切に判断すること。
- ・ 畑地化支援を活用した農地においては、交付後5年間水稲以外の販売作物を作付け・販売する必要があることから、途中で耕作者が変更された場合は、残りの期間について、変更後の耕作者が要件を継承して耕作することとする。

	その他畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはⅣの第2の1の（5）の規定を、作付けの有無の判断についてはⅣの第2の1の（9）の規定を、出荷・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の（4）の②の規定を準用します。 なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって畑地化支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で実施することで、要件を満たす取組とみなすこととします。 （注2）畑地化支援の交付の対象となった農地であっても、高収益作物定着促進支援又は畑作物定着促進支援の支援期間は当該支援に係る助成を交付することができることとします。 加えて、都道府県推進計画に位置付けられた産地の交付申請者に対しては、当該産地において、都道府県推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物を作付する農地については、高収益作物定着促進支援の支援期間は、産地交付金における高収益作物に係る助成を交付することができることとします。 （2）定着促進支援に係る取組 ① 高収益作物定着促進支援に係る取組 ア 交付要件 販売を目的とした高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。 なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって高収益作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で支援期間とすることができることとします。 イ 高収益作物定着促進支援の対象作物の申告 高収益作物定着促進支援は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。 （注）当年産に限り 100,000 円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあっては 150,000 円/10a）が交付された農地においては、交付が行われてから5年間は、販売を目的とした高収益作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはⅣの第2の1の（5）の規定を、作付けの有無の判断についてはⅣの第2の1の（9）の規定を、出荷・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の（4）の②の規定を準用します。 ② 畑作物定着促進支援に係る取組 ア 交付要件 販売を目的とした一般作物又は高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。交付対象となる作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。 なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって畑作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で支援期間とすることができることとします。 （ア） 麦 農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。 （イ） 大豆 農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。
--	---

	＜高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援に係る取組＞ ・ 定着促進支援を活用した農地においては、交付後5年間水稻以外の販売作物を作付け・販売する必要があることから、途中で耕作者が変更された場合は、残りの期間について、変更後の耕作者が要件を継承して耕作することとする。 ・ 取組開始年から5年間のうちに高収益作物以外の作物を作付ける場合、高収益作物定着促進支援は活用できないが、畑作物定着促進支援の活用は可能である。 ・ 死亡、病気等の要因により定着促進支援に係る取組が行えない場合であって、翌年度以降も承継者が不在等の理由により定着促進支援の交付対象農地において作付けが行われなかった場合、作付けが行われなかった年度から当該農地における定着促進支援の交付は行わないこととする。
--	--

- (ウ) 飼料作物（青刈り稲、わら専用稲等の水稻を除く。）
 需要者との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。
 自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。
- (エ) そば・なたね
 農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。
- (オ) その他の作物
 農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。
- (注) 麦、大豆のうち、自家加工については、「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第 9－2 号）を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。
- イ 畑作物定着促進支援の対象作物の申告
 畑作物定着促進支援は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのは場で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。
- (注) 当年産に限り 100,000 円/10a が交付された農地においては、交付が行われてから 5 年間は、販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはⅣの第 2 の 1 の（5）の規定を、作付けの有無の判断についてはⅣの第 2 の 1 の（9）の規定を、出荷・販売の実績報告についてはⅣの第 2 の 1 の（4）の②の規定を準用します。

2 交付金額の算定手順

- (1) Ⅳの第 2 の 4 の（3）の①の交付申請者は、1 の（1）に掲げる取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
畑地化支援に係る取組	・地域農業再生協議会において発行された、1 の（1）の要件を満たすことを証する書類 ※ 交付申請予定者は、Ⅳの第 2 の 4 の（3）の①における農産局長が別に通知する日の 1 か月前までに、交付対象となる農地がおおむね団地化された畑地を形成し得ることが分かる資料（空中写真又は農地地図等）及びその他参考となる資料を添えて地域農業再生協議会に事前に確認申請を行ってください（参考様式 4－1「畑地化支援に係る取組の要件確認申請書」を参照してください。）。 - 地域農業再生協議会は、提出された資料を踏まえて当該農地が 1 の（1）の要件を満たすことを確認したときは、その

- ・ 地域農業再生協議会は、畑地化支援の交付対象となる農地が、1 の（1）の要件を満たすことを確認する際に、交付対象水田として実施要綱別紙 1 の 2 の（1）を満たしていることを併せて確認することとする。

	ことを証する書類を交付申請日までに交付申請予定者に対して発行してください (参考様式4-2「畑地化支援に係る取組の要件確認通知書」を参照してください。)
--	---

(2) IVの第2の4の(3)の①の交付申請者は、1の(2)に掲げる取組のうち加工・業務用野菜又は果樹の導入を行う場合には、水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書の地方農政局等又は地域農業再生協議会への提出に際し、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
高収益作物定着促進支援に係る取組	・加工・業務用の野菜及び果樹にあっては、出荷・販売契約書の写し(中間事業者が販売に介在する場合にあっては、当該中間事業者も含めた出荷・販売契約書の写し)及び販売伝票の写し

3 交付額の調整に係る対応

- (1) 畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地において、当該取組が行われてから5年以内に、高収益作物畑地化支援を受けた場合にあっては販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合にあっては販売を目的とした高収益作物又は一般作物について、作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合には、必要に応じ、過年度分の畑地化支援の交付額の返還又は次年度における産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害等その他不可抗力の要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。
- (2) 高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援に係る取組に関し、以下の場合には、高収益作物定着促進支援又は畑作物定着促進支援の交付が行われた初年度から当年度までの交付額について、交付額の返還又は次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害等その他不可抗力の要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。
- ① 畑地化の取組を行わなかった場合
 - ② 高収益作物定着促進支援の支援期間中に、販売を目的とした高収益作物の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合
 - ③ 畑作物定着促進支援の支援期間中に、販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合
 - ④ 1の(1)の(注2)に基づき、産地交付金の高収益作物に係る助成を交付されている農地において、高収益作物定着促進支援の支援期間中に、交付申請者ごとにみて産地推進計画に位置付けられた高収益作物の作付面積が減少した場合

畑地化促進事業の交付額の調整に係る対応表

	不可抗力の要因	5年以内に作付け又は出荷・販売の実績なし	作付面積の減少	取組内容の変更	
				高収益作物（加工・業務用）から高収益作物（加工・業務用以外）に取組内容の変更	高収益作物（加工・業務用）から畑作物
畑地化支援	有	返還不要			
	無	返還 （全ての交付対象面積分）	返還 （減少した交付対象面積分）	返還不要	令和5年度：差額（3.5万円/10a）を返還 令和6年度以降：返還不要
高収益定着促進支援／畑作物定着促進支援	有	返還不要 （ただし、作付け又は出荷・販売の実績が確認できない年度から交付しない）	返還不要 （ただし、交付対象面積の変更後は変更後の交付対象面積で支援）	返還不要 （ただし、取組内容の変更後は2.0万円/10aで支援）	返還不要 （ただし、取組内容の変更後は2.0万円/10aで支援）
	無	過年度分を含め返還 （全ての交付対象面積分）	過年度分を含め返還 （減少した交付対象面積分）	過年度分を含め差額（1.0万円/10a）を返還 取組内容の変更後は2.0万円/10aで支援	過年度分を含め差額（1.0万円/10a）を返還 取組内容の変更後は2.0万円/10aで支援

(6) 交付対象面積等の算定

地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、地方農政局等が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定します。

(注) 面積の単位は、a 単位とし、1 a 未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

(7) 交付決定及び交付金の交付

① 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。

② 農産局長は、事業実施前に本事業に対する要望の把握を「畑地化促進事業（畑地化支援・定着促進支援）に係る要望調査表」（様式第 15 号）により行うものとし、把握した要望について、次のとおり取り扱うこととします。

ア 農産局長は、予算の範囲内において、配分対象となる者及び当該配分額その他必要な事項を決定し、これらを様式第 16－1 号により地方農政局長等に通知するものとします。（具体的な内容については、別紙 22「畑地化促進事業の配分基準について」に定めています。）

イ 地方農政局長等は、アにより受領した通知の内容について、配分対象者が所属する都道府県に關係する内容を、様式第 16－2 号により、当該都道府県に通知するものとします。

ウ 都道府県は、イにより受領した通知の内容について、配分対象者が所属する地域農業再生協議会に關係する内容を、様式第 16－3 号により、当該地域農業再生協議会の長に通知するものとします。

エ 地域農業再生協議会の長は、ウにより受領した通知の内容について、配分対象者に關係する内容を、様式第 16－4 号により、当該配分対象者に通知するものとします。

③ 地方農政局長等は、交付申請者ごとの畑地化支援及び定着促進支援の交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。

④ 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

(8) 適切な生産の徹底等

交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。また、適切な防除等を通じて近隣ほ場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮する必要があります。

そのような栽培方法に即さず、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、本交付金の交付対象となるかを確認し、本交付金の交付対象と認められる場合のみ、(7)の④の交付決定を行うこととします。なお、当該確認の方法その他必要な手続については、IVの第2の1の(9)の②及び④から⑦までの規定を適用する。ただし、IVの第2の1の(9)中「本交付金」は「畑地化促進事業による交付金」と、読み替えるものとします。

また、本事業による交付金の交付後に交付対象とならないことが明らかになった場合は、当該交付対象作物に係る交付金を返還していただくこととします。

- ・ IVの第2の1の(9)の規定を準用するため、具体的な運用のポイントの該当箇所を参照すること。

V その他 第1 交付申請者の農業経営の承継等 1 交付対象者の要件を満たしていることの確認をあらかじめ受けた農業者は、その後に農業者年金の受給等のやむを得ない理由によって、その農業経営（交付金の対象となるものに限ります。以下同じです。）を移譲し、又は離農した場合には、当該年産の交付金の交付申請に限り、当該要件を満たすものとして取り扱うものとします。 2 交付申請書の提出後に生じた相続、合併、移譲その他これらに類する事由により、交付申請者の農業経営を譲り受けた者（以下「承継者」といいます。）に対して、交付申請者から承継した農業経営に係る部分に限り、当該交付申請者が経営所得安定対策等において行った手続を前提として、承継者に対して交付金を交付できるものとします。 3 交付申請者が、交付申請後に死亡した場合において、2により交付金の交付を受けるための手続を承継する者がいないときは、当該交付申請者の相続人は、当該交付申請者が経営所得安定対策等において交付金を受けるための要件を全て満たしていることを前提として、当該交付申請者の交付金の交付を受けることができます。 4 2又は3により交付金の交付を受けるための手続を行う者は「交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第8号）に、次の書類を添付して、農業経営の承継等があった後速やかに地方農政局等又は地域農業再生協議会等に提出してください。 （1）2により交付金の交付を受けるための手続を承継する場合 ① 承継者に係る交付申請書 ② 相続、合併、移譲その他これらに類する事由により承継者が交付申請者の農業経営を承継したことを確認できる書類	【共通】 ・ 交付対象者の要件を満たしていることの確認は当初申請者についてのみ行い、当該当初申請者が要件を満たしていれば、承継者の要件確認は不要。 ・ 地域農業再生協議会は、管内の交付申請者に承継事由が発生した場合は、速やかに地方参事官等に連絡するとともに、承継者に係る「交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第8号。以下「申出書」という。）に確認書類を添付して、地方参事官等に提出する。 ・ 地方参事官等は、当初申請者の農業経営の承継に係る事由が相続(交付申請者の死亡)等やむを得ないものである場合を除き、「申出書」（様式第8号）に承継者のほか、当初申請者の氏名が記入されていることを確認する。 ・ 地方参事官等は、当初申請者の農業経営の一部のみを承継者に譲り渡し、その他の部分を当初申請者に残す場合は、申出書の「農業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容」欄に、その旨が記載されていることを確認する。 ・ 地方参事官等は、申出書の内容が適当であることが確認できれば交付金算定システムの登録情報を承継者のものに更新し、地方農政局生産部等が、順次、各交付金の交付決定を行う。 【相続の場合】 ・ 「相続」は、当初申請者が死亡し、その者の農業経営を相続人が承継することをいう。 ・ 住民票除票の写し等により、①当初申請者が死亡したこと、②当初申請者と承継者が相続関係にあることを確認する。 なお、当初申請者が死亡したこと及び当初申請者と承継者が相続関係にあることが確認できれば、住民票除票の写しに代わる書類で可とする。 【合併の場合】 ・ ここでいう「合併」とは、会社法（平成17年法律第86号）第748条以下に規定する法人と法人の合併(吸収合併及び新設合併)のほか、個人が法人又は集落営農組織に加入する場合を含む。 ・ 合併契約書（合併に係る資産、合併の年月日及び合併により消滅する法人又は組織があるときはその法人又は組織が分かるもの）の写し等により、当初申請者の農業経営が合併契約の対象となっており、承継者が確実に承継していることを確認する。 ※ 吸収合併とは、吸収により消滅する会社と吸収合併後存続する会社がある形式。新設合併とは、2以上の会社が別の新たな会社を設立する形式。 【移譲の場合】 ・ 「移譲」は、当初申請者が生存し、その者の農業経営を(相続関係者を含め)第三者が承継することをいう。 ・ 農地の権利を移転したことを確認できる書類の写し等により、当初申請者の農業経営が承継者に確実に承継されていることを確認する。農地の権利を移転したことを確認できる書類の写しとは、次のいずれかの書類とする。 ① 農地法第3条第1項の規定による許可によって権利を移転した場合は、ア又はイの書類 ア 農地法第3条第1項の規定による許可に係る指令書の写し及び当該権利の移転に係る契約書の写し イ その他農地法第3条第1項の規定による許可によって権利が移転したことを確認できる書類の写し ② 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第19条の規定による公告があ
--	--

③ 収入減少影響緩和交付金に係る積立金を承継する場合にあっては、そのことについて交付申請者と承継者との間において合意があることを確認できる書類	った農用地利用集積計画の定めるところによって農地の権利が移転された場合にあっては、当該農用地利用集積計画の写し ③ 平成 25 年の改正後の農地法第 37 条から第 40 条までの規定に基づき、農地中間管理権が設定され、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた場合（改正前の農地法第 37 条から第 40 条までの規定に基づく特定利用権が設定された場合）等にあっては、それぞれの場合により、当該権利の移転がなされたことを確認できる書類の写し ④ その他当初申請者の農業経営を移譲したことを確認できる書類
（２）３により交付金の交付（死亡した交付申請者が積立金を積み立てている場合は、その積立金の返納）を受ける場合 ① 死亡した交付申請者と相続関係があることを確認できる書類 ② 交付申請者が死亡したことを確認できる書類	【分割の場合】 ・ ここでいう「分割」とは、会社法第 757 条以下に規定する法人の分割（新設分割及び吸収分割）のほか、法人又は集落営農組織が複数の法人又は集落営農組織に分離し、本制度の交付申請を行っていない者が生ずる場合を含む。 ・ 分割契約書（分割に係る資産、分割の年月日及び分割により消滅する法人又は組織があるときはその法人又は組織が分かるもの）の写し等により、当初申請者の農業経営が分割契約の対象となっており、承継者が確実に承継していることを確認する。 ・ 分割によって本制度の交付申請を行っていない者が生じる場合、新たに交付申請書を提出してもらい、交付申請者管理コードの付与等を行った上で、申請のあった交付金の交付手続きを行う。 ・ 当初申請者が畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の加入申請を行っていた場合、分割によって法の対象者要件を満たさなくなる可能性があるので、分割があった場合には対象者要件の確認を行う。 ※ 吸収分割とは、切り分けた事業部門を既存の他の会社に移管する形式。新設分割とは、会社の一事業部門を切り分けて新たに設立される会社に移管する形式。 【法人化の場合】 ・ 集落営農組織が法人化することについて総会その他の議決機関で議決していることを、総会等資料、議事録等で確認する。 ・ 個人が法人化する場合は、集落営農組織のように議決機関での議決はないため、法人化に向けて決定したことを確認できる書類を提出してもらう必要はない。 ・ 前進組織及び法人の構成員の一覧の写し等により、法人化により、当初申請者の農業経営を承継者が確実に承継していることを確認する。 ・ 経営の同一性を確認するため、法人の前身組織から承継した資産及び構成員の過半数が同一であることを確認する。なお、基盤強化法第 23 条第 7 項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第 4 項に規定する特定農業団体が同条第 4 項に規定する特定農業法人となった場合の取扱いと同様に、法人の組合員、社員又は株主の過半が前身組織の構成員により占められている場合に認められるものとする。 【その他】 ・ 農業経営を承継させる事由が複合的に組み合わされている場合は、各承継において、当初加入者の農業経営の承継が確実に行われていること及び各承継に係る事由を確認する。 （ナラシ対策の積立金の取扱い） （令和 8 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント（経営所得安定対策版）に記載） ・ ①及び②の書類については、住民票除票の写し等による。（住民票除票の写しに代わる書類でも可） ・ 相続人であることが確認できれば相続人の振込口座を登録し、順次、各交付金の交付決定を行う。 ・ 相続人と対面で当該申請者が死亡したこと及び当該申請者と相続関係にあることを確認する場合は、「申出書」（様式第 8 号）の備考欄に、確認した書類名と確認日を記載することにより、確認書類の提出を省略してもよい。 ・ 相続人に対する交付金の交付にあたっては、トラブルが生じないこと、トラブルが生じたとしても相続人の間で話し合いにより解決することを書面等（「申出書」（様式第 8 号）の備考欄に記入することでも可）で確認する。 （ナラシ対策の積立金の取扱い） （令和 8 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント（経営所得安定対策版）に記載）

第2 関係機関の役割

経営所得安定対策等の交付金の運用及び手続等について、関係機関ごとの主な役割を整理すると、次のとおりです。

(1) 都道府県

- ① 都道府県農業再生協議会に地域農業振興の観点から参画し、その構成員として、国が作成する主食用米に関する全国の需給見通し（以下「全国の需給見通し」といいます。）、自らの産地の販売戦略等を踏まえた主食用米、麦、大豆、飼料用米等の戦略作物等の作付方針等（水田収益力強化ビジョン）を作成
- ② 産地交付金の要件設定・確認、市町村等に対する指導
- ③ 関係機関と連携した経営所得安定対策等の普及・推進等

(2) 都道府県農業再生協議会

- ① 都道府県、農協等の団体その他の構成員が連携して、全国の需給見通し、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを検討
- ② 都道府県と連携した経営所得安定対策等の普及・推進
- ③ 荒廃農地又は遊休農地の解消に向けた推進等

(3) 市町村

- ① 地域農業再生協議会に地域農業振興の観点から参画し、その構成員として、全国の需給見通し、都道府県段階の水田収益力強化ビジョン、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを検討
- ② 地域農業再生協議会の構成員として、経営所得安定対策等の交付金に係る農業者の申請手続等の支援、対象作物の作付面積の確認等
- ③ 地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップ
- ④ 経営所得安定対策等の普及・推進等

(4) 農協等の団体

- ① 地域農業再生協議会に実際に集荷・販売を行っている立場から参画し、その構成員として、全国の需給見通し、都道府県段階の水田収益力強化ビジョン、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを検討
- ② 地域農業再生協議会の構成員として、経営所得安定対策等の交付金（特に、畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金）に係る農業者の申請手続等の支援、対象作物の作付面積等の確認等
- ③ 畑作物の直接支払交付金における数量払に係る農業者別の出荷・販売契約数量等のデータ提供等
- ④ 経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な一括申請等の取組等

(5) 農業共済組合等

- ① 地域農業再生協議会の構成員として、農業共済引受事務と併せて、農業者の申請手続等を支援
- ② 農業者ごとの対象作物の作付面積等の確認において、当該農業者の農作物の共済引受面積等の情報（通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあることを理由に共済関係の除外指定等が行われた農地についての情報を含みます。）を地方農政局等及び地域農業再生協議会に提供
- ③ 農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業加入申請書等の内容を必要な範囲において地方農政局等及び地域農業再生協議会に提供等

(6) 地域農業再生協議会 ① 市町村、農協等の団体、農業共済組合等、農業者その他の構成員が連携して全国の需給見通し、都道府県段階の水田収益力強化ビジョン、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを作成 ② 農業者に対して、水田収益力強化ビジョン、前年産の当該農業者の作物ごとの作付面積、需要動向等に関する情報の提供 ③ 農業者に対して、需要に応じた生産が図られるよう作付けに関する助言 ④ 交付申請書、営農計画書等の申請書類に係る印刷・配布・回収、整理取りまとめ、受付及び農業者情報のシステム入力 ⑤ 希望する農業者に対して収入減少影響緩和交付金に係る積立金の取りまとめ、納付等 ⑥ 対象作物の作付面積・生産数量等のシステム入力・確認、適切な生産の徹底等 ⑦ 産地交付金の要件設定・確認 ⑧ 農業者別の水田情報等の整理 ⑨ 地域の荒廃農地又は遊休農地の解消に向けた推進 ⑩ 地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップ ⑪ 経営所得安定対策等の普及・推進等 (7) 地方農政局等 ① 経営所得安定対策等の普及・推進 ② 地域農業再生協議会と連携し、農業者の交付申請書、営農計画書等の申請書類の受付 ③ 農業者別の畑作物の生産予定面積の確認、作付面積、生産数量の確認 ④ 地域農業再生協議会と連携し、水田活用の直接支払交付金の対象作物の作付面積等の確認、適切な生産の徹底 ⑤ 新規需要米・加工用米の取組計画の受理、横流れ等の不正流通の防止の徹底 ⑥ 交付申請内容の審査、交付金算定システムへのデータ入力、アダムスへの入力、交付金の交付等 ⑦ 市町村及び地域農業再生協議会の行う地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップに対する支援 ⑧ 経営所得安定対策等に係る立入調査等	・ 地域農業再生協議会は、交付申請に係る各種申請書類について内容等を確認した上で、BAMS に登録し、そのデータを各種申請書（様式の提出を求めているものを除く）とともに地方参事官等に提出する。なお、地方参事官等へのデータの提出は、原則として BAMS により行うものとする。
第3 証拠書類等の保存期間 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者は、交付申請を行った年度の翌年度から5年間、交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する書類を保存しておいてください。必要な場合には、書類の確認をさせていただくことがありますので、なくさないでください。	
第4 報告及び検査 (1) 地方農政局長等は、交付申請者が申請した出荷・販売数量等が適切かどうか確認するため、農協等の団体、需要者等に対し、必要な事項の報告を求め、交付申請者の申請内容等と照合することにします。 具体的には、対象作物の検査や集荷が終わった時期に、出荷者ごとの対象作物の数量や検査結果等が分かる資料を提出してもらう場合があります。 (2) また、地方農政局長等は、申請内容等の確認を行うために必要な場合は、地方農政局等の職員による現地ほ場等の立入調査を行います。	・ 地域農業再生協議会が実施した作付確認の結果、把握した疑義案件を地方参事官等に通知する。 ・ 地域農業再生協議会において、構成組織の職員、農業者等から、不適切な栽培管理など疑義情報があった場合は、速やかに地方参事官等に連絡する。 ・ 地方参事官等は疑義情報の連絡を受けて、立入調査を実施する。

(3) 経営所得安定対策等が適正かつ円滑に実施できるよう、これらの報告や検査の実施に当たっては、地域農業再生協議会に協力をいただくとともに、交付申請者や、地方公共団体、農協等の関係機関にもご協力をお願いします。 (4) 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、法に基づき、次により地方農政局等の職員が必要な事項の報告を求め、又は立入検査を行う場合があります。 ① 法の施行に必要な限度において、交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査します。 ② ①により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければなりません。 ③ ①による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはなりません。 ④ 対策加入者、地方公共団体、農業委員会、農協、地域農業再生協議会等は、経営所得安定対策の適正かつ円滑な実施に資するよう、①による報告及び検査に協力するものとし ます。	
第5 交付金の返還等 (1) 経営所得安定対策等の交付金について、 ① 交付要件を確認する際に用いる書類や交付金の交付申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載するなど、虚偽の申請をして交付金を不正に受けていたことが判明した場合 ② 交付申請時に確認していただく誓約事項に反していることが判明した場合 ③ 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米及び加工用米の生産に取り組む者であって、経営所得安定対策等の交付金の交付申請者が、これらの米穀を主食用に出荷・販売（いわゆる横流し）した事実が判明した場合 ④ 地方農政局等や関係機関からの改善指導を受けたにもかかわらず、それに従わない場合などの事案が発生した場合には、地方農政局長等は、その者に対して交付済みの交付金の全部若しくは一部の返還を命ずる、又は交付申請中の交付金を交付しない場合があります。 なお、③の場合には、事実が判明した年産に係る全ての経営所得安定対策等の交付金の返還を命ずることとします。 また、特に悪質と認められる場合には、これに加え、翌年度以降の交付申請書の不受理等の措置を講じることとします。 (2) 地方農政局長等は、(1)により交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとします。 (3) (2)により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長等は、期限を指定してこれを督促するものとします。 また、畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、その督促を受けた者がその指定期限までに返還を命ぜられた金額を納付しないときは、国税滞納処分等の例によりこれを処分することができるものとします。 (注) 平成27年度までに収入減少影響緩和交付金の交付を受けた集落営農が、法人化計画の達成に向けた努力を行わずに解散した場合等は、交付金の返還を求める場合があります。	・ 地方参事官等が、関係書類又は流通監視担当部局からの情報提供の資料等により不正等の事実を確認した上で、地方農政局長等が返還を命じる。 〈申請内容、証拠書類等に虚偽の記載がある場合・誓約事項に反する事実がある場合〉 ・ 関係者から報告を聴取し、申請書類及び証明書類等と突き合わせて確認する。 ・ 面談により申請者が意図的に虚偽又は違反を行ったことを確認した上で、交付金の返還を命ずる。 〈新規需要米・加工用米を他用途に出荷販売した事実が判明した場合〉 ・ 低単価(交付対象外を含む。)の用途に出荷・販売していた場合は、当該米穀相当分の面積は交付対象外とし、交付金の返還を命ずる。ただし、契約先への出荷・販売が不能となり、新たな契約先を確保することも困難な場合において、やむを得ず流通させずに廃棄処分する場合は、当該数量分について交付対象外とはしない。 ・ 同単価又は高単価の用途に出荷・販売していた場合は、用途外使用申請を速やかに行わせるとともに、翌年産以降は事前に申請するよう指導する。なお、交付金は当初用途の単価で交付対象とする。 ・ 地方参事官等は、事実の隠蔽、触法行為等悪質と認められる事実が認められた場合、翌年度以降、申請書を不受理措置とする旨、書面にて通知し、次年度の交付申請書を受理する際に当該申請者のものが提出されていないことを確認する。 (交付金額に誤り等があった場合の処理) ・ 地方農政局生産部等は、証明書類等のデータを再度確認の上、正しい金額を算出し、再度、交付決定等の手続を行う。その際、既交付金額が正しい交付金額を上回っている場合は納入告知書を通知し、既交付金額が正しい金額を下回っている場合はその金額を交付することで、既交付金額と正しい交付金額との差額を調整する。 ・ 過払いによる債権は、支払予定の国の債務と相殺することができる。 ・ 過年度支出を行う場合、その総額が当初の交付決定年度の不用額を超えないことを確認する(本省)。 ・ 前年度以前に国の債務が発生していない場合は、過年度支出はできない。

第6 罰則 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、法に基づき、次の罰則規定があります。 (1) 対象農業者の要件を確認する際に用いる書類や交付金の交付申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載するなど、偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されることがあります。 (2) 第4の(4)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第4の(4)による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処されることがあります。 (3) 法人(法人でない団体で、代表者又は管理人の定めのあるものを含みます。以下同じです。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(1)又は(2)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、(1)又は(2)の罰金刑が科されることがあります。	
第7 その他 経営所得安定対策等の実施に際して必要な事項については、本実施要綱に定めるもののほか、必要に応じて関係局長等が別に定めるところによるものとします。	(文書の取扱い) - 交付申請書等の書類等を受理した場合は、当該書類等に受理日を記録する。 (個人情報の適正な取扱い) 【様式第1号別添1の(注2)に掲げる関係機関から(注1)に掲げる事業に必要な交付申請者の個人情報について提供依頼があった場合】 - 地方参事官等は、提供することとなる申請者が交付申請書(様式第1号)において、当該個人情報の取扱いについて同意していることを確認する。 - 地方参事官等は、個人情報の提供先となる関係機関に対し、当該関係機関の代表者名による「個人情報の管理に関する同意書」(共_別紙参考様式第1号)の提出を求め、その内容を確認する。 - 地方参事官等は、同意書の内容が適当と認められた後、求められた情報のみを提供する。 【上記以外の場合における個人情報の提供】 - 交付申請者からあらかじめ同意を得ていない個人情報の提供に当たるため、地方参事官等は、「農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令」(平成17年3月18日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第1号)及び「農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令の運用について」(平成17年3月18日16情第378号)にしたがって、必要に応じて個人情報の提供を行う。 (申請者等への通知) - 申請者等への通知については、別紙様式の内容を網羅した圧着はがきにより行うことも可とする。 (前年度データのメンテナンス) - 地方参事官等は、交付金算定システム外で対処した案件があれば、必ず交付金算定システムへ入力を行う。 - 地方参事官等は、ダミーコードを用いて処理した案件があれば、整理し交付金算定システムへ入力を行う。 - 地方参事官等は、申請者データについて、氏名間の空白無し、住所の一行入力などの入力規則どおりとなっていないデータがあれば修正する。 (地域農業再生協議会へのデータ修正の連絡) - 地方参事官等は、地域農業再生協議会から提出されたデータを交付金算定システムに取り込む際に、修正前のデータが残っていることによって修正後のデータに上書きされることのないように留意する。 例えば、地方参事官等は、 ① 支払不能のため交付金算定システムの債主情報を修正した場合には、地域農業再生協議会に対して、BAMS及び協議会システムの口座情報についても修正が行われるよう指導する。 ② 交付金算定システム側で交付対象面積の修正等を行った場合には、地域農業再生協議会に対して、BAMS及び協議会システムの面積情報についても修正が行われるよう指導する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農産第 5363 号農林水産省農産局農産政策部企画課長通知）

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「令和 6 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた令和 6 年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 3 経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農産第 5159 号）附則第 2 項の規定のうち従前の例によるとされた事項については、この通知による改正後の「令和 7 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。また、同規定のうち、令和 6 年産に係る交付申請から適用するとされた事項については、この通知による改正後の「令和 7 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定による。

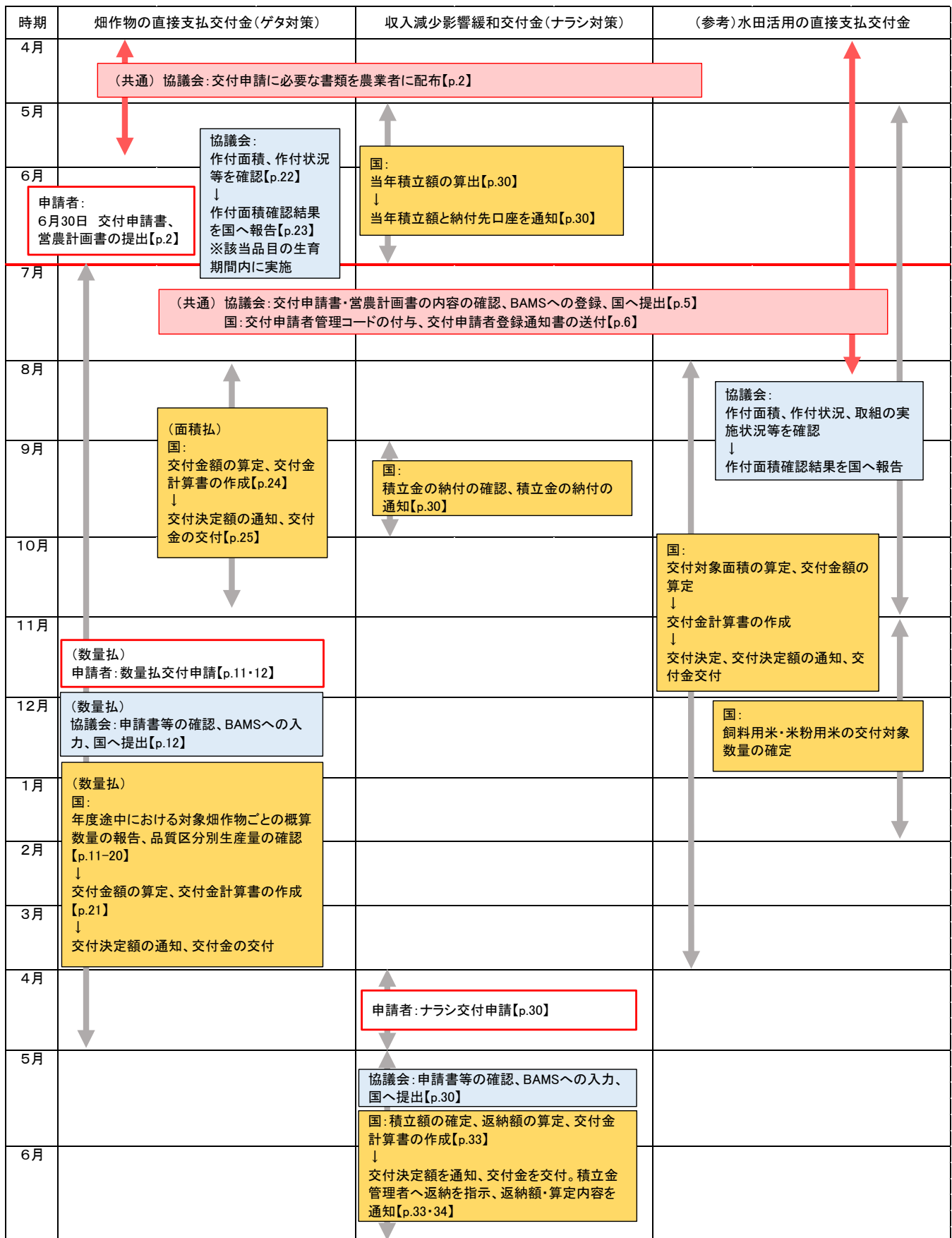
附 則（令和 7 年 12 月 1 日付け 7 農産第 3521 号農林水産省農産局農産政策部企画課長通知）

- 1 この通知は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までにこの通知による改正前の「令和 7 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 「令和 6 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた令和 6 年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 4 月 8 日付け 8 農産第 33 号農林水産省農産局農産政策部企画課長通知）

- 1 この通知は、令和 8 年 4 月 8 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 3 経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（令和 8 年 4 月 8 日付け 7 農産第 5649 号）附則第 2 項の規定のうち従前の例によるとされた事項については、この通知による改正後の「令和 8 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

経営所得安定対策等に係る手続の概要



(注) ページ番号は、「経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント(経営所得安定対策版)」における、各事務手続内容の記載箇所を示す。

	様式番号	様式名
共通	共_別紙様式第 1 号	経営所得安定対策等交付金交付申請者登録通知書
水活	水_別紙様式第 1 号	水田活用交付決定通知書
水活	水_別紙様式第 2 号の 1	水田活用直接支払交付金の交付金計算書
水活	水_別紙様式第 2 号の 2	水田活用の直接支払交付金における数量払いの交付金計算書
水活	水_別紙様式第 3 号	高収益作物定着促進支援対象面積一覧
水活	水_別紙様式第 4 号	畑地化支援による交付対象農地からの除外農地一覧（畑地化促進事業及び畑地化促進助成）
共通	共_別紙参考様式第 1 号	個人情報の管理に関する同意書
共通	共_別紙参考様式第 2 号	自然災害等その他不可抗力の要因との関連を説明する書類
水活	水_別紙参考様式第 1 号	自然災害等により作付けが困難となった農地に関する申請書
水活	水_別紙参考様式第 2 号	自然災害等により作付けが困難となった農地に関する申請内容確認結果一覧表
水活	水_別紙参考様式第 3 号	自然災害等により作付けが困難となった農地を交付対象とすることについて
水活	水_別紙参考様式第 4 号	（削除）
水活	水_別紙参考様式第 5 号	令和〇年産水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の検査結果一覧表
水活	水_別紙参考様式第 6 号	水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について（申請） 協議会⇒農政局
水活	水_別紙参考様式第 7 号	水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について（申請） 申請者⇒協議会
水活	水_別紙参考様式第 8 号	水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について（承認）
水活	水_別紙参考様式第 9 号	飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等時の特例措置について（申請）
水活	水_別紙参考様式第10号	飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等時の特例措置について（承認）
水活	水_別紙参考様式第11号	一般品種の飼料用米を一括管理方式により出荷する場合の戦略作物助成の交付単価に関する同意書
水活	水_別紙参考様式第12号	一般品種の飼料用米を一括管理方式により出荷する場合の戦略作物助成の交付単価に関する申出書

番号

年 月 日

代表者氏名□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□農政局地方参事官

交付申請者管理コード

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

交付申請者欄	フリガナ		経営形態		
	氏名又は 法人・組織名		☐ 個人	☐ 集落営農	☐ 法人
	フリガナ		電話番号		
	代表者氏名 (法人・組織のみ)				

交付申請内容	1 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)	☐ 申請する ☐ 申請しない		3 水田活用の直接支払交付金	☐ 申請する ☐ 申請しない
		適用となる 予定の単価	☐ 課税事業者向け	4 コメ新市場開拓等促進事業	☐ 申請する ☐ 申請しない
			☐ 免税事業者向け	5 畑作物産地形成促進事業	☐ 申請する ☐ 申請しない
	2 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)	☐ 申請する ☐ 申請しない		6 畑地化促進事業	☐ 申請する ☐ 申請しない

交付金の振込口座	金融機関名											支店名										
	預金種別	☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知										口座番号	*	*	*							
	口座名義																					
	ゆうちょ銀行	記号	*	*	*	*	*	*	番号	*	*	*	*									
口座名義																						

- ・ 交付金の振込口座の内容をよくご確認ください。
- ・ 口座番号及びゆうちょ銀行の番号は、下4桁のみ表示しています。
- ・ 交付金の振込口座を変更する場合は、振込口座の通帳表紙の表裏の写し等の口座情報が確認できる書類を添付してください。

殿

農林水産大臣

水田活用直接支払交付金の交付決定通知書

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年 4 月 1 日付け22経営第7133号農林水産事務次官
依命通知)Ⅳの第 2 の 1 の (8) 、Ⅳの第 2 の 2 の (8) の⑥の才、Ⅳの第 2 の 3 の
(8) の⑥の才及びⅣの第 2 の 4 の (7) の規定に基づき、下記のとおり交付金を交付
することを決定しましたのでお知らせします。
なお、交付金計算の詳細についてご確認されたい方は、お手数ですがお近くの県拠点
等または地域農業再生協議会までご連絡ください。

記

交 付 金 額 円

対象作物名			交付金額
戦略作物助成	麦		円
	大豆		円
	飼料作物	うちは種	円
		うちは種以外	円
	WCS用稲		円
	飼料用米 (先払分)		円
	米粉用米 (先払分)		円
	飼料用米（生もみを 直接利用する取組）		円
	加工用米		円
	数量払等※	飼料用米 (多収品種)	
飼料用米 (一般品種)		円	
米粉用米		円	

対象作物名		交付金額
産地交付金		円
水田農業 高収益化推進助成		円
都道府県連携型助成		円
畑地化促進事業 畑地化促進助成		円
畑作物産地形成促進事業	麦	円
	大豆	円
	高収益作物	円
	子実用とうもろこし	円
コメ新市場開拓等促進事業	新市場 開拓用米	円
	加工用米	円
	米粉用米	円
	酒造好適米	円

※数量払や飼料用米 (一律単価) の場合、支払金額のうち、「 (先払分) 」に記載された金額を差し引いた金額が、記載されます。

交付申請者管理コード：

水田活用直接支払交付金の交付金計算書

交付申請者名

フリガナ	
氏名又は 法人・組織名	

交付申請者管理コード	
------------	--

水田活用直接支払交付金

作物名	交付対象面積 (a) (A)	交付単価 (円/10a) (B)	交付金額 (円) (A×B)	
戦略作物助成	麦			
	大豆			
	飼料作物	うちは種		
		うちは種以外		
	WCS用稲			
	飼料用米 (先払分)			
	米粉用米 (先払分)			
	飼料用米 (生みの直接利用・多収)			
	飼料用米 (生みの直接利用・多収以外)			
	加工用米			
水田農業 推進 高収益化	高収益作物 定着促進 支援	加工・ 業務用 以外		
		加工・ 業務用		
畑地化促進助成	高収益作物畑地化支援 (R5まで採択分)			
	高収益作物畑地化支援 (R6に採択分)			
	高収益作物畑地化支援 (R7に採択分)			
	高収益作物畑地化支援			
	その他畑地化支援			
	高収益作物 定着促進 支援	加工・ 業務用以外		
		加工・ 業務用		
	畑作物定着促進支援			
	子実用 とうもろこし支援			
	産地交付金	対象作物 1回目:● 2回目:▲ 3回目:■	麦	
大豆				
飼料作物				
米粉用米				
飼料用米				
WCS用稲				
加工用米				
新市場開拓用米				
そば				
なたね				
地力増進作物				
野菜				
花き・花木				
果樹				
その他の高収益作物				
その他				
1回目				
2回目				
3回目				
都道府県連携型助成				

作物名	交付対象面積 (a) (A)	交付単価 (円/10a) (B)	交付金額 (円) (A×B)	
コメ 新市場開拓等促進事業	新市場開拓用米			
	うち 多収品種加算			
	加工用米			
	うち 多収品種加算			
	米粉用米			
	うち 多収品種加算			
	R8			
	R9			
	R10			
	畑作物 産地形成促進事業	麦		
別途実施事業 対象面積				
大豆				
別途実施事業 対象面積				
高収益作物				
子実用とうもろこし				
定着促進支援の 交付方式		R4・R5開始分 R6開始分 R7開始分 R8開始分	☐ 一括交付方式 ☐ 分割交付方式 ☐ 一括交付方式 ☐ 分割交付方式 ☐ 一括交付方式 ☐ 分割交付方式 ☐ 一括交付方式 ☐ 分割交付方式	
高収益作物・ 畑作物 定着促進支援	R4開始分			
	R5開始分			
	R6開始分			
	R7開始分			
高収益作物畑地化支援 (R5まで採択分)				
高収益作物畑地化支援 (R6に採択分)				
高収益作物畑地化支援 (R7に採択分)				
畑地化促進事業	高収益作物畑地化支援			
	その他畑地化支援			
	高収益作物 定着促進 支援	加工・業務用以外		
		加工・業務用		
	畑作物定着促進支援			
	R8開始分	麦		
		大豆		
		飼料作物は種		
		飼料作物は種以外		
		別途実施事業 対象面積		

(注) 交付単価、交付金額が「ー」は、次回以降支払予定。
交付単価、交付金額が()は、支払済。

水田活用の直接支払交付金における数量払いの交付金計算書

交付申請者名

フリガナ	
氏名又は 法人・組織名	
交付申請者管理コード	

水田活用の直接支払交付金における数量払いの交付金

飼料用米(多収品種)	飼料用米(一般品種)	米粉用米																																																																																				
○玄米及びもみを利用する取組 ●交付対象数量 <table><tr><td></td><td>玄米</td><td>もみ</td></tr><tr><td>報告数量(ア)</td><td>kg</td><td>kg</td></tr><tr><td>交付対象数量換算(ア)×0.8</td><td></td><td>kg</td></tr><tr><td>計(A)</td><td>kg</td><td></td></tr></table> A=玄米の(ア)+もみの(ア)×0.8 ●交付対象面積 <table><tr><td></td><td>玄米</td><td>もみ</td></tr><tr><td>交付対象面積(イ)</td><td>a</td><td>a</td></tr><tr><td>計(B)</td><td>a</td><td></td></tr></table> B=(イ)の計 ●標準単収値(C) 調整前の標準単収値 <table><tr><td>kg/10a</td><td>kg/10a</td></tr></table> ※標準単収値は、要綱Ⅳの第2の1の(6)の①に基づき、当年産の作柄に応じた調整を行ったもの ●10aあたり交付金額(D) <table><tr><td>円/10a</td></tr></table> D=80,000円+(A÷(B÷10)-C)×(25,000円÷150kg) ※ただしDが105,000を超える場合は105,000、55,000を下回る場合は55,000とする ※自然災害等その他不可抗力の要因により、10a当たりの交付対象数量が標準単収値を下回る場合であって、要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のイの(注6)の要件を満たす場合は80,000とする ※本欄には小数点以下切り捨てを行った値を表示しているが、交付金算定額(E)は、切り捨てずに算定する ●交付金算定額(E) <table><tr><td>円</td></tr></table> E=D×(B÷10) ※Bのa単位未満は切り捨て ○支払済額(F) <table><tr><td>円</td></tr></table> ○合計(G) <table><tr><td>飼料用米計</td><td>円</td></tr></table> G=E-F		玄米	もみ	報告数量(ア)	kg	kg	交付対象数量換算(ア)×0.8		kg	計(A)	kg			玄米	もみ	交付対象面積(イ)	a	a	計(B)	a		kg/10a	kg/10a	円/10a	円	円	飼料用米計	円	○玄米及びもみを利用する取組 ●交付対象数量 <table><tr><td></td><td>玄米</td><td>もみ</td></tr><tr><td>報告数量(ア)</td><td>kg</td><td>kg</td></tr><tr><td>交付対象数量換算(ア)×0.8</td><td></td><td>kg</td></tr><tr><td>計(H)</td><td>kg</td><td></td></tr></table> H=玄米の(ア)+もみの(ア)×0.8 ●交付対象面積 <table><tr><td></td><td>玄米</td><td>もみ</td></tr><tr><td>交付対象面積(イ)</td><td>a</td><td>a</td></tr><tr><td>計(I)</td><td>a</td><td></td></tr></table> I=(イ)の計 ●標準単収値(J) 調整前の標準単収値 <table><tr><td>kg/10a</td><td>kg/10a</td></tr></table> ※標準単収値は、要綱Ⅳの第2の1の(6)の①に基づき、当年産の作柄に応じた調整を行ったもの ●10aあたり交付金額(K) <table><tr><td>円/10a</td></tr></table> 【数量払】K=65,000円+(H÷(I÷10)-J)×(10,000円÷150kg) ※ただしKが75,000を超える場合は75,000、55,000を下回る場合は55,000とする 【一律】K=(H÷(I÷10)-J) > -150kgの場合65,000円 K=(H÷(I÷10)-J) ≤ -150kgの場合55,000円 ※自然災害等その他不可抗力の要因により、10a当たりの交付対象数量が標準単収値を下回る場合であって、要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のイの(注6)の要件を満たす場合は65,000とする ※本欄には小数点以下切り捨てを行った値を表示しているが、交付金算定額(L)は、切り捨てずに算定する ※数量払で、区分・一括のどちらもあり組み合わせ、数量・面積を合計した上で10aあたり交付金額(K)が計算されるため、同様の単価が記載される。 ●交付金算定額(L) <table><tr><td>円</td></tr></table> L=K×(I÷10) ※Iのa単位未満は切り捨て ○支払済額(M) <table><tr><td>円</td></tr></table> ○合計(N) <table><tr><td>飼料用米計</td><td>円</td></tr></table> N=L-M		玄米	もみ	報告数量(ア)	kg	kg	交付対象数量換算(ア)×0.8		kg	計(H)	kg			玄米	もみ	交付対象面積(イ)	a	a	計(I)	a		kg/10a	kg/10a	円/10a	円	円	飼料用米計	円	○玄米及びもみを利用する取組 ●交付対象数量 <table><tr><td></td><td>玄米</td><td>もみ</td></tr><tr><td>報告数量(ア)</td><td>kg</td><td>kg</td></tr><tr><td>交付対象数量換算(ア)×0.8</td><td></td><td>kg</td></tr><tr><td>計(O)</td><td>kg</td><td></td></tr></table> O=玄米の(ア)+もみの(ア)×0.8 ●交付対象面積 <table><tr><td></td><td>玄米</td><td>もみ</td></tr><tr><td>交付対象面積(イ)</td><td>a</td><td>a</td></tr><tr><td>計(P)</td><td>a</td><td></td></tr></table> P=(イ)の計 ●標準単収値(Q) 調整前の標準単収値 <table><tr><td>kg/10a</td><td>kg/10a</td></tr></table> ※標準単収値は、要綱Ⅳの第2の1の(6)の①に基づき、当年産の作柄に応じた調整を行ったもの ●10aあたり交付金額(R) <table><tr><td>円/10a</td></tr></table> R=80,000円+(O÷(P÷10)-Q)×(25,000円÷150kg) ※ただしRが105,000を超える場合は105,000、55,000を下回る場合は55,000とする ※自然災害等その他不可抗力の要因により、10a当たりの交付対象数量が標準単収値を下回る場合であって、要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のイの(注6)の要件を満たす場合は80,000とする ※本欄には小数点以下切り捨てを行った値を表示しているが、交付金算定額(S)は、切り捨てずに算定する ●交付金算定額(S) <table><tr><td>円</td></tr></table> S=T×(R÷10) ※Rのa単位未満は切り捨て ○支払済額(T) <table><tr><td>円</td></tr></table> ○合計(U) <table><tr><td>米粉用米計</td><td>円</td></tr></table> U=S-T		玄米	もみ	報告数量(ア)	kg	kg	交付対象数量換算(ア)×0.8		kg	計(O)	kg			玄米	もみ	交付対象面積(イ)	a	a	計(P)	a		kg/10a	kg/10a	円/10a	円	円	米粉用米計	円
	玄米	もみ																																																																																				
報告数量(ア)	kg	kg																																																																																				
交付対象数量換算(ア)×0.8		kg																																																																																				
計(A)	kg																																																																																					
	玄米	もみ																																																																																				
交付対象面積(イ)	a	a																																																																																				
計(B)	a																																																																																					
kg/10a	kg/10a																																																																																					
円/10a																																																																																						
円																																																																																						
円																																																																																						
飼料用米計	円																																																																																					
	玄米	もみ																																																																																				
報告数量(ア)	kg	kg																																																																																				
交付対象数量換算(ア)×0.8		kg																																																																																				
計(H)	kg																																																																																					
	玄米	もみ																																																																																				
交付対象面積(イ)	a	a																																																																																				
計(I)	a																																																																																					
kg/10a	kg/10a																																																																																					
円/10a																																																																																						
円																																																																																						
円																																																																																						
飼料用米計	円																																																																																					
	玄米	もみ																																																																																				
報告数量(ア)	kg	kg																																																																																				
交付対象数量換算(ア)×0.8		kg																																																																																				
計(O)	kg																																																																																					
	玄米	もみ																																																																																				
交付対象面積(イ)	a	a																																																																																				
計(P)	a																																																																																					
kg/10a	kg/10a																																																																																					
円/10a																																																																																						
円																																																																																						
円																																																																																						
米粉用米計	円																																																																																					
計(V) <table><tr><td>円</td></tr></table> V=G+N+U			円																																																																																			
円																																																																																						

(水_別紙様式第3号) 高収益作物定着促進支援対象面積一覧

(a)

交付申請者	交付申請者 管理コード	支援年度	支援の前年度	支援初年度				支援2年目				支援3年目				支援4年目				支援5年目					
			高収益作物 ※1 ①	年度 ②	高収益作物 ※1		支援対象 面積 ※4 ④	年度 ②	高収益作物 ※1		支援対象 面積 ※4 ④	年度 ②	高収益作物 ※1		支援対象 面積 ※4 ④	年度 ②	高収益作物 ※1		支援対象 面積 ※4 ④	年度 ②	高収益作物 ※1		支援対象 面積 ※4 ④		
					うち産地推進 計画に位置 付けられた高収益作物※2	うち新規導入 ※3 ③			うち産地推進 計画に位置 付けられた高 収益作物 ※2	うち産地推進 計画に位置 付けられた高 収益作物 ※2			うち産地推進 計画に位置 付けられた高 収益作物 ※2	うち産地推進 計画に位置 付けられた高 収益作物 ※2			うち産地推進 計画に位置 付けられた高 収益作物 ※2								
(記載例)	農林 太郎	〇〇〇〇〇〇	R2～R6	100	R2	200	100	100	R3	230	130	100	R4	230	130	100	R5	230	130	100	R6	230	130	100	
			R3～R7	200	R3	230	130	30	30	R4	230	130	30	R5	230	130	30	R6	230	130	30	R7	230	130	30
(記載例)	農林 次郎	〇〇〇〇〇〇	R2～R6	40	R2	100	90	70	60	R3	100	80	60	R4	100	100	60	R5	100	80	60	R6	100	100	60

注 全て基幹作のみの面積を記入してください。

※1 申請者ごとに、交付対象水田における全ての高収益作物(産地交付金の対象となっていないものも含む)の面積を記入してください。

※2 申請者の高収益作物の面積のうち、都道府県推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物の面積を記入してください。

※3 都道府県推進計画のうち産地推進計画に位置付けられている高収益作物のうち、支援初年度の新たな導入面積を記入してください。

※4 各年度の支援対象面積(④)について、②－①≤③の場合は、④は②－①の値、②－①>③の場合は、④は③の値となります。

畑地化支援による交付対象農地からの除外農地一覧(畑地化促進事業及び畑地化促進助成)

交付申請者	交付申請者 管理コード	農地の番号		地名・地番、 大字・字、 集落地番	地権者との 合意の有無 ※1	交付方式		畑地化支援※2						定着促進支援※2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		耕地番号	分筆番号			一括	分割	畑地化支援の交付を受けた 年度※3	高収益作物畑地化支援	その他畑地化支援	支援年度			支援対象年度	水田農業高収益化推進助成との重複	支援初年度					支援2年目				支援3年目				支援4年目				支援5年目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
											作付作物	農地所有者	面積 (㎡)			合計面積 (㎡)	支援年度	作付作物	面積 (㎡)	水田農業高収益化推進助成のうち高収益作物定着促進支援対象面積	対象面積 ※4 (㎡)	支援年度	作付作物	面積 (㎡)	水田農業高収益化推進助成のうち高収益作物定着促進支援対象面積	対象面積 ※4 (㎡)	支援年度	作付作物	面積 (㎡)	水田農業高収益化推進助成のうち高収益作物定着促進支援対象面積	対象面積 ※4 (㎡)	支援年度	作付作物	面積 (㎡)	水田農業高収益化推進助成のうち高収益作物定着促進支援対象面積	対象面積 ※4 (㎡)	支援年度	作付作物	面積 (㎡)	水田農業高収益化推進助成のうち高収益作物定着促進支援対象面積	対象面積 ※4 (㎡)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
農林 太郎	× × × × × ×	1	001	▲▲1111-1	○	○		R4	○		ブロッコリー	□□ □□	13	78	R4～R8	○	R4	ブロッコリー	13	49	78	R5	ブロッコリー	13	49	78	R6	ブロッコリー	13	49	78	R7	ブロッコリー	13	49	78	R8	ブロッコリー	13	49	78																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		2	001	▲▲1111-2	○	○		R4	○		ブロッコリー	□□ □□	82			○	R4	ブロッコリー	82			R5	ブロッコリー	82			R6	ブロッコリー	82			R7	ブロッコリー	82			R8	ブロッコリー	82																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		3	001	▲▲1111-3	○	○		R4	○		ブロッコリー	□□ □□	1			○	R4	ブロッコリー	1			R5	ブロッコリー	1			R6	ブロッコリー	1			R7	ブロッコリー	1			R8	ブロッコリー	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		4	001	▲▲1111-4	○	○		R4	○		ブロッコリー	□□ □□	82			○	R4	ブロッコリー	82			R5	ブロッコリー	82			R6	ブロッコリー	82			R7	ブロッコリー	82			R8	ブロッコリー	82																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		5	001	▲▲1112-1	○	○		R5		○	大豆	□□ □□	11				R5	大豆	11			R6	大豆	11			R7	大豆	11				R8	大豆			11	R9	大豆			11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		6	001	▲▲1112-2	○	○		R5		○	大豆	□□ □□	88				R5	大豆	88			R6	大豆	88			R7	大豆	88				R8	大豆			88	R9	大豆			88																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		7	001	▲▲1112-3	○	○		R5		○	大豆	□□ □□	11				R5	大豆	11			R6	大豆	11			R7	大豆	11				R8	大豆			11	R9	大豆			11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		8	001	▲▲1112-4	○	○		R5		○	大豆	□□ □□	40				R5	大豆	40			R6	大豆	40			R7	大豆	40				R8	大豆			40	R9	大豆			40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
農林 次郎	× × × × × ×	1	001	△△3000-1	○		○		○		キャベツ	□□ □□	1	99	R5～R9		R5	キャベツ	1		99	R6	キャベツ	1		99	R7	キャベツ	1		99	R8	キャベツ	1		99	R9	キャベツ	1		99																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		2	001	△△3000-2	○		○		○		キャベツ	□□ □□	98				R5	キャベツ	98	R6		キャベツ	98	R7	キャベツ		98	R8	キャベツ	98		R9	キャベツ	98																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
農林 三郎	× × × × × ×	1	001	▲▲1114-1	○		○	R5		○	麦	□□ □□	11	77	R5～R9		R5	麦	11		77	R6	麦	11		77	R7	麦	11		77	R8	麦	11		77	R9	麦	11		77																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		2	001	▲▲1114-2	○		○	R5		○	麦	□□ □□	82				R5	麦	82	R6		麦	82	R7	麦		82	R8	麦	82		R9	麦	82																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		3	001	▲▲1114-3	○		○	R5		○	麦	□□ □□	23				R5	麦	23	R6		麦	23	R7	麦		23	R8	麦	23		R9	麦	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		4	001	▲▲1114-4	○		○	R5		○	麦	□□ □□	61				R5	麦	61	R6		麦	61	R7	麦		61	R8	麦	61		R9	麦	61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</

※1 地権者との合意に基づき畑地化支援を活用した農地については○を記載してください。(申請した農地が申請者の所有する農地の場合も○を記入してください。)

※2 畑地化支援により、交付対象水田から除外された農地(過年度分も含む)について記載してください。

※3 定着促進支援を活用した農地であって、まだ畑地化支援を活用していない場合は、空欄としてください。

※4 定着促進支援の対象面積については、既に水田農業高収益化助成により高収益作物定着促進支援を受けた農地が含まれる場合は、当該面積を対象面積から差し引いた面積とする。

個人情報の管理に関する同意書

農林水産省から提供された経営所得安定対策に係る個人情報を以下のとおり適正に取り扱うことについて同意します。

- 1 提供された個人情報は、利用目的以外に利用しないこと。
- 2 提供された個人情報は、複製しないこと。
- 3 提供された個人情報は、施錠管理できる場所に保管する等個人情報の漏えい防止に努めること。
- 4 万が一、個人情報が漏えいした場合や、個人情報の不適正な取扱いが発覚した場合は、速やかに農林水産省へ報告すること。
- 5 提供された個人情報は、利用終了後、速やかに判読不可能な方法により廃棄すること。
- 6 農林水産省は、提供した個人情報が適正に取り扱われているかどうか点検する場合があること。

〇〇農政局長 殿

（北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

令和 年 月 日

事業者名 _____

代表者名 _____

共_別紙参考様式第2号

【自然災害等その他不可抗力の要因との関連を説明する書類（例）】

番 号 （ 任 意 ）
令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

〇〇〇農業再生協議会
会長 〇〇〇〇

経営所得安定対策等交付金に係る自然災害（台風第〇〇号）を説明する書類

台風第〇〇号被害に係る令和〇年度経営所得安定対策等交付金対象者について、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）Ⅳの第1の1の（2）の③の力の（オ）の（注）、要綱Ⅳの第2の1の（9）の⑤の（注3）、要綱Ⅳの第2の2の（8）の⑦、要綱Ⅳの第2の3の（8）の⑦及び要綱Ⅳの第2の4の（8）に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙1 畑作物(ゲタ)

該当申請者一覽
(令和〇年 台風第〇〇号)

單位: kg、a

[illegible]

別紙2 水田活用数量払い(飼料用米(生もみ除く)、米粉用米)、コメ新市場開拓等促進事業(米粉用米)

該当申請者一覽
(令和〇年 台風第〇〇号)

単位: kg

[illegible]

別紙3 水田活用(新市場開拓用米・加工用米)、コメ新市場開拓等促進事業(新市場開拓用米・加工用米)

該当申請者一覽
(令和〇年 台風第〇〇号)

単位: kg

[illegible]

別紙4 水田活用(戦略作物・産地交付金)、畑作物産地形成促進事業、畑地化促進事業、
コメ新市場開拓等促進事業(酒造好適米)

該当申請者一覽
(令和〇年 台風第〇〇号)

單位:a

[illegible]

自然災害等により作付けが困難となった農地に関する申請書

令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業の交付対象作物の作付準備を
しておりましたが、自然災害等により作付けが困難となったため、別紙の農地
を水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業の交付対象としていただきたく、
申請をいたします。

申請者	住 所	
	氏名 又は 法人・組織名	

(別紙)

作付けが困難な農地

農地の番号		地名・地番、 大字、字、 集落地番	作物作付面積	作物名
耕地番号	分筆番号			
			m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	

(注意事項)

1. 「農地の番号」の欄には、「経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書」（営農計画書）に記入した農地のうち、作物の作付けが困難な農地の耕地番号及び分筆番号を記入して下さい。
2. 面積については、営農計画書のとおり面積を記入して下さい。
3. 「作物名」の欄には、営農計画書において記入した対象作物名（大豆等）を記入して下さい。
4. 提出にあたっては、被災前に作付準備のための作業を行っていたことの証拠書類（作業日誌、種子購入伝票等）を添付して下さい。
5. 提出済の営農計画書の農業者控えがある場合、営農計画書の控えの該当ほ場の記載に○印をつける等により作付けが困難なほ場を明確にし、これを提出することにより、別紙の提出を省略することができます。

＜担当者記入欄＞

[illegible]

自然災害等により作付けが困難となった農地に関する申請内容確認結果一覧表

申請者名	交付申請者管理コード	農地の番号		地名・地番、大字、字、集落地番	作物作付面積	作物名	確認結果		
		耕地番号	分筆番号				(ア)	(イ)	(ウ)
					m ²				
					m ²				
					m ²				
					m ²				
					m ²				
					m ²				
					m ²				
					m ²				

(注) 整理にあたっては、申請者の交付申請書、営農計画書、申請農地が災害復旧事業の対象となったことが確認できる書類（査定票等）、交付申請者から提出された「自然災害等により作付けが困難となった農地に関する申請書」及び作業日誌等の写しを添付する。

また、確認結果の欄には、実施要綱Ⅳの第 2 の 1 の（5）の⑤のア～ウの全ての条件を満たす場合に、「○」を記載する。

水_別紙参考様式第3号

自然災害等により作付けが困難となった農地を交付対象とすることについて

令和 年 月 日

殿

〇〇地方農政局長

〔 北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇月〇日付けで申請のあった件について、その内容を審査した結果、別紙の農地を交付対象農地として適当と判断したので、通知します。

(別紙)

自然災害等により作付けが困難となった農地のうち交付対象とした農地

[illegible]

令和〇年産水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の検査結果一覧表

地方農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長〕

JA・集荷業者名

所在地

代表者氏名

水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の取組について、農産物検査の結果を以下のとおり報告します。

(枚中 枚)

記

(単位: kg)

[illegible]

※1 農産物検査終了後、速やかに提出するものとする。ただし、受入施設において農産物検査に時間を要する場合は、当該施設への受入数量として提出できるものとし、この場合、「農産物検査の結果」を「受入数量」として提出するものとする。

※2 受入数量として提出した場合は、農産物検査終了後に、改めて検査結果を報告するものとする。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

地域農業再生協議会長

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について（申請）

下記農地について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の 2 の（1）の③のイの規定を適用したいので、申請します。

記

対象農地

- ・ 耕地番号及び分筆番号：
- ・ 地名、地番、大字、字、集落地番：
- ・ 面積（本地面積）： m^2
- ・ 平成 30 年度以降の直近 3 年間（当年度を含む）の利用形態：
- ・ 翌年度の利用形態：

- ・ 現在の利用形態を維持する必要がある期間：
令和〇年度から令和〇年度まで

- ・ 現在の利用形態を維持する必要がある理由：

（注 1）複数の農地を申請する場合、表形式で記載してもよい。

（注 2）現在の利用形態を維持する必要がある期間は 3 年以内を目処に設定。

年 月 日

〇〇地域農業再生協議会長 殿

交付申請予定者 住所

氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人等にあつては、} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について（申請）

下記農地について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の 2 の（1）の③のイの規定を適用したいので、申請します。

記

対象農地

- ・ 耕地番号及び分筆番号：
- ・ 地名、地番、大字、字、集落地番：
- ・ 面積（本地面積）： m^2
- ・ 平成 30 年度以降の直近 3 年間（当年度を含む）の利用形態：
- ・ 翌年度の利用形態：
- ・ 現在の利用形態を維持する必要がある期間：
令和〇年度から令和〇年度まで
- ・ 現在の利用形態を維持する必要がある理由：

（注 1）複数の農地を申請する場合、表形式で記載してもよい。

（注 2）現在の利用形態を維持する必要がある期間は 3 年以内を目処に設定。

番 号
年 月 日

〇〇〇〇 殿

〇〇農政局長

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について（承認）

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった下記農地については、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の 2 の（1）の③のイの規定を適用することについて承認します。

記

対象農地

- ・ 耕地番号及び分筆番号：
- ・ 地名、地番、大字、字、集落地番：
- ・ 面積（本地面積）： m^2
- ・ 平成 30 年度以降の直近 3 年間（当年度を含む）の利用形態：
- ・ 翌年度の利用形態：

- ・ 現在の利用形態を維持する必要がある期間：
令和〇年度から令和〇年度まで

- ・ 現在の利用形態を維持する必要がある理由：

（注 1）複数の農地を申請する場合、表形式で記載してもよい。

（注 2）現在の利用形態を維持する必要がある期間は 3 年以内を目処に設定。

水_別紙参考様式第9号

令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

〇〇地域農業再生協議会長

飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等その他不可抗力の要因時の
特例措置について（申請）

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林
水産事務次官依命通知）Ⅳの第2の1の（6）の①のイの（注6）の規定を適用
したいので、別紙のとおり申請します。

飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等その他不可抗力の要因時の特例措置申請者一覧

交付申請者 管理コード	交付申請者 氏名	用途 ※1	作付面積 (㎡)	出荷・販売量 (kg)	単収 (kg/10a)	標準単収値 (調整後) (kg/10a)	品種1 ※2	品種2 ※3	出荷方式 ※4	自然災害等その 他不可抗力の要 因であることの確 認※5	適切な生産の 実施の確認 ※6	収量実績から標 準単収値を控除 した値の過去3年 平均 ※7	過去3年の自然 災害等その他不 可抗力の要因に よる異常年 ※8

注 過去3年間に飼料用米、米粉用米の取組状況がない場合(異常年を除いた場合も含む)には、過去3年及び当年産の水稲全体の収量実績が確認できる書類を添付してください。

※1 「飼料用」又は「米粉用」のいずれかを記入してください。

※2 用途が飼料用米の場合、「一般品種」又は「多収品種」のどちらかを記入してください。

※3 具体的な品種名を記入してください(主食用品種も記載)。複数品種の作付がある場合は、別の行に分けて記入してください。主食用品種にあっては出荷予定品種としてください。

※4 一括管理方式の場合は「一括」、区分管理方式の場合は「区分」と記入してください。

※5 自然災害等その他不可抗力の要因であることが客観的に確認できる場合は、○を記入してください。

※6 当該自然災害等その他不可抗力の要因の発生以前においては、適切な生産が行われていたことが確認できる場合は、○を記入してください。

※7 過去3年のうちに、自然災害等その他不可抗力の要因により飼料用米・米粉用米の収量に影響を受けた年がある場合は、その年を除いて算出してください。
また、算出の根拠となる関連資料として、別紙2「飼料用米・米粉用米の数量払いにおける自然災害等その他不可抗力の要因時の特例措置に係る交付申請者の過去3年の実績一覧」を提出してください。

※8 過去3年のうちに、自然災害等その他不可抗力の要因により飼料用米・米粉用米の収量に影響を受けた年がある場合は、その年度を記入してください。

飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等その他不可抗力の要因時の特例措置に係る交付申請者の過去3年の実績一覧

交付申請者 管理コード	交付申請者 氏名	用途 ※1	品種1 ※2、※4	品種2 ※3、※4	令和○年										
					出荷方式										
					区分管理								一括管理		平均
					作付面積	交付対象数 量	単収 (収量実績)	令和○年の 地域の合理的な単収等 (調整前の単収)	作柄表示地 帯別のふり 目1.70mm 以上の10a当 たり収量(令 和○年の当 年産)	作柄表示地 帯別のふり 目1.70mm 以上の10a当 たり収量(令 和○年の平 年収量)	標準単収 (調整後の単 収)	収量実績か ら標準単収 値を控除した 値	作付面積	収量実績から 標準単収値を 控除した値 (一括管理の 場合は0とす る)	収量実績から 標準単収値を 控除した値
					(㎡) ①	(kg) ②	(kg/10a) ③=②/①	(kg/10a) ④	(kg/10a) ⑤	(kg/10a) ⑥	(kg/10a) ⑦=④*⑤/⑥	⑧=③-⑦	(㎡) ⑨	⑩	⑪(⑧と⑩の平均)
					1,000	500	500	524	535	525	534	▲ 34	2,000	0	▲ 11
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0

※1 「飼料用」又は「米粉用」のいずれかを記入してください。
※2 用途が飼料用米の場合、「一般品種」又は「多収品種」のどちらかを記入してください。
※3 具体的な品種名を記入してください(主食用品種も記載)。複数品種の作付がある場合は、別の行に分けて記入する。主食用品種にあっては出荷予定品種とする。
※4 令和3年～令和5年産において、一般品種及び多収品種の両方で飼料用米に取り組んでいたものの、それぞれの収量等が不明な場合は、品種を区別しないでその年産の実績を記載してもよいものとする。

[illegible]

[illegible]

令和 年 月 日

〇〇地域農業再生協議会長 殿

〇〇農政局長

飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等その他不可抗力の要因時の
特例措置について（承認）

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった件については、経営所得安定対策等実
施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）
Ⅳの第 2 の 1 の（6）の①のイの（注 6）の規定を適用することについて、別紙
のとおり承認します。

(別紙)

飼料用米、米粉用米の数量払いにおける自然災害等その他不可抗力の要因時の
特例措置対象者一覧

[illegible]

水_別紙参考様式第11号

年 月 日

〇〇地域農業再生協議会長 殿

住所
氏名

一般品種の飼料用米を一括管理方式により出荷する場合の戦略作物助成の交付単価に関する同意書

当方が所属する地域農業再生協議会について、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第2の1の（6）の①のイのただし書きに基づき、水田活用の直接支払交付金のうち戦略作物助成について、一般品種の飼料用米を一括管理方式により出荷する場合の交付単価を一律65,000円/10aとすることに同意します。

水_別紙参考様式第12号

年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長〕

地域農業再生協議会長

一般品種の飼料用米を一括管理方式により出荷する場合の戦略作物助成の交付単価に関する申出書

経営所得安定対策実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第2の1の（6）の①のイのただし書きに基づき、一般品種の飼料用米を一括管理方式により出荷する当協議会所属の交付申請者について、水田活用の直接支払交付金のうち戦略作物助成の交付単価を一律65,000円/10aとしていただきたいので申し出ます。